

# 第 2 期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和 2 年 3 月

宇都宮市



# 目 次

## 第1部 総論

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3

### 第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針

1 教育・保育（幼稚園や保育所，認定こども園等の入所）の実施状況	4
2 本市の子ども・子育て関連事業（保育所等の入所以外の，各種子ども・子育て支援サービス）の実施状況	12
3 子ども・子育てを取り巻く社会状況等	25
4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果の概要	31
5 課題と対応方針の総括	49

## 第2部 施策の推進

### 第1章 計画の目標

1 計画の目標	51
---------	----

### 第2章 幼稚園や保育所，認定こども園等の入所を希望する世帯の量の見込み及び供給体制の確保方策

1 教育・保育の提供区域について	51
2 量の見込み，供給体制の確保内容・実施時期等について	54
3 供給体制の確保に関連する事項	61

### 第3章 各種子ども・子育て支援サービス（保育所等の入所以外のもの）の利用に係る量の見込み及び供給体制の確保方策

1 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域について	68
2 量の見込み，供給体制の確保内容・実施時期等について	69
・ 妊婦に対する健康診査	70
・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	71
・ 養育支援訪問事業	72
・ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）	73
・ 利用者支援事業	74
・ 一時預かり事業	75
・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	77
・ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）	78
・ 延長保育事業	79
・ 病児保育事業	80
・ 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）	81

- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ..... 85
- ・ 多様な主体の参入促進事業 ..... 85
- ・ 休日保育 ..... 85

#### 第4章 関連施策の展開

- 1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策 ..... 86
- 2 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進 ..... 87
- 3 ワーク・ライフ・バランスが図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ..... 87

#### 第5章 計画の総合的な推進体制

- 1 計画の周知と啓発 ..... 88
- 2 庁内推進体制 ..... 88
- 3 庁外推進体制 ..... 88
- 4 計画の点検・評価と施策への反映 ..... 88
- 5 SDGsとの整合 ..... 88

#### <参考資料>

- ・ 他市町との広域調整 ..... 90
- ・ 施設の利用状況に基づく区域間移動の調整 ..... 92
- ・ 宇都宮市子ども・子育て会議委員名簿 ..... 93

## 1 計画策定の趣旨

本市では、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」（第1次：平成22年度～令和元年度，第2次：令和2年度～令和11年度）に基づき，平成27年3月に，乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策・事業を総合的に推進する「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し，第1期計画の中間年にあたる平成29年度には，新たなニーズや事業の利用実績を踏まえた改定を行い，施策・事業を実施した結果，年度当初においては，平成29年度から3年連続，年度途中においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成したところです。

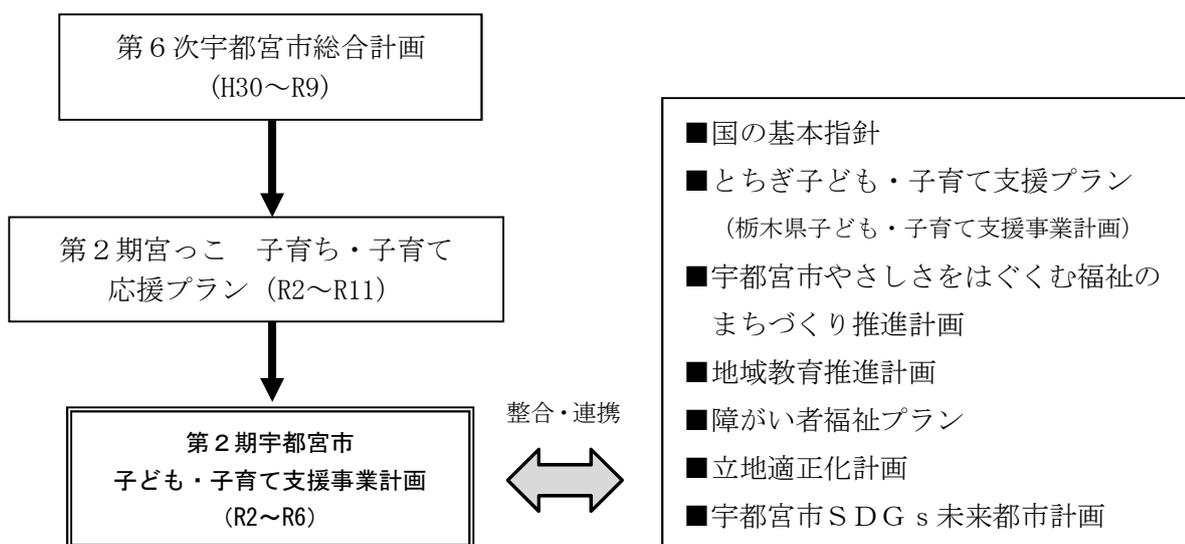
こうした中，女性就業率の上昇や，国における働き方改革の推進，令和元年10月から子育て世帯の負担軽減を図る少子化対策として実施された幼児教育・保育の無償化など，様々な施策等の影響により，保育ニーズの高まりが見込まれており，ワーク・ライフ・バランスを確保し，安心して子どもを産み育てられる環境をより一層充実・強化していくことが求められています。

これまで以上に，すべての子育て家庭が，必要となる保育サービスを利用できる環境を整えていくためには，幼児期の教育や保育，子育て支援などに関するニーズを適切に捉え，保育サービスを供給してしていく必要があることから，国の動向や社会状況の変化，第1期計画における施策の実施成果，子育て世帯を対象としたニーズ調査結果等を踏まえ，適正なサービスの確保を行いながら，年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を目指す，「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法第60条に規定する国の基本指針に即し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、本市の子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本施策に掲げる「すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します」や「家庭や地域における養育力の向上を支援します」などに係る事業等を計画的に供給するための計画として位置付けます。

また、「SDGs※」の達成に向け、総合的かつ効果的な取組の推進を図るものとして策定された「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合・連携を図り、同計画や「第6次宇都宮市総合計画」の関連指標の達成に向け、各施策・事業を実施していきます。



### ※SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されるもの。地球上の「誰一人として取り残されない」ことを誓っています。

#### 【関連するSDGsのゴール】

- ① 貧困をなくそう ③ すべての人に健康と福祉を ④ 質の高い教育をみんなに  
 ⑤ ジェンダー平等を実現しよう ⑩ 人や国の不平等をなくそう  
 ⑯ 平和と公正をすべての人に

#### 【第6次宇都宮市総合計画・宇都宮市SDGs未来都市計画における関連指標】

項目	現状値 (H28)	目標値 (R4)
宇都宮市で子育てをしていきたいと思う親の割合	95.9%	98.5%

### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間となります。

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、計画の基礎資料とするほか、子ども・子育て関連施策の推進に資することを目的として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などから構成された「宇都宮市子ども・子育て会議」において、本計画の内容について意見をいただきながら、策定を進めました。

更に、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、「パブリックコメント」を実施しました。

## 第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針

### 1 教育・保育（幼稚園や保育所，認定こども園等の入所）の実施状況

「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」第1期計画（平成27年度から令和元年度）において、「量の見込み」と「確保体制」について定め、達成度を評価しています。

第1期計画においては、平成29年度末に中間見直しを実施し、平成30年度・平成31年度（令和元年度）の各数字を改めました。

#### (1) 教育・保育の実施状況

<p><b>【評価】 ④確保方策（実績）／②確保方策（計画）の割合</b></p> <p>◎ 達成している（90%以上）</p> <p>○ 概ね達成している（70%～90%未満）</p> <p>△ 達成していない（70%未満）</p>
---

#### ア 幼児期の教育（1号認定子ども）

3～5歳の教育を必要とする児童を対象として、幼稚園や認定こども園において教育を実施するものです。

【図1-1 幼児期の教育（1号認定子ども）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	人数	10,021人	10,352人分	8,957人	10,625人分	◎
H28	人数	9,872人	10,185人分	8,813人	10,507人分	◎
H29	人数	9,799人	10,006人分	8,169人	10,660人分	◎
H30	人数	8,767人	10,529人分	7,864人	10,318人分	◎
R1 ※	人数	8,842人	10,119人分	8,842人	10,318人分	◎

※R1 実績値は見込み

資料：保育課

### イ 幼児期の保育（2号認定子ども）

3～5歳の保育を必要とする児童を対象として、保育所や認定こども園において保育を実施するものです。

【図1-2 幼児期の保育（2号認定子ども）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	人数	4,473人	4,589人分	5,024人	4,618人分	◎
H28	人数	4,406人	4,589人分	5,323人	4,779人分	◎
H29	人数	4,374人	4,627人分	7,367人	7,288人分	◎
H30	人数	5,172人	5,235人分	5,695人	5,639人分	◎
R1 ※	人数	5,260人	5,400人分	6,002人	6,674人分	◎

※R1 実績値は見込み

資料：保育課

### ウ 幼児期の保育（3号認定子ども）

0～2歳の保育を必要とする児童を対象として、保育所や認定こども園等において保育を実施するものです。

【図1-3 幼児期の保育（3号認定子ども，1・2歳）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	人数	4,848人	3,194人分	3,655人	2,812人分	○
H28	人数	4,658人	3,644人分	4,086人	3,095人分	○
H29	人数	4,423人	4,449人分	4,289人	3,967人分	○
H30	人数	4,238人	4,238人分	4,362人	4,038人分	◎
R1 ※	人数	4,081人	4,081人分	4,537人	4,198人分	◎

※R1 実績値は見込み

資料：保育課

【図1-4 幼児期の保育（3号認定子ども，0歳）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	人数	1,212人	904人分	1,771人	963人分	◎
H28	人数	1,142人	1,011人分	1,913人	1,070人分	◎
H29	人数	1,087人	1,145人分	2,011人	1,482人分	◎
H30	人数	1,788人	1,788人分	2,048人	1,688人分	◎
R1 ※	人数	1,730人	1,730人分	2,119人	1,754人分	◎

※R1 実績値は見込み

資料：保育課

(2) 幼稚園・保育所・認可外保育施設の設置状況

令和元年度現在、幼稚園 27 施設、保育所 80 施設、地域型保育事業所 50 施設、認定こども園 20 施設、認可外保育施設 52 施設が設置されています。

【図 1-5 幼稚園設置状況（令和元年 5 月現在）】

設置数	施設類型	定員(a)	入園者数(b)	入園率(b/a)
47 施設	幼稚園 27 施設 認定こども園 (幼稚園部分) 20 施設	10,233 人	8,027 人(※)	78.4%

※入園者数には満3歳児保育利用者を含みます。

資料：保育課

【図 1-6 保育所設置状況（平成 31 年 4 月現在）】

設置数	施設類型	定員(a)	入所者数(b)	入所率(b/a)
150 施設	保育所 80 施設 認定こども園 (保育所部分) 20 施設 地域型保育事業 50 施設	10,048 人	10,705 人	106.5%

資料：保育課

【図 1-7 認可外保育施設設置状況（平成 31 年 4 月現在）】

類型	設置数
届出対象施設	23 施設
届出対象外施設	29 施設
計	52 施設

資料：保育課

【図 1-8 行政区別施設設置状況（平成 31 年 4 月現在）】

行政区	0~5歳人口 (H31.4.1)	面積 (k㎡)	認定 こども園	私立 幼稚園	国立大学 附属幼稚園	私立 保育所 (※1)	公立 保育所	認可外 保育施設 (※2)
本庁	129,715	26.370	6	7	1	32	2	20
宝木	29,963	6.890	1	2	0	9	0	2
陽南	24,512	3.873	0	1	0	6	1	4
平石	30,944	21.120	2	1	0	7	1	3
清原	30,401	42.078	0	3	0	10	0	4
横川	36,655	18.553	1	3	0	9	0	2
瑞穂野	9,967	19.523	0	1	0	3	0	2
豊郷	40,303	24.644	2	0	0	11	1	4
国本	14,601	24.246	0	1	0	2	0	1
富屋	3,745	17.003	1	0	0	2	0	0
篠井	2,336	26.577	0	0	0	1	0	0
城山	22,840	39.439	1	1	0	1	1	1
姿川	56,756	23.842	3	1	0	11	1	1
雀宮	41,191	18.002	2	2	0	8	1	4
上河内	9,643	56.960	0	1	0	1	1	1
河内	34,898	47.720	1	2	0	7	1	3
合計	518,470	416.84	20	26	1	120	10	52

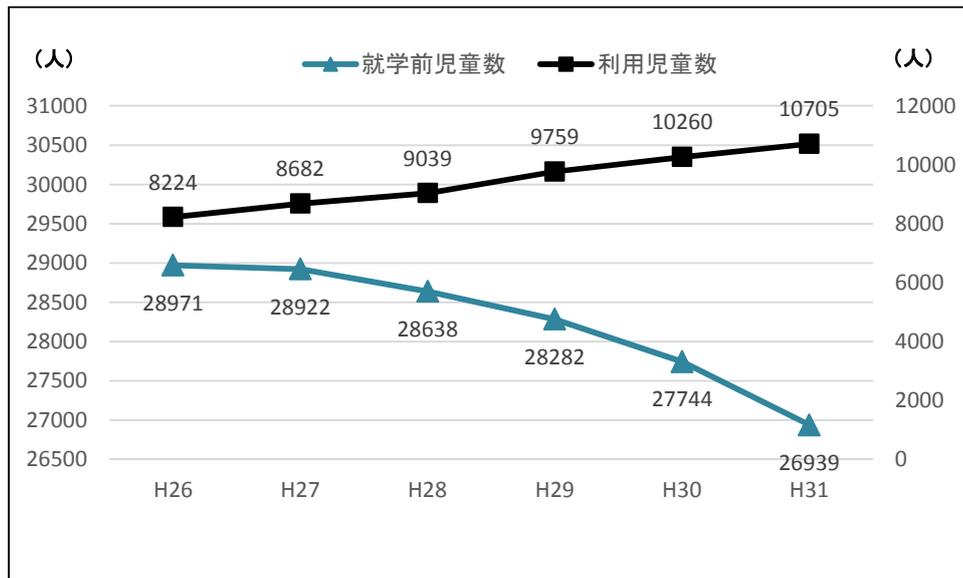
※1 地域型保育事業施設を含みます。

※2 企業主導型保育事業施設を含みます。

資料：保育課

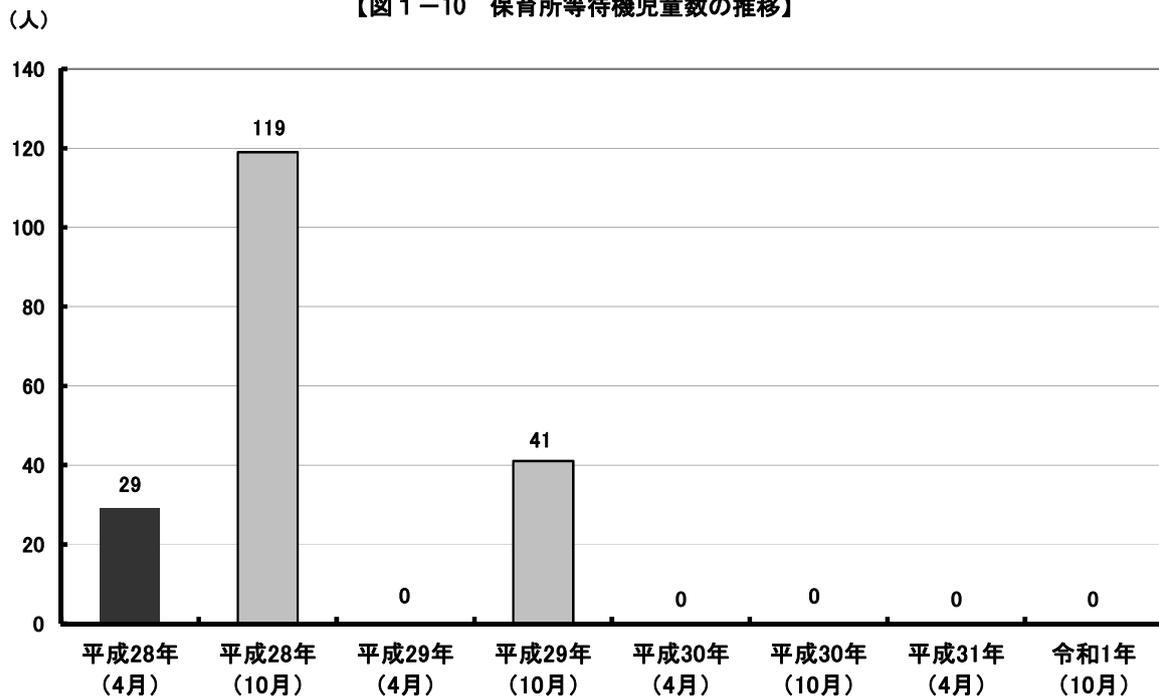
(3) 保育所等入所児童数と待機児童数の推移

【図1-9 就学前児童数と保育所等入所児童数の推移】



資料：就学前児童数（住民基本台帳（各年の3月末現在））  
 保育所等入所児童数（保育課）

【図1-10 保育所待機児童数の推移】

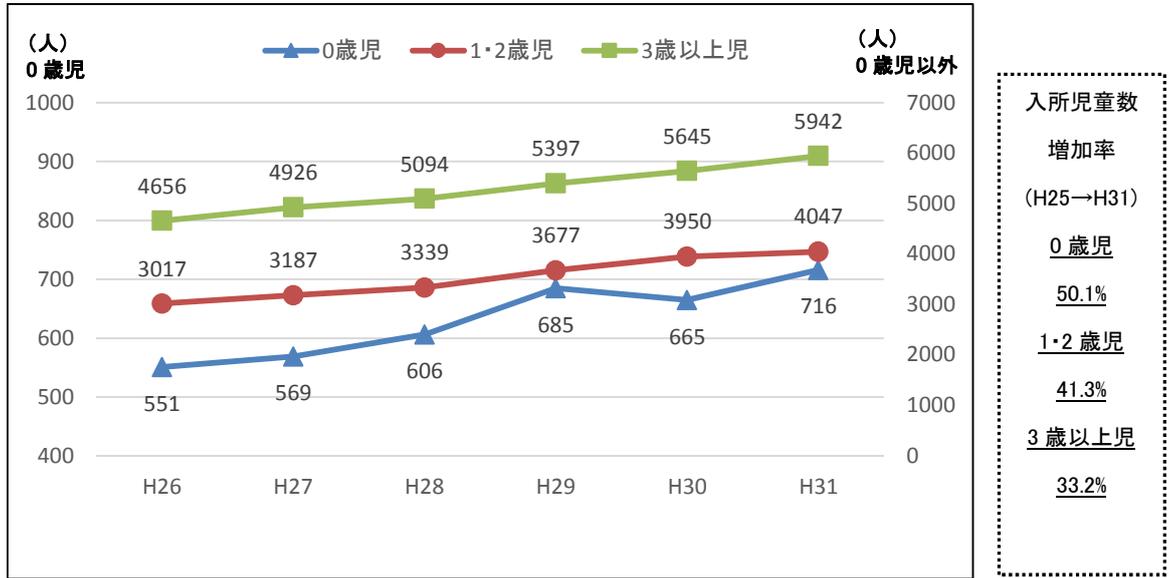


資料：保育課

(4) 保育所等年齢別入所児童数の推移

出生数は減少傾向にある一方で、すべての年齢において保育所等入所児童数は増加傾向にあります。特に、0歳から2歳の入所児童数の増加が顕著に見られます。

【図1-11 保育所等年齢別入所児童数の推移】

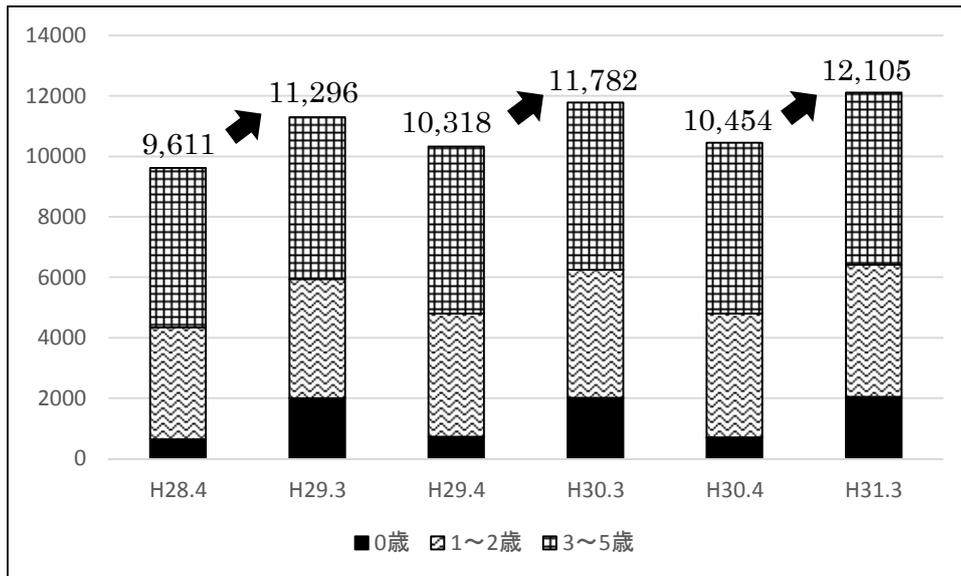


資料：保育課

(5) 年度内における入所申込数の推移

年度内における入所申込数は、保護者の育児休暇の取得終了等に伴い、年度後半に向けて増加する傾向があります。

【図1-12 年度内における入所申込数の推移】

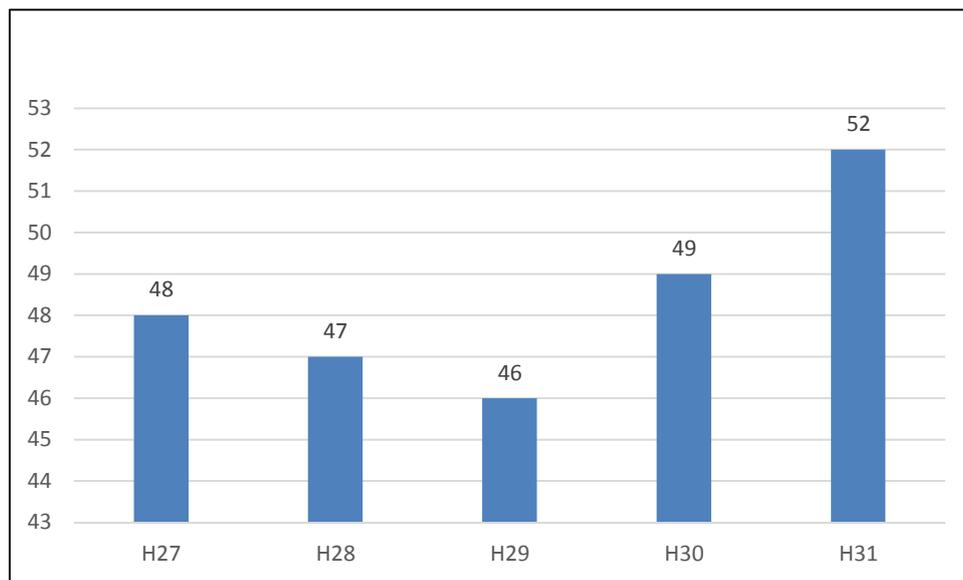


資料：保育課

(6) 認可外保育施設数の推移

認可外保育施設は平成27年度と比較すると、微増の傾向にあります。

【図1-13 認可外保育施設数の推移】



資料：子ども未来課

(7) 区域内施設利用率※の推移

区域内施設利用率は区域毎にばらつきがありますが、平成27年度と比較して大幅に割合が下がっている区域があり、利用される施設が広範になっていると考えられます、

※特定の区域に居住している児童のうちの何%が、居住区域と同じ区域に立地している施設を利用しているかを示す割合

【図1-14 区域内施設利用率の推移】

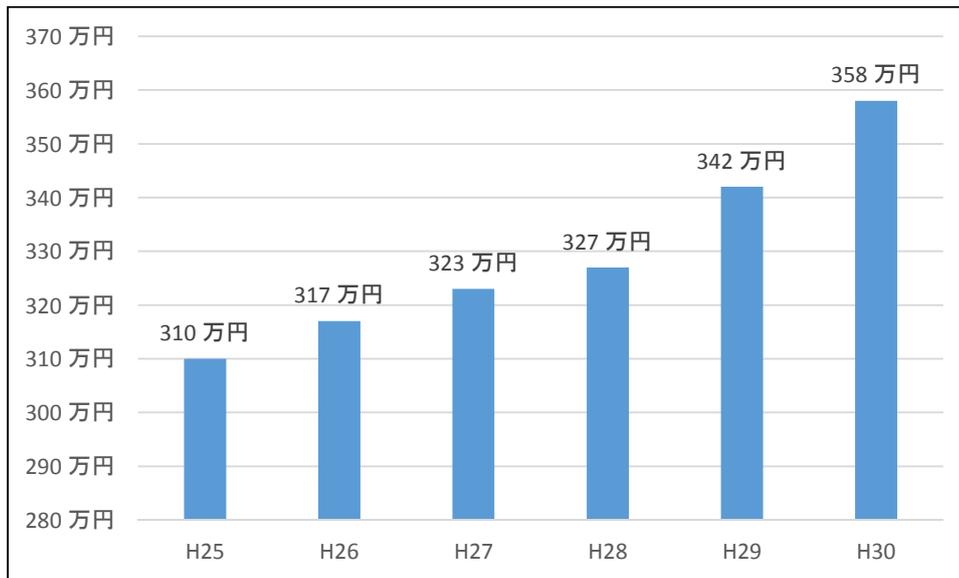
区域名	地区	区域内施設利用率		
		平成27年度	令和元年度	増減
北西部	富屋・篠井	83.40%	37.90%	▲45.5%
西部	宝木・国本・城山	61.20%	82.80%	21.60%
本庁	本庁	66.10%	54.50%	▲11.6%
北東部	豊郷・河内	76.70%	68.80%	▲7.9%
南東部	横川・瑞穂野	59.30%	58.00%	▲1.3%
東部	平石・清原	69.90%	73.30%	3.40%
南西部	陽南・姿川・雀宮	73.90%	78.30%	4.40%
上河内	上河内	86.50%	67.20%	▲19.3%

資料：保育課

【参考】保育士の平均賃金（全国平均）について

処遇改善等により、保育士の賃金は近年、上昇傾向にあります。全職種平均と比較すると、年間で100万円超、低い数値となっています。

【図1-15 保育士の平均賃金の推移】



資料：賃金構造基本統計調査

【図1-16 職種ごとの平均賃金の比較】

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	42.9 歳	12.4 年	336.7 千円	65.1%	43.6 歳	13.7 年	374.7 千円	34.9%	41.4 歳	9.7 年	265.6 千円
保育士	100.0%	36.8 歳	8.1 年	239.3 千円	5.8%	32.0 歳	5.9 年	260.3 千円	94.2%	37.1 歳	8.2 年	238.0 千円
幼稚園教諭	100.0%	33.7 歳	8.0 年	241.3 千円	4.6%	37.4 歳	10.6 年	298.0 千円	95.4%	33.5 歳	7.9 年	238.6 千円
看護師	100.0%	39.3 歳	8.2 年	331.9 千円	10.3%	36.9 歳	7.6 年	341.3 千円	89.7%	39.6 歳	8.3 年	330.8 千円
福祉施設介護員	100.0%	41.9 歳	7.0 年	239.7 千円	35.8%	39.0 歳	6.8 年	254.7 千円	64.2%	43.5 歳	7.2 年	231.4 千円
ホームヘルパー	100.0%	46.8 歳	7.5 年	241.1 千円	21.7%	40.1 歳	6.0 年	259.1 千円	78.3%	48.6 歳	7.8 年	236.2 千円

資料：H30年賃金構造基本統計調査

## (7) 教育・保育の実施状況に係る評価・課題

### ア 幼児期の教育（1号認定子ども）

#### 【評価】

幼稚園や認定こども園において、幅広い知識と教養を身に付けることなどを目的に、教育を実施しました。少子化や保育利用ニーズの高まりなどから計画の量の見込みを利用が下回ったことから、既存施設により十分にニーズに対応することができました。

#### 【課題】

平成30年度までは利用が減少傾向にありますが、幼児教育・保育の無償化によるニーズの増加も想定されることから、適切に需要動向を捉えながら、供給体制の維持・確保を行う必要があります。

### イ 幼児期の保育（2号・3号認定子ども）

#### 【評価】

保育所や認定こども園において、健全な心身の発達を図ることを目的に、保育を必要とする子どもの保育を実施しました。女性就業率の高まりなどから計画の量の見込みを利用が上回りましたが、「利用定員の弾力化」を最大限活用しながら実際の需要に対応し、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても、平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成しましたが、年度後半は保育士の確保が難しいことなどから、待機児童が発生しました。

#### 【課題】

- ・利用が増加傾向にあり、「幼児教育・保育の無償化」の影響によるニーズの増加も想定されることから、適切に需要動向を捉えながら、供給体制の整備を行う必要があります。
- ・年度後半に発生する保育ニーズに適切に対応するためには、保育士を安定的に確保していく必要がある中、保育士の賃金水準が他の産業と比較して低いことや、保育士の離職率が高いことなどの課題があります。
- ・継続的に「利用定員の弾力化」を活用しながら保育ニーズに対応していく必要がある中、一部の公立保育所においては入所率が低下しており、定数調整機能を十分に発揮できていない状況にあります。
- ・第1期計画期間において幼稚園の認定こども園への移行を促進してきた中、期間中に移行した園は10園強に留まっており、移行に課題を感じている事業者がいるものと考えられます。
- ・認可外保育施設については、保育の受け皿として、職場に近接した施設である企業主導型保育事業が選択されるケースなど、保育所等の補完的な役割を果たしており、施設数は微増傾向にあります。幼児教育・保育の無償化なども踏まえ、これまでの補完的役割だけでなく、認可保育施設への移行についても検討していく必要があります。
- ・施設の増加により保護者の利便性や利用実態が変化したことから、平成27年度と比較して区域内施設利用率が低下しており、効果的・効率的な需給調整を行うためには、現行計画の「教育・保育提供区域」を見直し、より直近の利用実態に近い区域としていく必要があります。

## 2 本市の子ども・子育て関連事業（保育所等の入所以外の、各種子ども・子育て支援サービス）の実施状況

「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」第1期計画（平成27年度から令和元年度）において、各事業の「量の見込み」と「確保体制」について定め、達成度を評価しています。

第1期計画においては、平成29年度末に中間見直しを実施し、平成30年度・平成31年度（令和元年度）の各数字を改めました。

### 【評価】 ④確保方策（実績）／②確保方策（計画）の割合

- ◎ 達成している（90%以上）
- 概ね達成している（70%～90%未満）
- △ 達成していない（70%未満）

### ア 妊婦に対する健康診査

健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【図2-1 妊婦に対する健康診査の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	人数	4,981人	【実施場所】 全国の医療機関 (病院, 診療所, 助産院)  【実施体制】 医療機関の医師  【検査項目】 尿検査, 血液検査等	5,083人	(②)と同様	◎
	回数	61,784回		61,011回		
H28	人数	4,691人		4,799人		◎
	回数	59,172回		57,565回		
H29	人数	4,464人		4,732人		◎
	回数	57,246回		56,314回		
H30	人数	4,784人		4,323人		◎
	回数	57,935回		52,922回		
R1 ※	人数	4,624人		4,323人		◎
	回数	56,256回		52,922回		

※R1 実績値は見込み

資料：子ども家庭課

### 【評価】

安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊娠中の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊婦の健康管理を適正に行いました。計画の見込みに概ね近い利用があり、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

## イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【図2-2 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	人数	4,732人	【実施体制】専門職27人 （助産師、看護師、保健師） 【実施機関】市直営	4,795人	(②)と同様	◎
H28	人数	4,456人	【実施体制】専門職25人 （助産師、看護師、保健師） 【実施機関】市直営	4,642人	専門職 28人	◎
H29	人数	4,241人	【実施体制】専門職24人 （助産師、看護師、保健師） 【実施機関】市直営	4,338人	専門職 26人	◎
H30	人数	4,449人	【実施体制】専門職24人 （助産師、看護師、保健師） 【実施機関】市直営	4,241人	専門職 26人	◎
R1 ※	人数	4,300人	【実施体制】専門職24人 （助産師、看護師、保健師） 【実施機関】市直営	4,241人	専門職 26人	◎

※R1 実績値は見込み

資料：子ども家庭課

### 【評価】

出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、面接率の向上や訪問指導員の確保及び質の向上に取り組みながら、全戸訪問による面接を実施しました。計画の見込みに概ね近い利用があり、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

## ウ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【図2-3 養育支援訪問事業の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	件数	251 件	【実施体制】専門的相談指導員・育児家事支援 各1人 【実施期間】宇都宮市 【委託団体】宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児家事支援)	394 件	(②)と同様	◎
H28	件数	270 件	【実施体制】専門的相談指導員・育児家事支援 各1人 【実施期間】宇都宮市 【委託団体】宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児家事支援)	242 件		◎
H29	件数	289 件	【実施体制】専門的相談指導員・育児家事支援 各1人 【実施期間】宇都宮市 【委託団体】宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児家事支援)	286 件		◎
H30	件数	308 件	【実施体制】専門的相談指導員・育児家事支援 各1人 【実施期間】宇都宮市 【委託団体】宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児家事支援)	385 件		◎
R1 ※	件数	327 件	【実施体制】専門的相談指導員・育児家事支援 各1人 【実施期間】宇都宮市 【委託団体】宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児家事支援)	385 件		◎

※R1 実績値は見込み

資料：子ども家庭課

### 【評価】

困難を抱える子育て家庭に養育に関する相談・指導、育児・家事援助を行い、適切な養育の実施を確保することは、子どもの健全な成長や児童虐待の未然防止に有効であり、母子保健事業や各関係機関と連携しながら、計画に基づき事業を実施しました。計画の見込みを利用が上回る年度がありましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

## エ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【類似事業】子どもの家における子育て支援事業

【図2-4 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）及び類似事業の事業実施状況】

事業種別		実施施設数
子育てサロン	公立	7施設（中央、石井、竹林、西部、ゆずのこ、なかよし、北雀宮）
	民間	5施設（みずほの、とまつり、とよさと、宝木、やよい）
子どもの家		市内55施設

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	延べ人数 ※1	59,036人	【施設数】 子育てサロン 12施設 子どもの家 53施設 【利用可能数】89,528人	13,018人	(②)と同様	◎
H28	延べ人数 ※1	56,495人	【施設数】 子育てサロン 12施設 子どもの家 53施設 【利用可能数】87,955人	12,973人		◎
H29	延べ人数 ※1	53,652人	【施設数】 子育てサロン 12施設 子どもの家 54施設 【利用可能数】89,028人	12,282人		◎
H30	延べ人数 ※1	56,056人	【施設数】 子育てサロン 12施設 子どもの家 55施設 【利用可能数】105,917人	12,367人		◎
R1 ※2	延べ人数 ※1	53,790人	【施設数】 子育てサロン 12施設 子どもの家 55施設 【利用可能数】105,917人	12,367人		◎

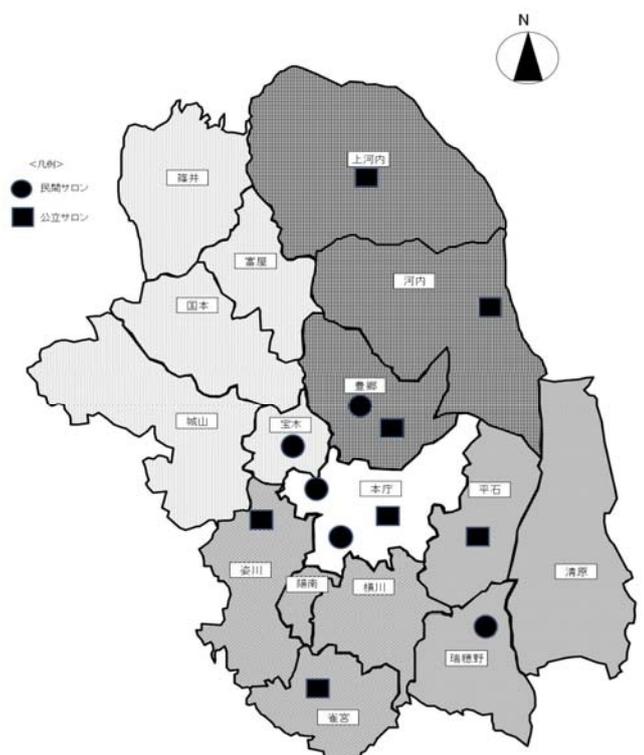
※1 月平均で算出。

※2 R1 実績値は見込み。

### 資料：保育課

#### 【評価】

親子の交流の場の提供や育児講座の実施により、子育ての相談指導や育児不安の解消などを図りました。計画の見込みを利用が下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。



## オ 利用者支援事業（専門職員による子育て相談）

子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に実施する事業です。

平成30年度の間見直し以降、妊娠期から子育て期に渡るまでの健康や育児に関する相談への対応を実施している「子育て世代包括支援センター」についても、実施施設として算入しています。

【図2-5 利用者支援事業の事業実施状況】

事業種別	実施施設数
子育てサロン（公立）	7施設（中央、石井、竹林、西部、ゆずのこ、なかよし、北雀宮）
子育て世代包括支援センター	5施設（保健福祉総務課、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センター、河内地区市民センター）

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	実施施設数	7施設	7施設	7施設	7施設	◎
H28	実施施設数	7施設	7施設	7施設	7施設	◎
H29	実施施設数	7施設	7施設	7施設	7施設	◎
H30	実施施設数	12施設	12施設	12施設	12施設	◎
R1	実施施設数	12施設	12施設	12施設	12施設	◎

資料：保育課

### 【評価】

公立の子育てサロンと子育て世代包括支援センターにおいて、事業を実施しました。計画に基づき実施施設数を確保し、ニーズに対応することができました。

## カ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等における通常の教育時間の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行う事業です。

【図2-6 幼稚園における預かり保育の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	延べ 人数	241,920人	【利用可能数】 240,890人分	217,970人（概数）	（②）と同様	◎
H28	延べ 人数	238,240人	【利用可能数】 240,890人分	218,440人（概数）		◎
H29	延べ 人数	236,435人	【利用可能数】 240,890人分	240,300人（概数）		◎
H30	延べ 人数	337,256人	【利用可能数】 430,000人分	224,058人（概数）		◎
R1 ※	延べ 人数	338,713人	【利用可能数】 430,000人分	230,000人（概数）		◎

※ R1 実績値は見込み。

資料：保育課

### 【評価】

幼稚園や認定こども園において、乳幼児の一時預かり事業を着実に実施しました。平成30年度以降は計画の見込みを利用が下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

## キ 一時預かり事業（一般型）

家庭での保育が一時的に困難な際、保育所等において乳幼児を一時的に預かる事業です。

【類似事業】ファミリーサポートセンター事業（未就学児）

【図2-7 一時預かり事業の事業実施状況】

事業種別		実施施設数
一時預かり	一般型	29施設
	地域密着型	1施設（ゆうあいひろば）

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	延べ人数	24,758人	【利用可能数】44,635人	36,129人	((2))と同様	◎
H28	延べ人数	24,024人	【利用可能数】44,635人	40,907人		◎
H29	延べ人数	27,132人	【利用可能数】48,687人	53,593人	((3))と同様	◎
H30	延べ人数	37,976人	【利用可能数】44,885人	50,911人		◎
R1 ※	延べ人数	36,590人	【利用可能数】44,885人	50,911人		◎

※ R1 実績値は見込み。

資料：子ども未来課・保育課

### 【評価】

保育所や小規模保育事業所等において、乳幼児の一時預かり事業を着実に実施しました。計画の見込みを上回る利用がありましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

## ク 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

【図2-8 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（小学生）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価	
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策		
H27	1～3年生	6,079人	12,567人	3,190人	(2)と同様	◎	
	4～6年生	6,488人		2,934人			
	合計	12,567人		6,124人			
H28	1～3年生	6,560人	14,237人	3,884人		(3)と同様	◎
	4～6年生	7,677人		3,038人			
	合計	14,237人		6,922人			
H29	1～3年生	7,041人	15,907人	4,706人	(3)と同様		◎
	4～6年生	8,866人		2,312人			
	合計	15,907人		7,018人			
H30	1～3年生	4,536人	7,520人	5,812人		(3)と同様	◎
	4～6年生	2,984人		3,384人			
	合計	7,520人		9,196人			
R1 ※	1～3年生	4,536人	7,520人	6,166人	(3)と同様		◎
	4～6年生	2,984人		3,303人			
	合計	7,520人		9,469人			

※ R1 実績値は見込み。

資料：子ども未来課

### 【評価】

子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方がお互いに会員になり、子どもの健やかな育ちの援助をする活動の支援に着実に取り組みました。計画の見込みを利用が上回りましたが、希望者は全員、希望に沿った利用が可能な状況となるよう、協力会員の確保を着実に進めているほか、安心して利用できるよう制度内容の周知に努め、ニーズに対応することができました。

## ケ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業です。

【図 2-9 子育て短期支援事業（子育て支援短期入所事業）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	乳児院	346 日	85 人/日	460 日	252 人/日	◎
	児童養護施設		261 人/日		208 人/日	
H28	乳児院	356 日	90 人/日	226 日	(②) と同様	◎
	児童養護施設		266 人/日			
H29	乳児院	367 日	95 人/日	295 日		◎
	児童養護施設		272 人/日			
H30	乳児院	379 日	100 人/日	231 日		◎
	児童養護施設		279 人/日			
R1 ※	乳児院	391 日	105 人/日	231 日	◎	
	児童養護施設		286 人/日			

※ R1 実績値は見込み。

資料：子ども家庭課

### 【評価】

保護者の病気や出産などにより、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合において、児童福祉施設等での預かりを着実に実施しました。

平成 28 年度以降は計画の見込みを利用が下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

## コ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園等において保育を実施する事業です。

【図2-10 延長保育促進事業の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	延べ 人数	1,381人	【利用可能数】3,735人	4,137人	(③)と同様	◎
H28	延べ 人数	1,340人	【利用可能数】3,735人	4,252人		◎
H29	延べ 人数	1,302人	【利用可能数】3,735人	4,524人		◎
H30	延べ 人数	3,197人	【利用可能数】3,735人	4,828人		◎
R1 ※	延べ 人数	3,139人	【利用可能数】3,735人	5,100人		◎

※ R1 実績値は見込み。

資料：保育課

### 【評価】

保育所や認定こども園等の通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を着実に実施しました。計画の見込みを上回る利用がありましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

## サ 病児保育事業

保育を必要とする病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【図2-11 病児保育事業の事業実施状況】

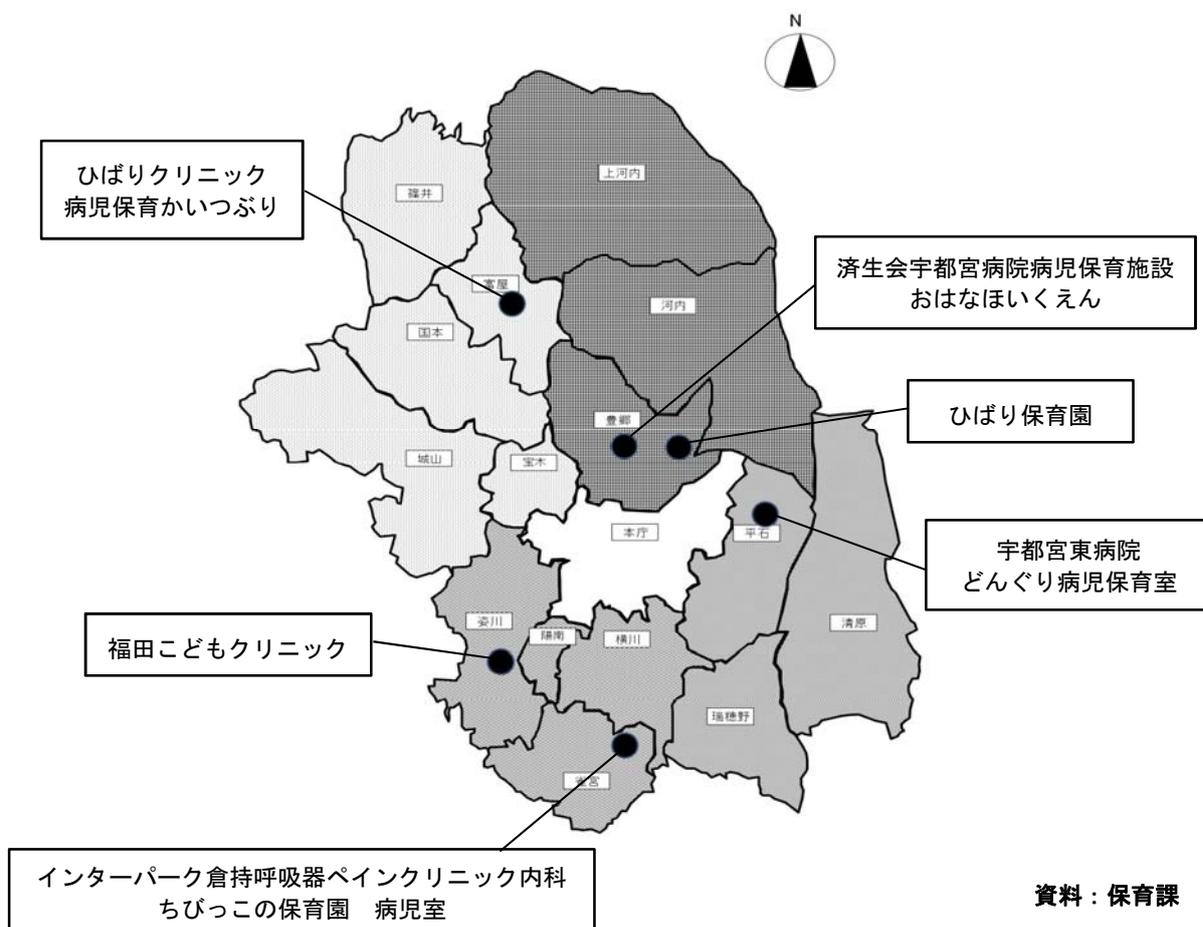
年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	延べ人数	5,444人	【利用可能数】4,165人	2,054人	4,274人	◎
H28	延べ人数	5,285人	【利用可能数】4,655人	2,908人	6,370人	◎
H29	延べ人数	5,135人	【利用可能数】5,145人	2,912人	(②)と同様	◎
H30	延べ人数	2,998人	【利用可能数】5,145人	3,013人		◎
R1 ※	延べ人数	2,944人	【利用可能数】5,145人	3,100人		◎

※ R1 実績値は見込み。

資料：保育課

### 【評価】

保育を必要とする病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を実施しました。平成30年度以降は計画の見込みを上回る利用がありましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。



資料：保育課

## シ 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

【図2-12 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H27	人数	5,170人	【利用可能数】7,090人	4,299人	7,117人	◎
H28	人数	5,274人	【利用可能数】7,233人	4,895人	7,110人	◎
H29	人数	5,386人	【利用可能数】7,327人	5,160人	7,021人	◎
H30	人数	5,604人	【利用可能数】7,159人	5,582人	7,260人	◎
R1 ※	人数	5,884人	【利用可能数】7,555人	6,000人	7,555人	◎

※ R1 実績値は見込み。

資料：生涯学習課

### 【評価】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に生活の場の提供を実施しました。計画の見込みに概ね近い利用があり、利用したい人が利用できるよう、供給体制の確保を行いながら、適切にニーズに対応することができました。

## ス 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯の子どもが教育・保育等の提供を受ける際に要する費用の一部を補助することにより、円滑な施設利用を図る事業です。

【図2-13 実費徴収に係る補足給付を行う事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H30	人数	1,392人	1,392人	236人	1,392人	◎
R1 ※1	人数	1,392人	1,392人	7,632人※2	7,632人	◎

※1 R1 実績値は見込み。

資料：保育課

※2 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、対象世帯が拡大されたことによる増。

### 【評価】

低所得世帯の子どもが教育・保育等の提供を受ける際に教材費等の費用の一部を補助しました。「幼児教育・保育の無償化」に伴い、対象世帯が拡大されるなどの制度改正を受け、副食費に係る費用分について、令和元年度は計画値を大幅に超える利用となりますが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応できる見込みです。

## セ 休日保育

休日（日曜・祝日・年末年始）に保護者が仕事や病気等のために家庭で保育ができない場合に、保護者に代わり保育を行い、児童の健全な育成を図る事業です。

※休日保育は子ども・子育て支援法に基づく事業には位置付けられていませんが、ニーズが高いことから、第2期計画から本市独自に計画に盛り込み、需給管理を行っていきます。

【図2-14 休日保育実施状況】

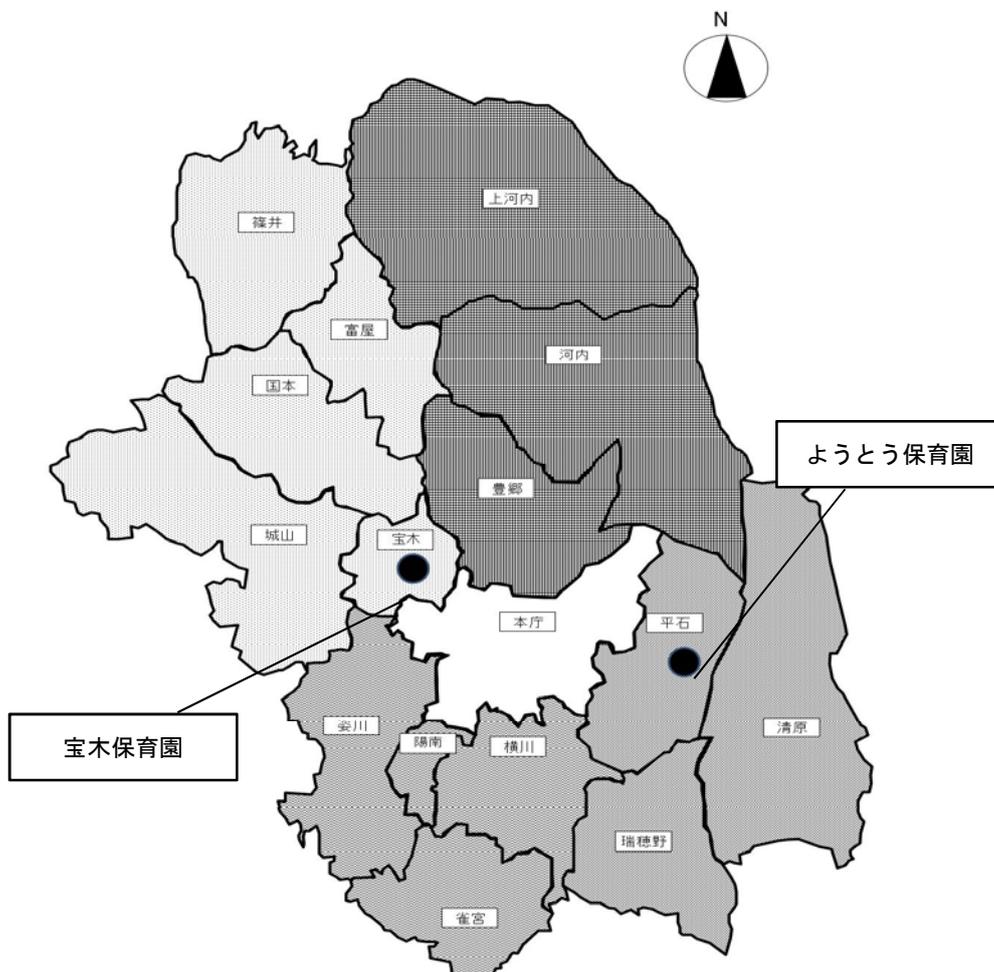
年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
H30	定員	—		20人	30人	—
R1 ※	定員	※第1期計画においては設定なし。		20人	30人	—

※1 R1 実績値は見込み。

資料：保育課

### 【評価】

保護者が仕事や病気等のために休日、家庭で保育ができない場合に、実施施設において保育を実施しました。地域子ども・子育て支援事業に当たらないことから、第1期計画において量の見込みや確保方策の設定は行っていませんが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。



### 3 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

#### (1) 国の動向

##### ア 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行うものです。

施設の整備水準や助成は認可施設と同等で、従業員以外の児童を対象とした「地域枠」については、今回の計画改定から子ども・子育て支援事業計画における確保策に算入することができることとされたことから、本市においても、その整備状況を適切に捉えながら、供給体制の確保策を検討していく必要があります。

##### イ 子育て安心プランの実施

国においては、平成29年度、待機児童の解消と、「女性就業率のM字カーブ（出産・育児を機に女性の就業率が低下し、年齢別の就業率のグラフがM字を描くこと）」の解消を目的とした「子育て安心プラン」を発表しました。

このプランにおいては、令和2年度末までの待機児童解消と、令和4年度までの女性就業率80%を目標としており、令和2年度末までの施設整備に係る補助の嵩上げなど、保育の受け皿確保に積極的な自治体への財政支援や、保育人材確保などを含む6つの支援パッケージが示されています。

本市においてもプランに基づく支援策を活用しながら供給体制の確保を実施しているところですが、施設整備に係る補助の嵩上げなど、期限が定まっているものもあることから、国の各種支援策を効果的に活用しながら、施設整備等を実施していく必要があります。

##### ウ 幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえて検討されてきたもので、子育て世代の負担軽減を図る少子化対策として、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、認可外保育施設を含む、3～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料や、幼稚園の預かり保育の利用料の一部が無償となりました。

今後の教育・保育ニーズを適切に捉えていくためには、この幼児教育・保育の無償化の影響を十分に踏まえる必要があります。

## (2) 本市の関連施策

### ア 立地適正化計画の策定

本市では平成29年3月に立地適正化計画（公共ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導により、コンパクトなまちづくりを推進するための計画）を策定し、都市機能（医療・福祉、商業など）や居住を誘導する区域を定めています。

今後は、この立地適正化計画に基づく居住や都市機能が誘導されていくことを踏まえ、必要な供給体制の確保を行っていく必要があります。

### イ LRT（次世代型路面電車）の整備

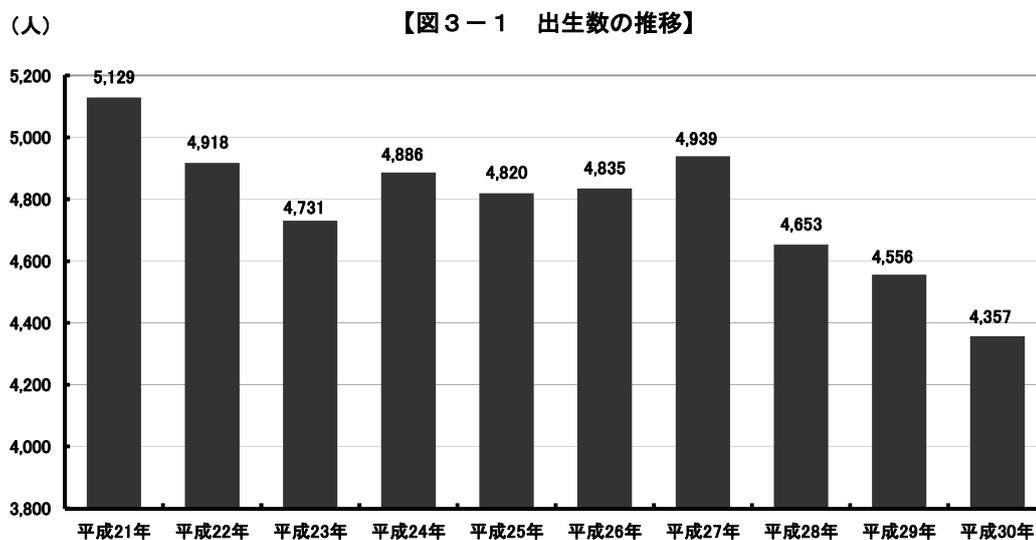
本市では人口減少・少子高齢化が見込まれる社会環境の中で、車が運転できなくても多くの人が市内を移動でき、健康で元気に生活していくための公共交通ネットワークを整備する目的から、令和4年の開業を目指し、LRTの整備を進めています。

LRTの整備により、停留所周辺等における局所的な保育ニーズの高まりや、自動車を使用しない世帯の保育ニーズなど、新たな保育ニーズが想定され、その対応を検討していく必要があります。

### (3) 本市の社会環境

#### ア 出生数の推移

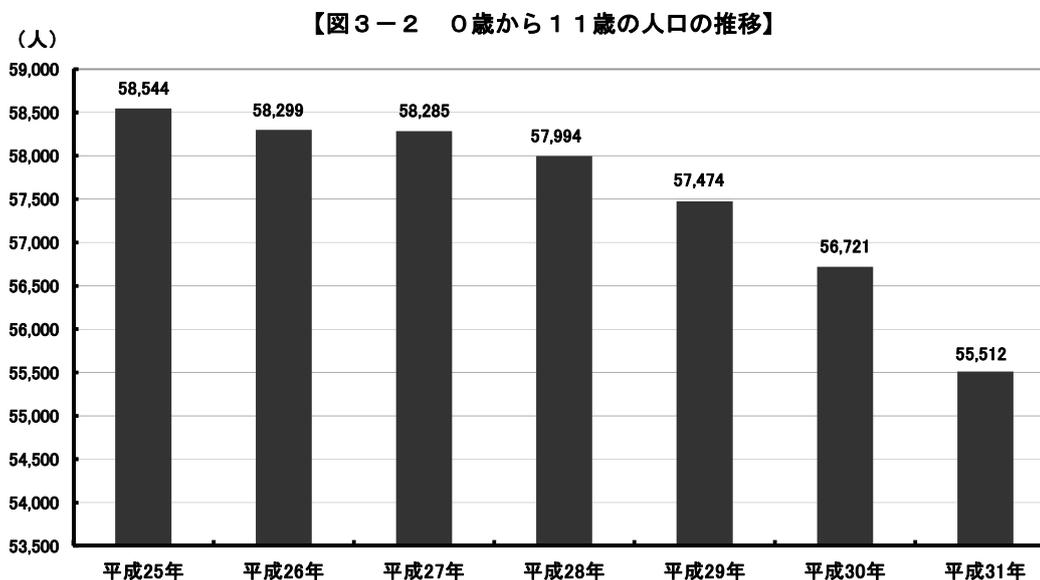
本市における出生数は、わずかな増減を繰り返しながら、全体としては横ばいの傾向を示してきましたが、ここ数年は5千人を割り込み、減少の傾向が見られます。



資料：栃木県保健統計年報，市政策審議室

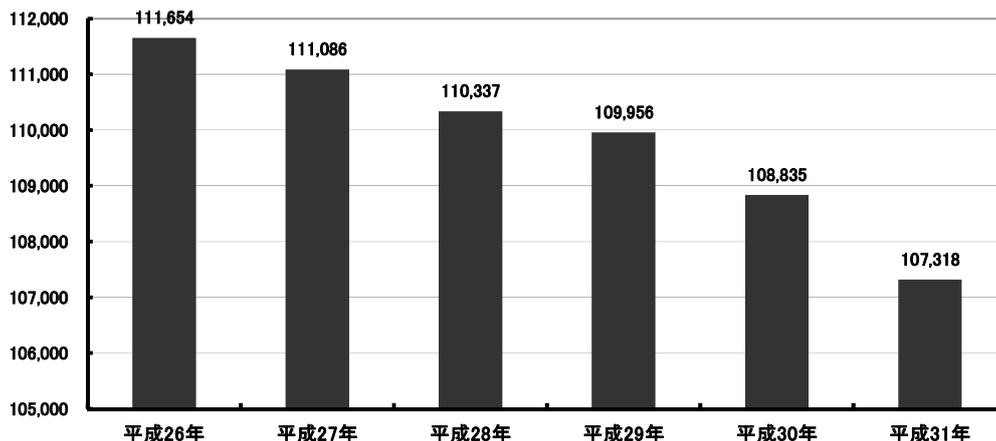
#### イ 0歳～11歳人口と15歳～49歳女性人口の推移

平成25年度から平成30年度にかけて、11歳以下人口と概ね出産年齢となる女性の人口は減少の傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年の3月末）

(人) 【図3-3 15歳から49歳の女性人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年の3月末）

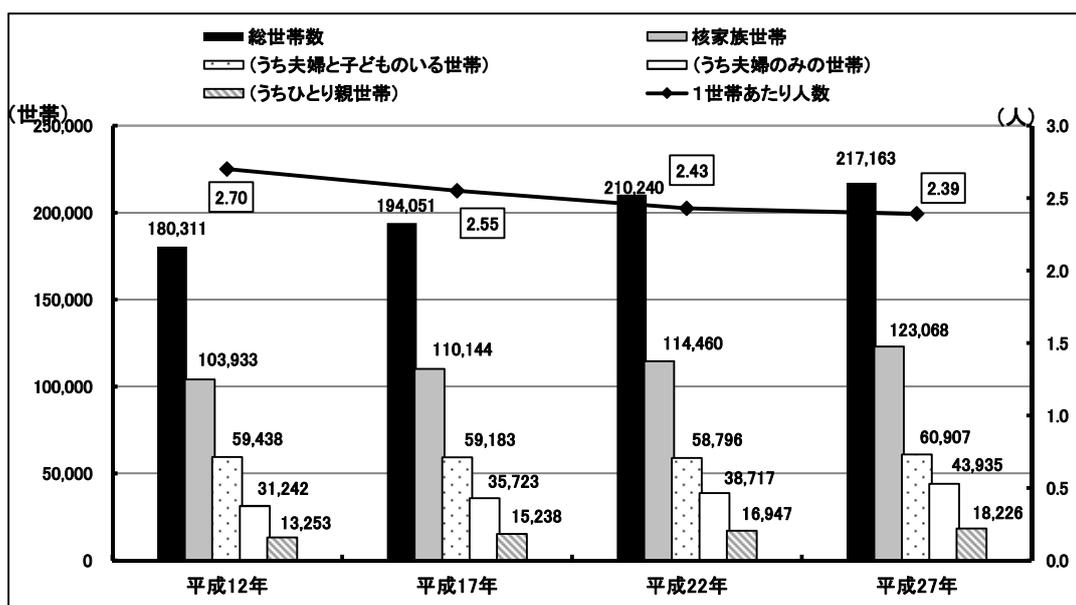
### ウ 家族類型別世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、一貫して増加しており、平成27年には217,163世帯と、平成12年の180,311世帯に比べて36,852世帯（20.4%）増加しています。核家族世帯は、平成27年には123,068世帯と、平成12年の103,933世帯から19,135世帯（18.4%）の増加となり、総世帯数に占める核家族の割合は50%以上で推移しています。

また、「夫婦のみの世帯」と「ひとり親世帯」が年々増加しており、「夫婦と子どものいる世帯」は年々減少していましたが、平成27年には増加しました。

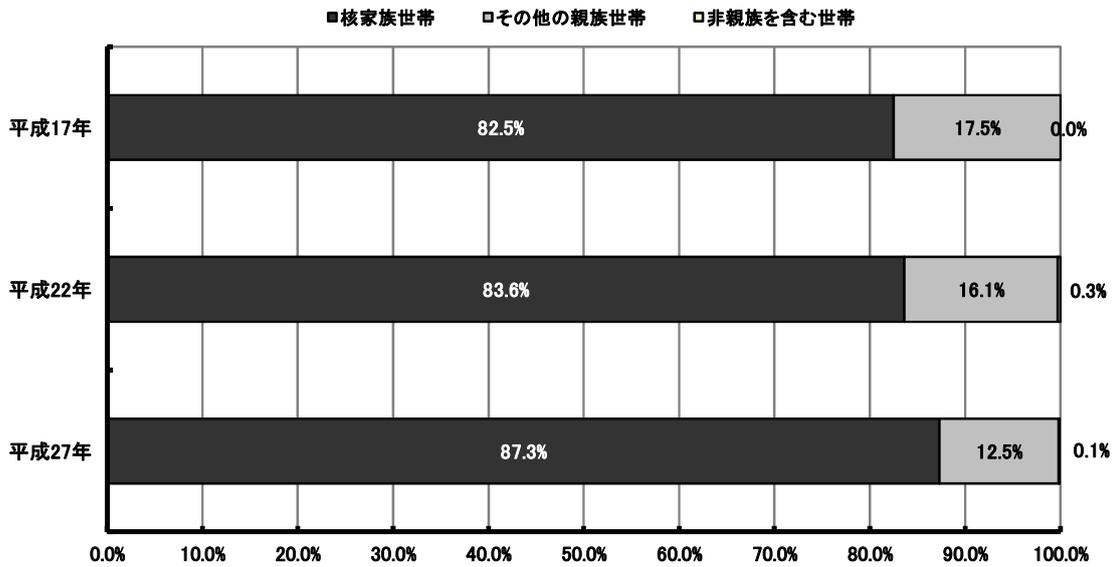
6歳未満の子どもがいる世帯の状況においても、平成17年以降、核家族が8割を超えており、親以外の親族との同居が減少していることから、子育て家庭の核家族化がうかがえます。

【図3-4 世帯数・一世帯あたりの世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【図3-5 6歳未満の世帯員のいる一般世帯の推移】

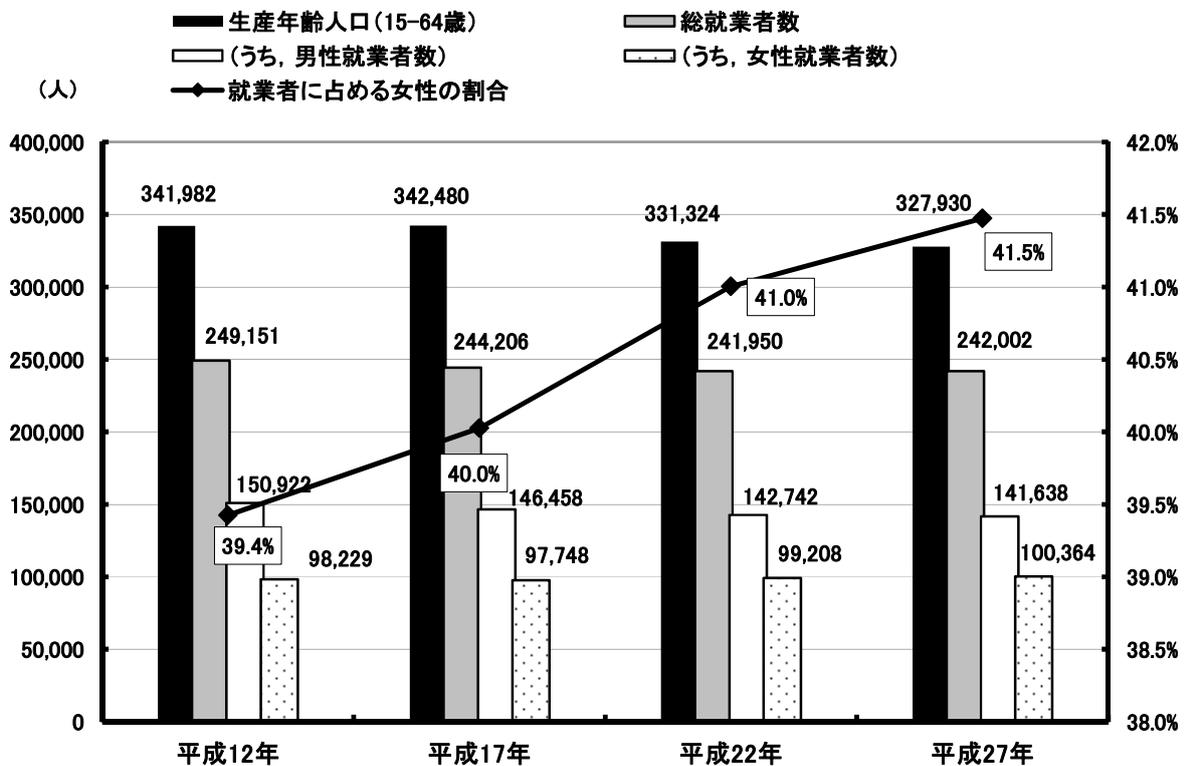


資料：国勢調査

エ 就業者数の推移

15歳以上の就業者の数を見ると、平成22年までは減少傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいとなっています。男女別の就業者数を見ると、男性は平成12年以降、減少傾向にありますが、女性は平成17年以降、増加傾向にあり、就業者数に占める女性の割合が高まっています。

【図3-6 15歳以上の就業者数の推移】



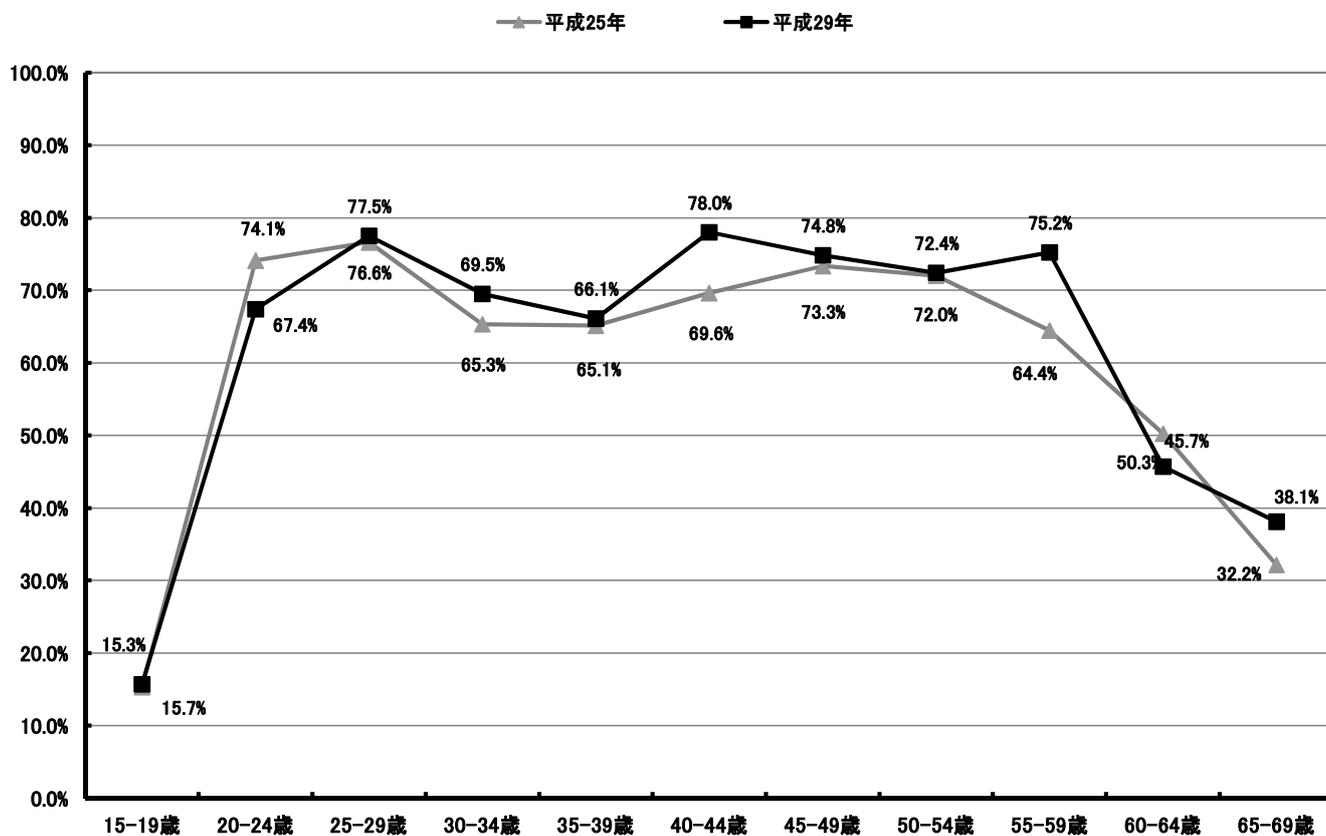
資料：国勢調査

## オ 女性の年齢別就業状況

女性の年齢別就業状況を見ると、15-19歳では通学のため就業者数が少ない状況ですが、20歳台で急増し、ピークを迎えます。30歳台に、出産・育児等を要因に大きく減少し、子育てが一段落した後の40-44歳で再びピークを迎える傾向が見られます。

平成29年は、平成25年と比較し、カーブの谷がやや浅くなっていますが、依然として結婚や出産を機に退職する女性がいることがうかがえます。

【図3-7 女性の年齢別就業状況】



資料：中核市行政水準調査

#### 4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果の概要

##### (1) 調査目的

この調査は、本計画策定にあたっての基礎資料とするほか、子ども・子育て関連施策の推進に資することを目的として、実施しました。

##### (2) 調査方法

無作為抽出によるサンプル調査（郵送配布・郵送回収）

##### (3) 調査期間

平成 30 年 12 月 25 日～平成 31 年 2 月 1 日

##### (4) 回収結果

対象者	対象者数	調査数	回収数	回収率
就学前児童（0歳～5歳） の保護者	27,431人	4,450人	2,038人	45.8%

##### <参考> 前回（第1期計画中間見直し時）調査

###### ・調査期間

平成 29 年 5 月 17 日～平成 29 年 6 月 12 日

###### ・回収結果

対象者	対象者数	調査数	回収数	回収率
就学前児童（0歳～5歳）の保 護者	28,282人	4,450人	2,246人	50.5%

##### (5) 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」以外に実施した調査

教育・保育事業等の現在の利用実態を把握するために、放課後児童クラブを利用する保護者の就労状況等について調査を実施し、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」と併せて需要の分析を行うための基礎資料としました。

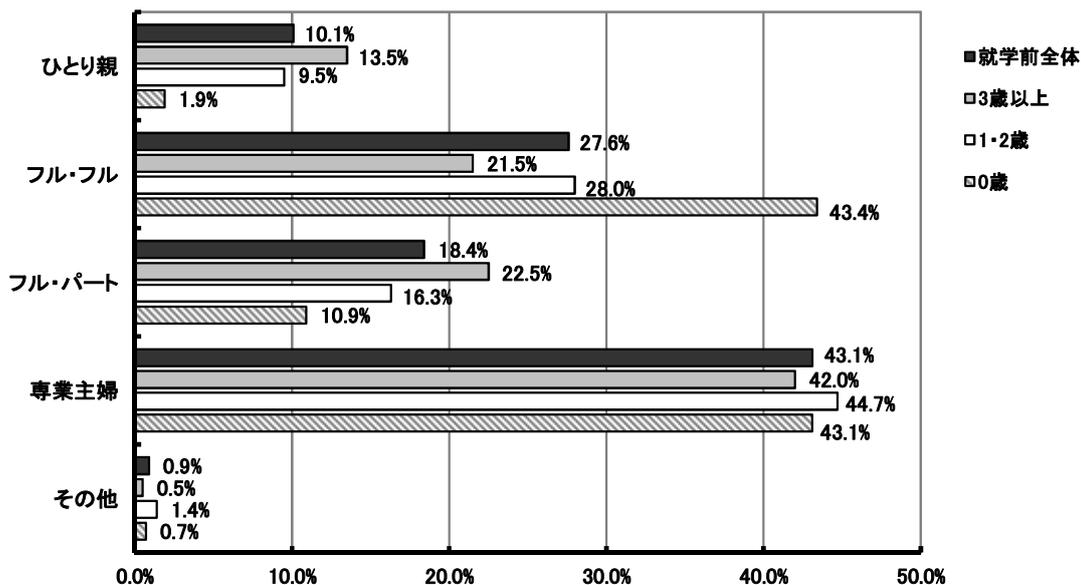
調査名	対象者	調査数	回収数	回収率	実施時期
放課後児童クラブに関するアンケート調査	小学校1～4年生 及び就学前児童（令和2年度就学予定） の保護者	17,905人	15,463人	86.4%	令和元年6月

(6) 主な調査結果と分析

ア 家族の状況

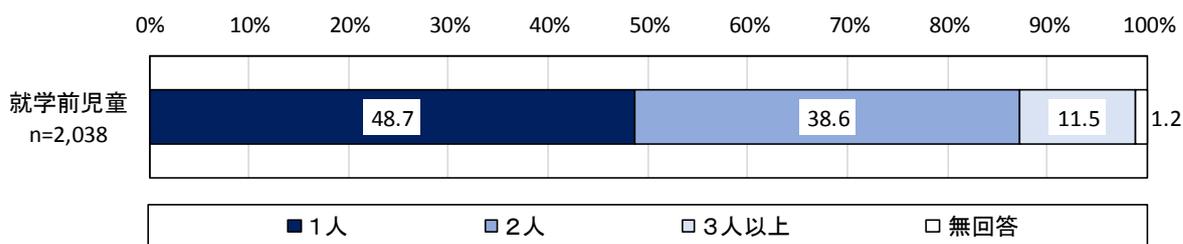
(ア) 家族類型

- 現在の家族類型で最も割合が高いのは、「専業主婦」の世帯であり、4割超を占めています。
- 共働きの世帯では、就学前全体で見ると、父母ともにフルタイムの就労（以下、「フル・フル」）の世帯の割合が、父母の就労がフルタイムとパートタイム（以下、「フル・パート」）の世帯の割合を上回っています。
- 年齢別の傾向では、「専業主婦」の割合はどの年齢においても同程度の割合となっていますが、年齢が上がるに連れて「フル・フル」の割合は減少し、「フル・パート」の割合は増加する傾向にあります。



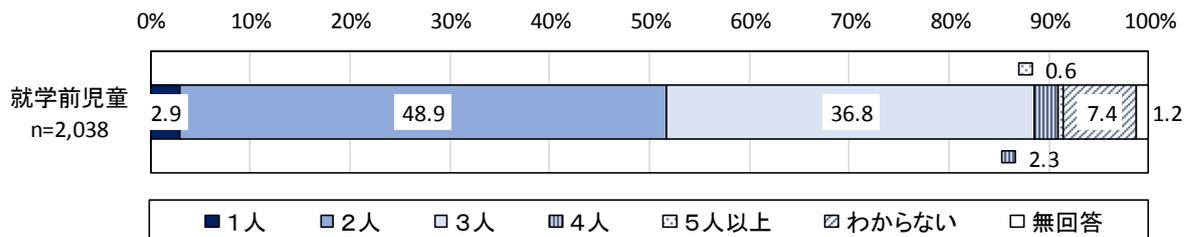
(イ) 子どもの人数

- 子どもの人数は「1人」が最も多く、「3人以上」子どものいる世帯は約1割となっています。



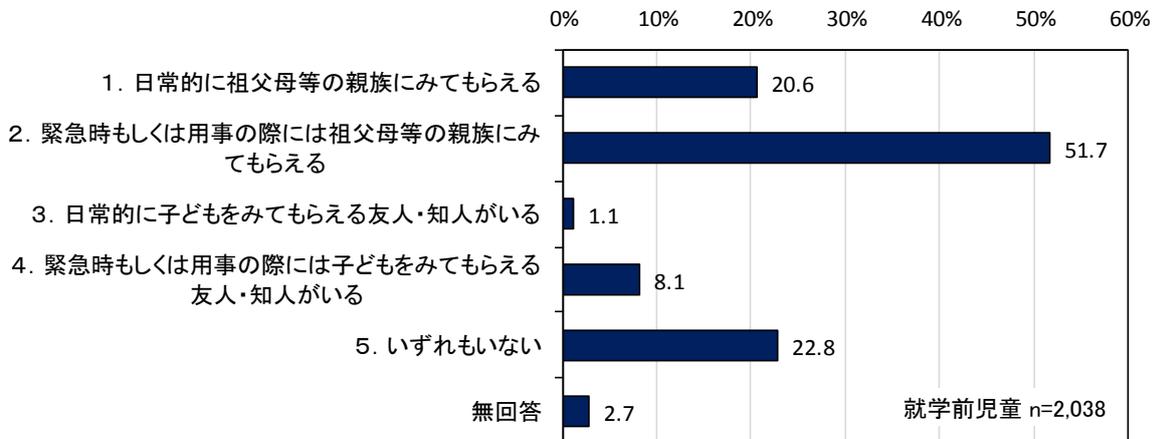
【参考】理想とする子どもの人数

- 理想とする子どもの人数は「2人」が最も多く、約5割となっています。



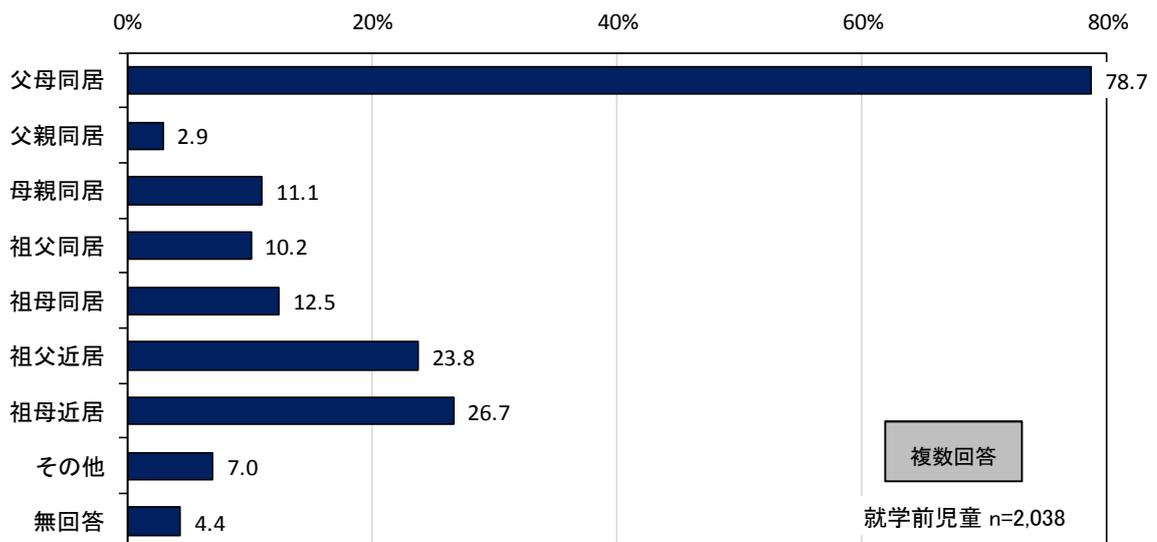
(ウ) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

- 半数を超える世帯が、緊急時に子どもを預かって貰える親族または友人等がいます。
- 日常的にまた緊急時に祖父母等の親族に子どもを預かって貰える世帯の割合は、7割強となっています。



<関連設問>同居・近居（概ね30分以内に行き来できる範囲）の状況

- 祖父母ともに同居の割合は高くありませんが、近居はそれぞれ2～3割となっています。

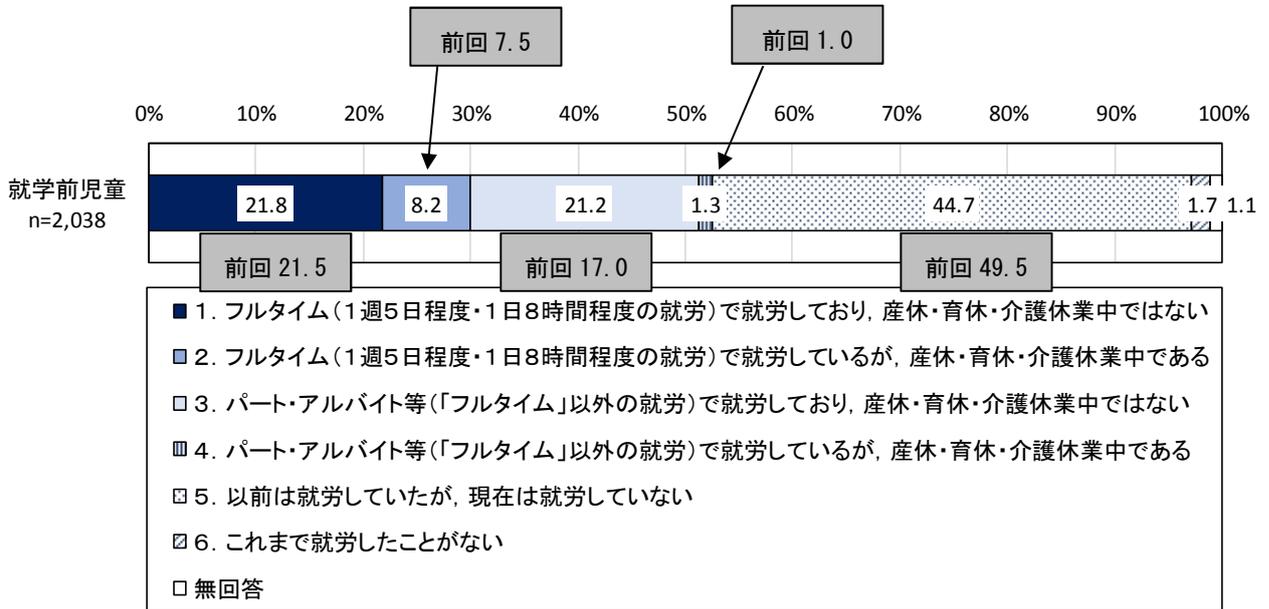


## イ 親の就労状況

### (ア) 母親

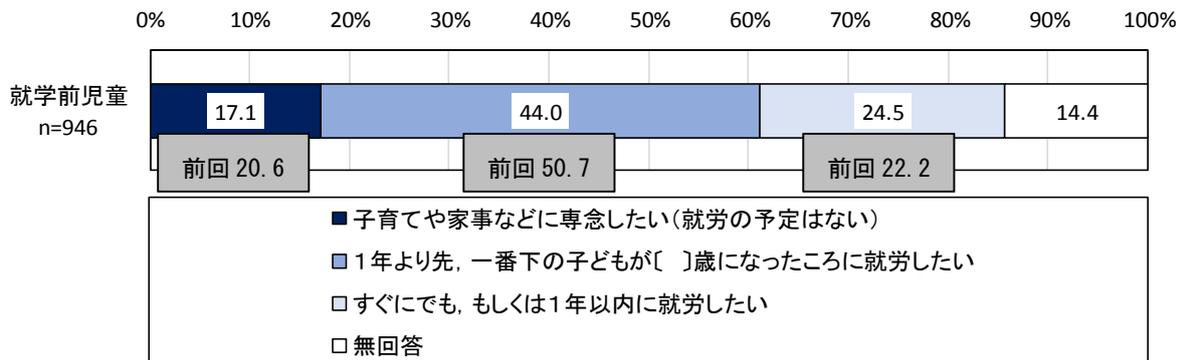
#### ① 母親の就労状況

- 母親の就労状況については、「フルタイム」が約3割、「パート・アルバイト等」が2割強、「未就労」が5割弱となっています。休業中を含め、いずれかの形で就労している母親の割合は、前回調査と比べ、47.0%から52.5%と増加しています。



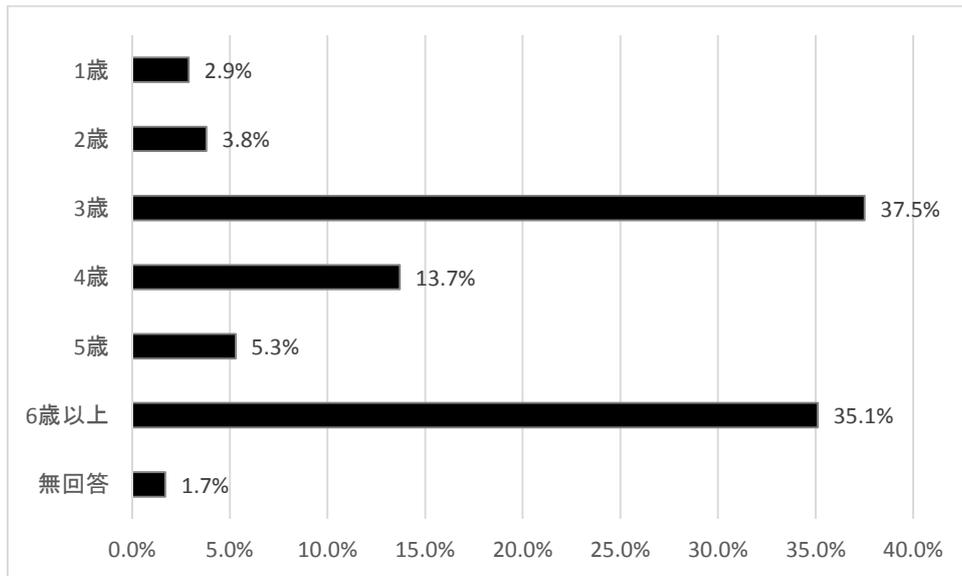
#### ② 現在就労していない母親の就労希望

- 就労意向については、「子どもが一定の年齢になったら就労したい」が4割超で最多となっており、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」となっています。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」割合は前回調査に比べ、22.2%から24.5%と増加しており、この就労意向を踏まえて、保育の供給体制の整備を行っていく必要があります。



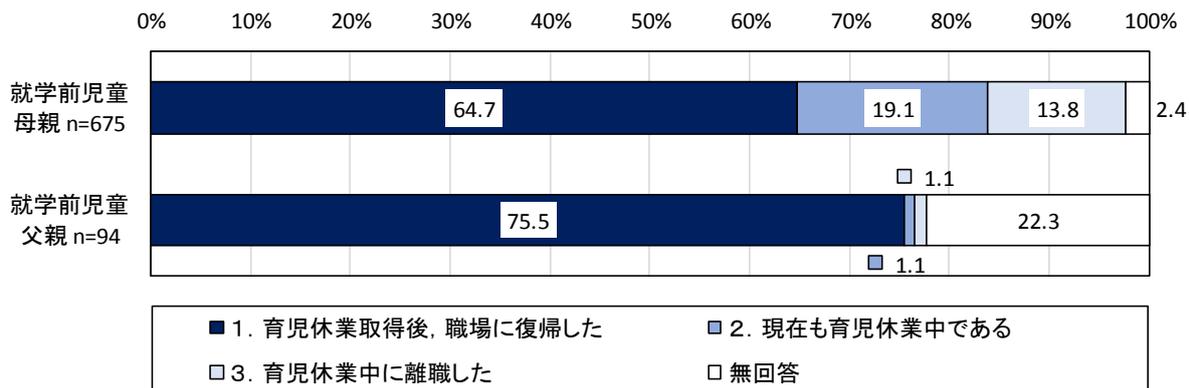
③ 一番小さい子どもが何歳になったときに就労を希望するか

- 子どもの年齢が3歳と6歳を機に就労を希望する割合が他の年齢に比べて高く、子どもの幼稚園入園や小学校入学を機に就労するケースが多いことが窺えます。



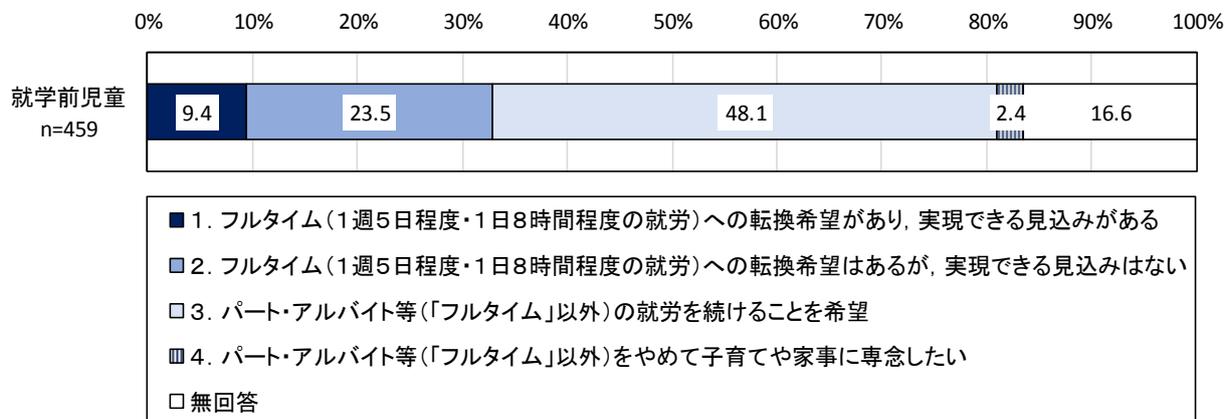
< 関連設問① > 育児休業取得後の離職の状況

○ 1割強の母親が、育児休業中に離職しています。



< 関連設問② > 希望する就労形態（母親）

○ 3割超が、フルタイムでの就労を希望しています。

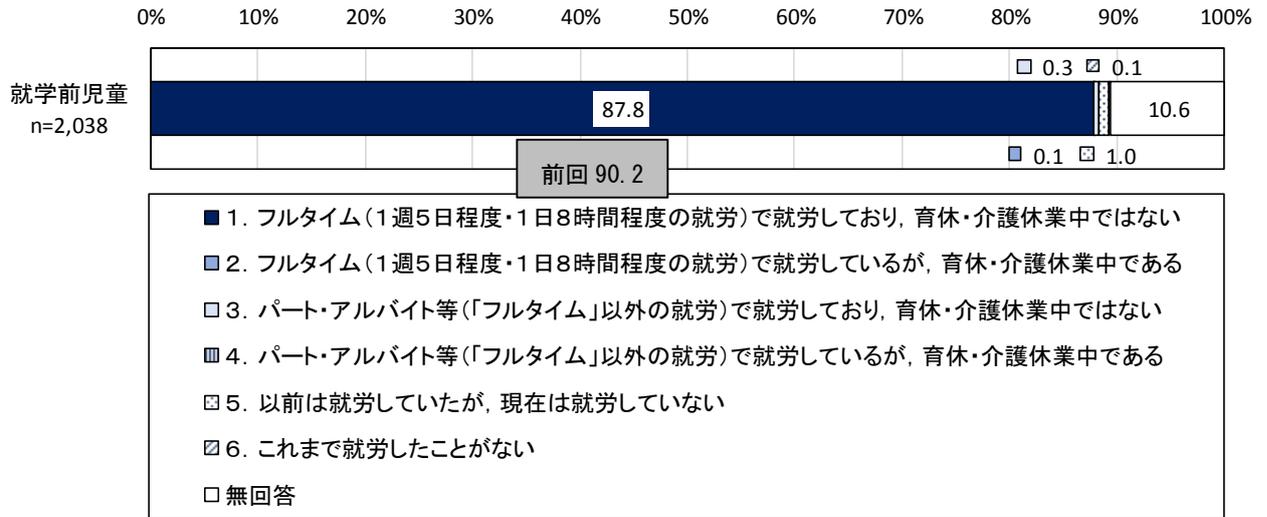


1週あたりの就労希望日数	1日あたりの就労希望時間
平均 3.8日	平均 5.3時間

(イ) 父親の就労状況

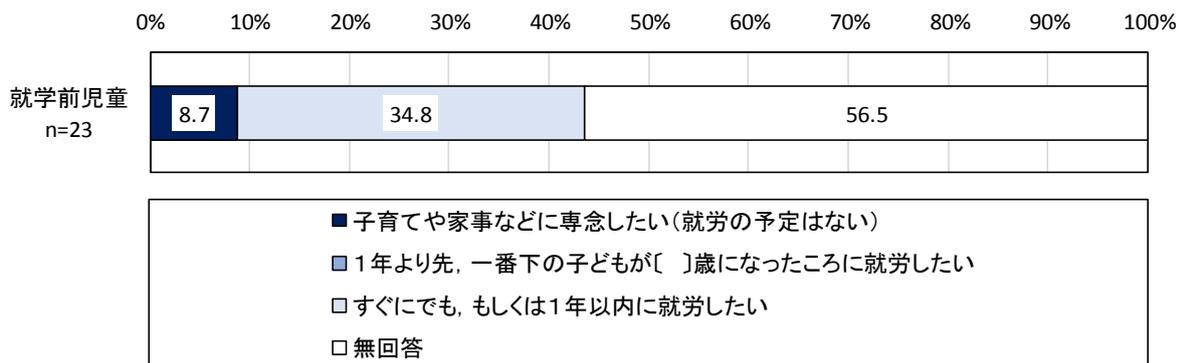
① 父親の就労状況

○ 父親の就労状況については、「フルタイム」が約9割となっており、前回調査時と比べて割合が減少しましたが、依然、高い割合となっています。



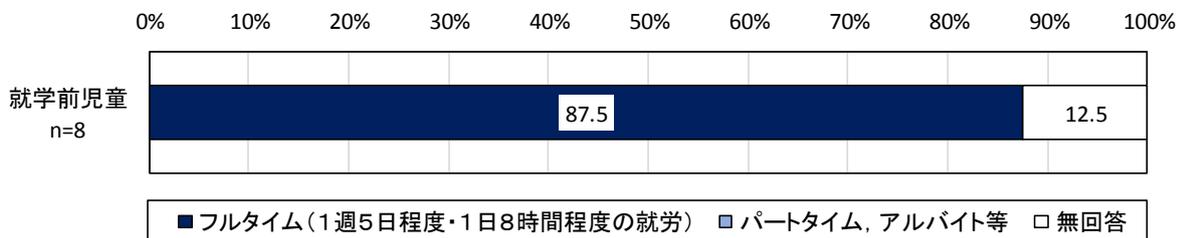
② 現在就労していない父親の就労希望

○ 回答者が30人未満のため、参考値として掲載します。



<関連設問> 希望する就労形態 (父親)

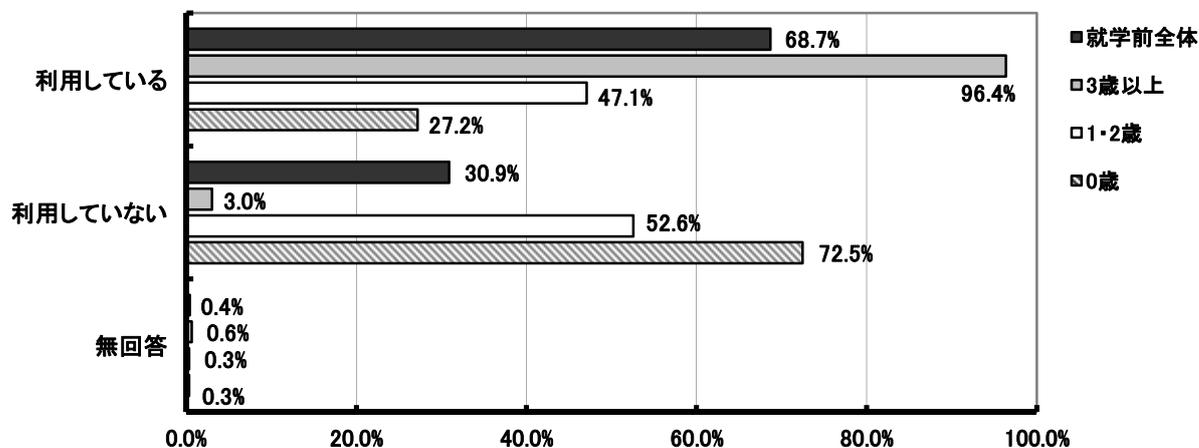
○ 回答者が30人未満のため、参考値として掲載します。



## ウ 定期的な教育・保育事業の利用について

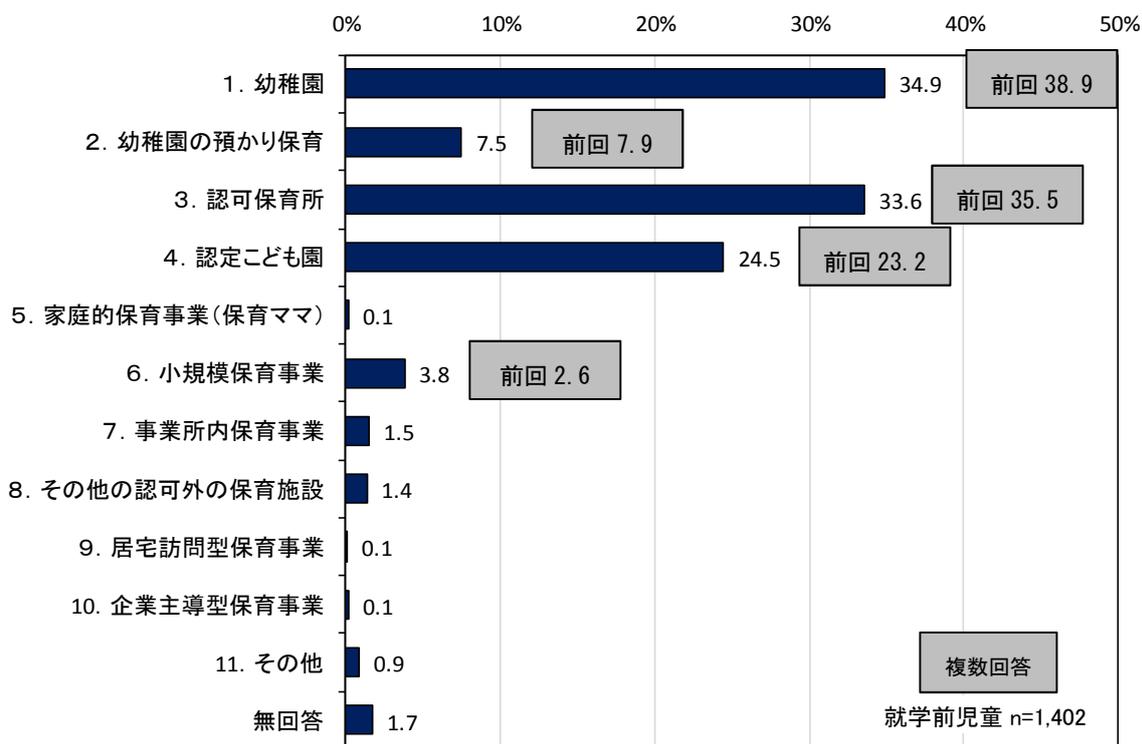
### (ア) 現在利用している教育・保育事業の有無

- 年齢別では、3歳以上の子どものいる世帯の9割超が教育・保育事業を利用しています。
- 1・2歳の子どものいる世帯では半数弱、0歳の子どものいる世帯では3割弱が教育・保育事業を利用しています。

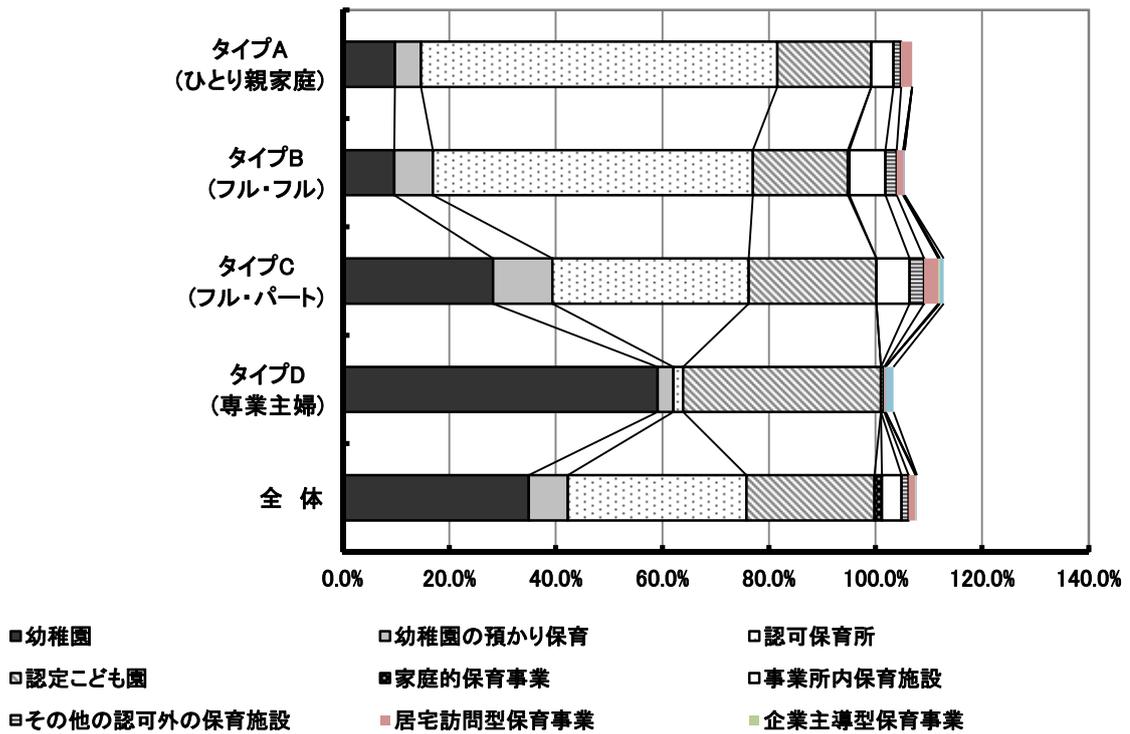


### (イ) 現在利用している教育・保育事業

- 幼稚園と認可保育所の利用はほぼ同程度となっていますが、前回調査時と比べて幼稚園の利用が減少し、認定こども園の利用が増加している傾向にあります。

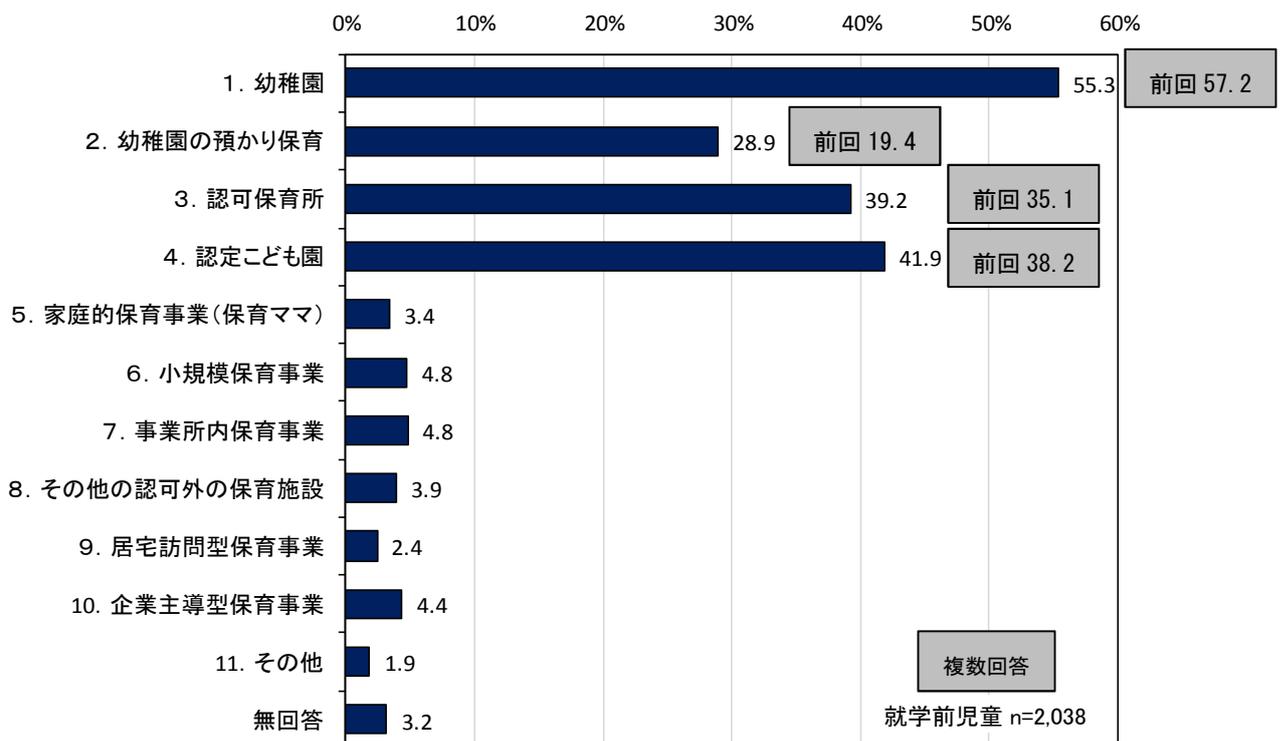


○ 家族類型別の傾向では、ひとり親家庭及び共働きの世帯（タイプA～C）では認可保育所の利用割合が、専業主婦世帯（タイプD）では幼稚園及び認定こども園の利用割合が高い状況です。



(ウ) 今後利用したい教育・保育事業

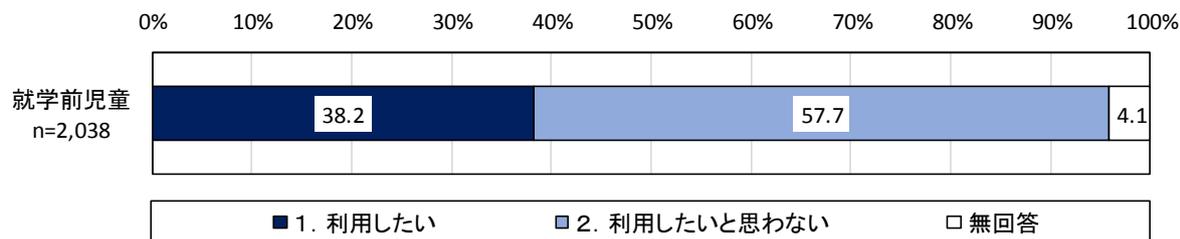
○ 幼稚園の利用意向が5割強と最も高く、認可保育所・認定こども園が約4割となっていますが、前回調査時と比べて、幼稚園の利用意向は減少し、認可保育所・認定こども園の利用意向は増加傾向にあり、このニーズを踏まえた供給体制の整備を実施していく必要があります。



## エ 送迎サービスの利用希望について

### (ア) 送迎サービスの利用希望

- 送迎サービスの利用希望は4割弱となっており、一定の利用ニーズがあるものの、利用したくない人の割合が、利用を希望する人の割合を上回っています。



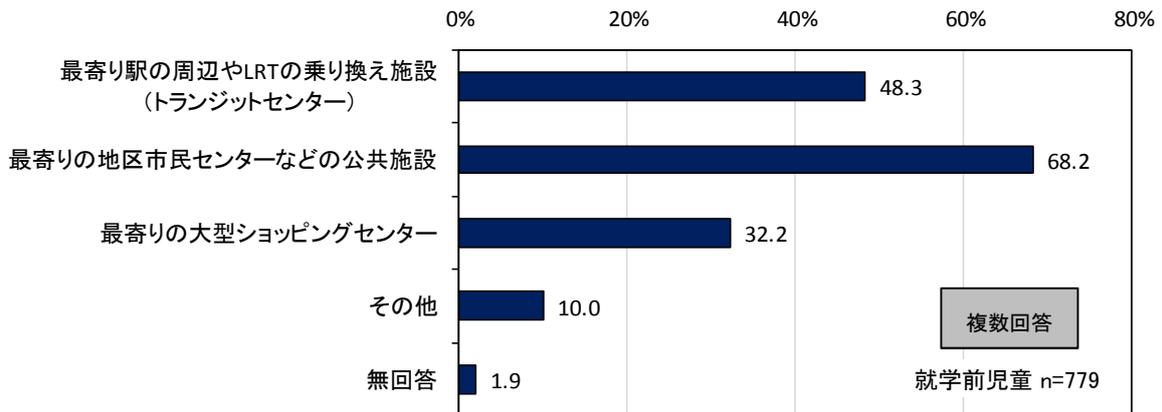
<参考>送迎サービスの利用を希望する人の地区の内訳

- 地区別では、駅東地区や清原地区で高い割合となっています。

区域	駅西	駅東	豊郷	宝木	平石	清原	瑞穂野	姿川	雀宮	横川
回答数	95	120	54	40	31	72	16	84	57	76
全世帯数	221	266	166	123	110	159	47	220	138	185
割合 (%)	43.0	45.1	32.5	32.5	28.2	45.3	34.0	38.2	41.3	41.1
区域	陽南	富屋	篠井	国本	城山	河内	上河内	市外	その他	合計
回答数	31	4	2	16	27	41	12	0	1	779
全世帯数	72	6	5	49	78	142	44	2	5	2,038
割合 (%)	43.1	66.7	40.0	32.7	34.6	28.9	27.3	0	20.0	38.2

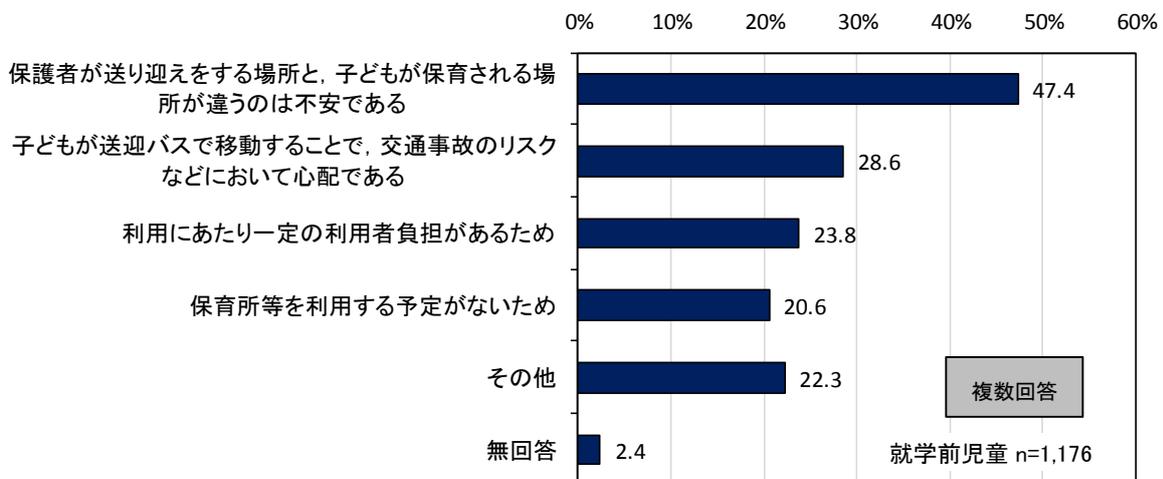
### (イ) 送迎サービスの利用希望場所

- 送迎サービスの利用希望場所は、「最寄りの地区市民センターなどの公共施設」が7割弱で最も高く、次いで「最寄りの駅周辺やLRTの乗り換え施設」の5割弱となっています。



### (ウ) 送迎サービスを利用したくない理由

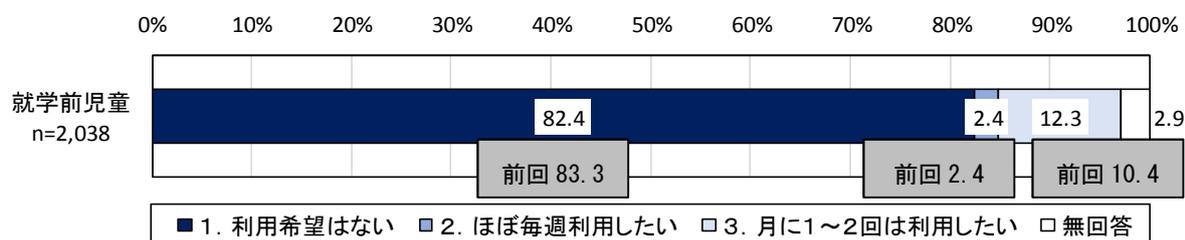
- 送迎サービスを利用したくない理由については、「保護者が送り迎えをする場所と、子どもが保育される場所が違うのは不安である」が5割弱で最も高くなっています。
- その他の理由を挙げている世帯も一定数おり、送迎サービスの導入には課題がある状況が窺えます。



## オ 土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

### (ア) 土曜日・休日（日曜日，祝日）の利用希望

- 8割超は利用希望がないものの，月に1～2日利用したい人，ほぼ毎週利用したい人の割合は約15%となっており，前回調査時に比べて増加傾向にあることから，このニーズに対応していく必要があります。



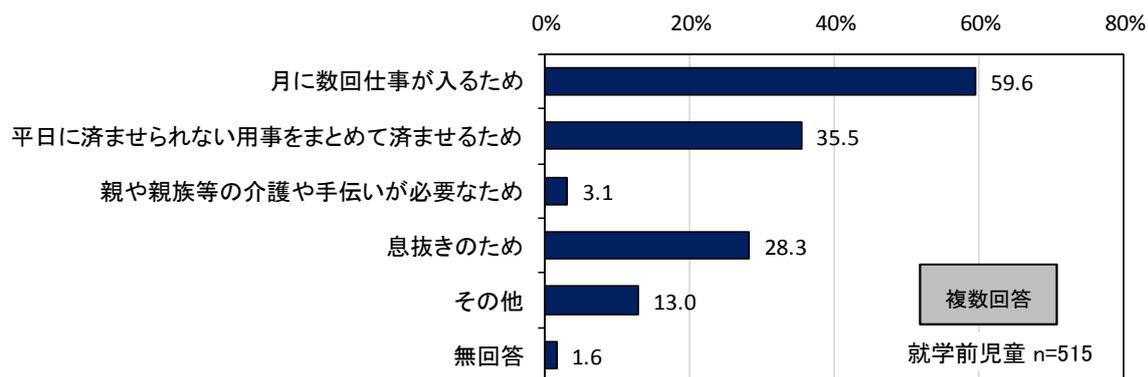
<参考> 休日保育の利用を希望する人の地区の内訳

- 地区別では，清原地区や南部で高い割合となっています。

区域	駅西	駅東	豊郷	宝木	平石	清原	瑞穂野	姿川	雀宮	横川
回答数	27	31	24	13	13	27	5	43	22	34
全世帯数	221	266	166	123	110	159	47	220	138	185
割合 (%)	12.2	11.7	14.5	10.6	11.8	17.0	10.6	19.5	15.9	18.4
区域	陽南	富屋	篠井	国本	城山	河内	上河内	市外	その他	合計
回答数	12	1	1	8	13	18	6	0	0	298
全世帯数	72	6	5	49	78	142	44	2	5	2,038
割合 (%)	16.7	16.7	20.0	16.3	16.7	12.7	13.6	0	0	14.6

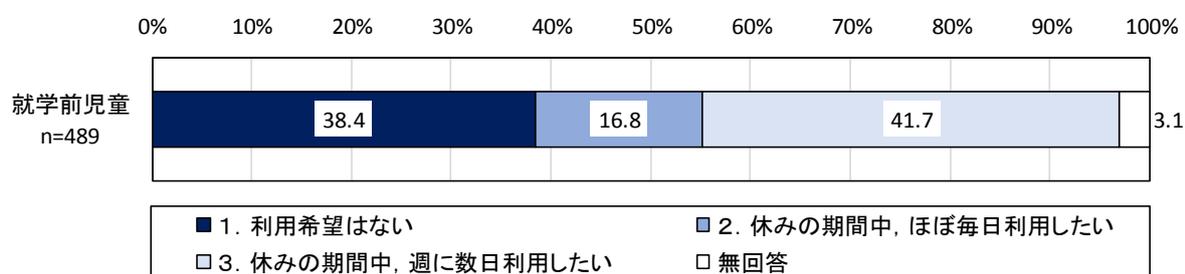
(イ) 土曜日・休日（日曜日，祝日）に月 1～2 日利用したい人の理由

- 仕事による利用希望が約 6 割で最多となっていますが、「平日に済ませられない用事」や「息抜きのため」の利用も 3 割前後と、一定数の希望があります。



(ウ) 幼稚園利用者の長期休暇中（夏休みや冬休み等）の利用希望

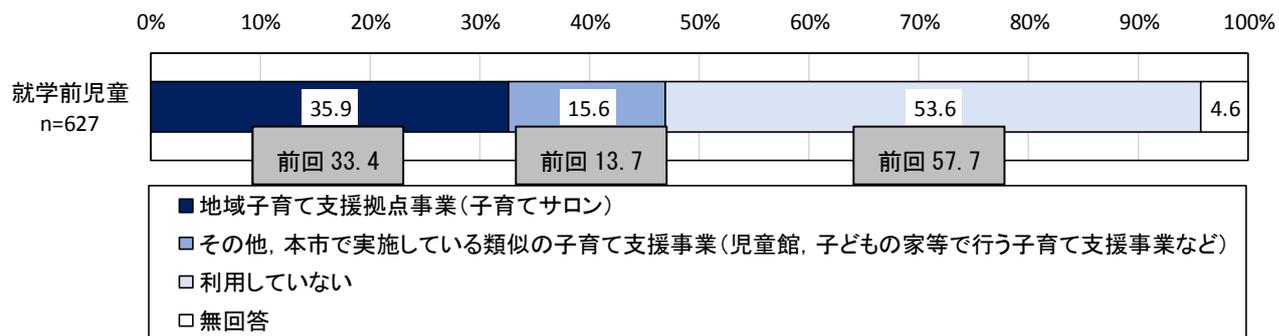
- 週に数日利用したい人とほぼ毎日利用したい人をあわせると、6 割弱の利用希望があります。



## カ 子育てサロン

### (ア) 地域子育て支援事業の利用状況

- 地域子育て支援事業については、前回調査時に比べて、利用割合が増加しています。



#### ● 地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン)

1 か月あたりの利用回数 (平均)

3.4 回

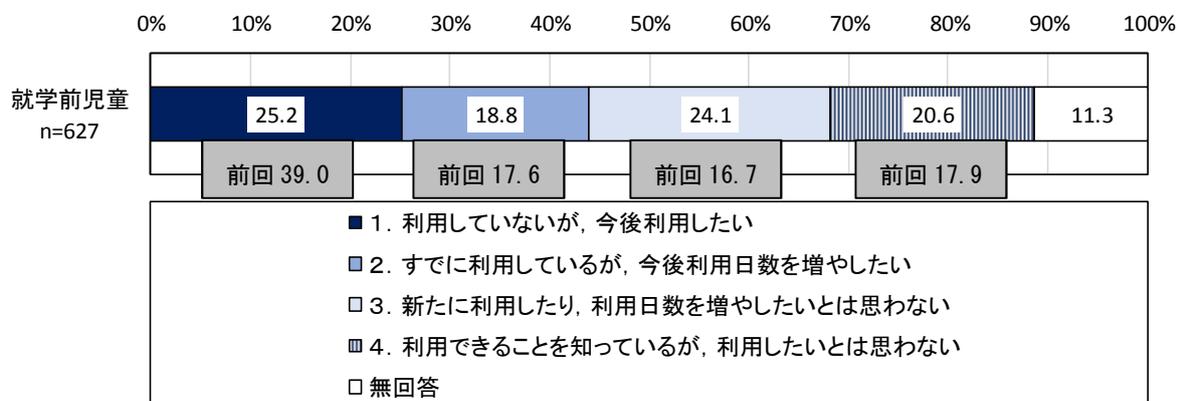
#### ● その他、本市で実施している類似の子育て支援事業

1 か月あたりの利用回数 (平均)

4.1 回

### (イ) 地域子育て支援事業の利用意向

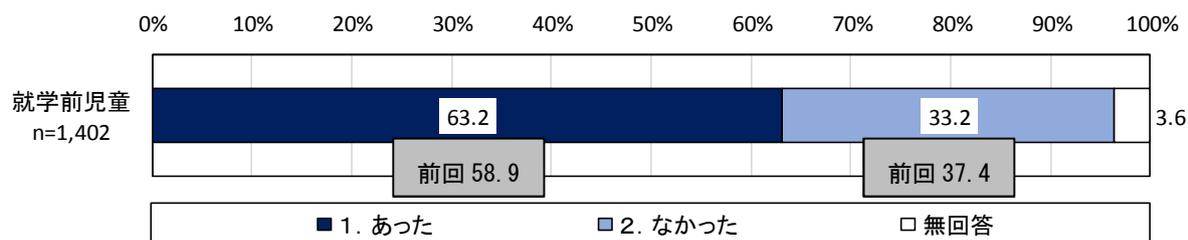
- 新規に利用したい人や利用回数を増やしたい人が4割超える一方、利用意向が無い人や利用回数を増やしたいと思っていない人も、同程度の割合となっています。



## キ 病児保育

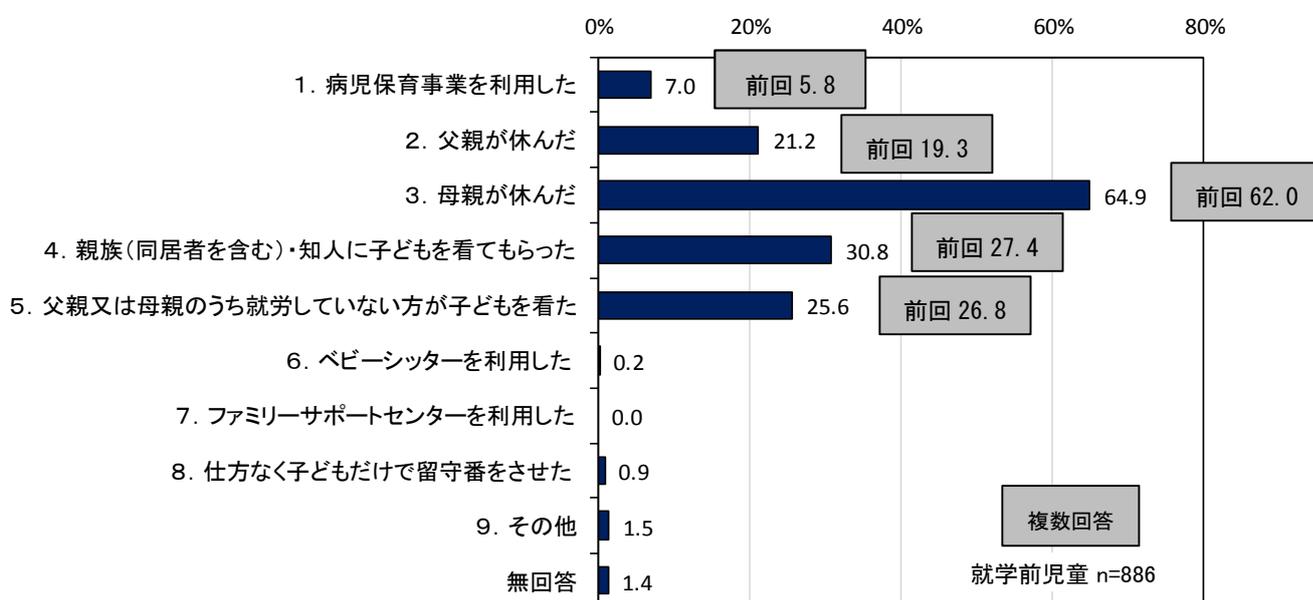
(ア) 1年間に病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことがありますか

- 6割超の人が、1年間に病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことがあります。



(イ) 利用できなかった場合の対処方法

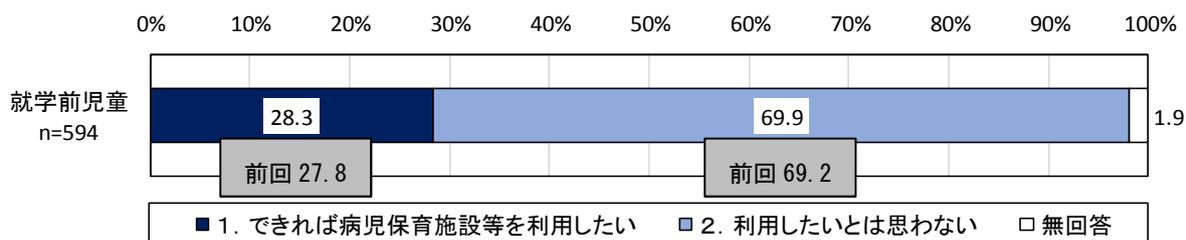
- 子どもが病気の際の対応では、父親、母親が休んだ割合がそれぞれ2割超、6割超となっていますが、前回調査時と比べて割合が上がっており、親が仕事を休んで子どもを見やすい状況になっています。



	年間日数 (平均)
父親が休んだ	3.4日
母親が休んだ	8.4日
親族・知人に看てもらった	7.4日
父親又は母親のうち就労していない方が子どもを看た	8.1日
病児保育を利用した	4.2日
ベビーシッターを利用した	10.0日
ファミリーサポートセンターを利用した	一日
仕方なく子どもだけで留守番をさせた	2.7日
その他	9.3日

(ウ) 病気やケガで通常の保育サービスが利用できない時に父親・母親が仕事を休んで対応した人で、できれば施設に預けたい人

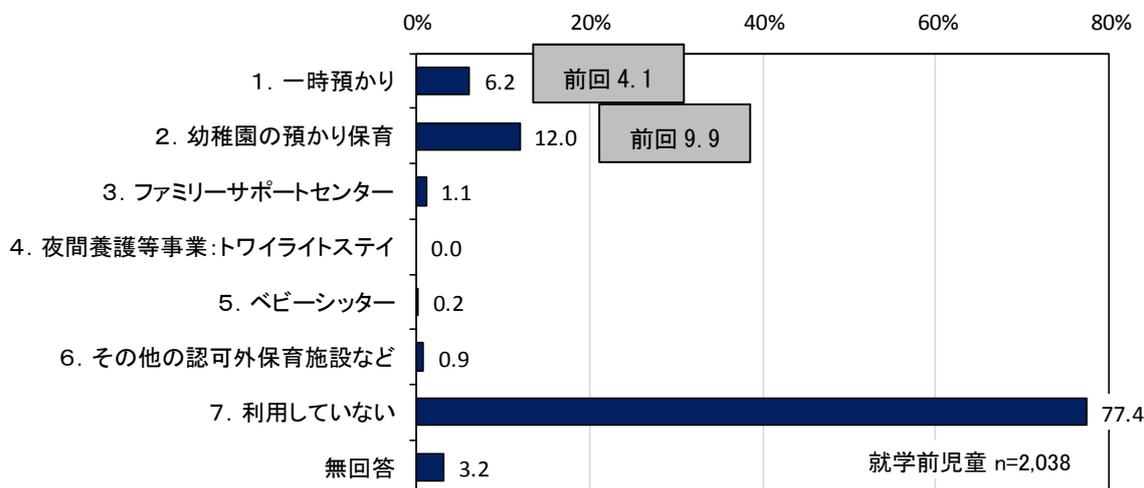
○ 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったとき、施設に預けたい人の割合は、3割弱となっています。



#### ク 不定期の教育・保育事業の利用（一時預かり等）

(ア) 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や病気、あるいは就労のため、一時預かり等を利用している人

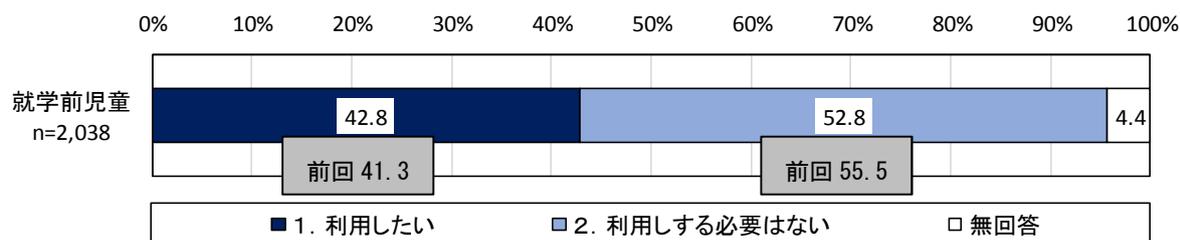
○ 私用やリフレッシュ目的等で一時預かりを利用している人で、一時預かり、幼稚園の預かり保育、ファミリーサポートセンターの年間利用日数は約15日となっています。



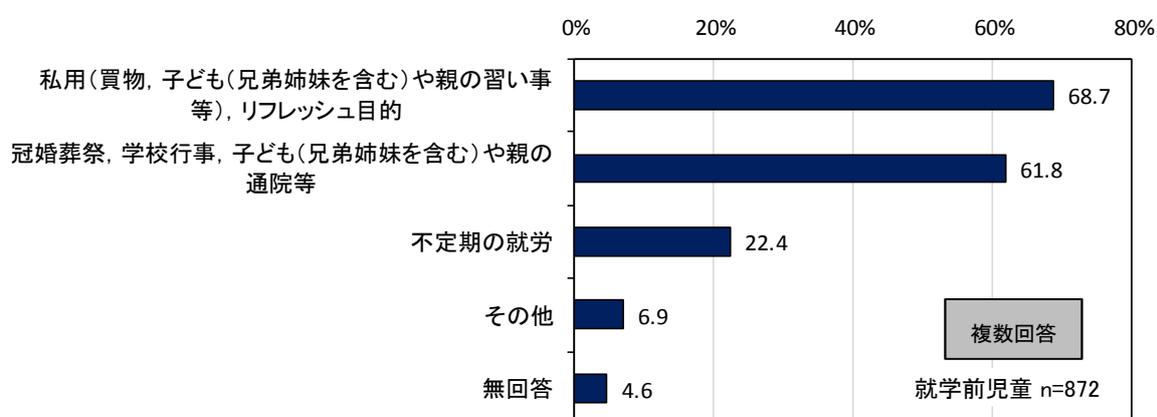
	年間利用日数
一時預かり	15.0 日
幼稚園の預かり保育	16.8 日
ファミリーサポートセンター	16.1 日
夜間看護等事業：トワイライトステイ	— 日
ベビーシッター	24.0 日
その他の認可外保育施設など	30.5 日

(イ) 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や病気、あるいは就労のため、一時預かり等を利用したい人

○ 私用やリフレッシュ目的等での一時預かりの利用を希望する世帯は4割超となっており、前回調査時と比べて若干増加しました。



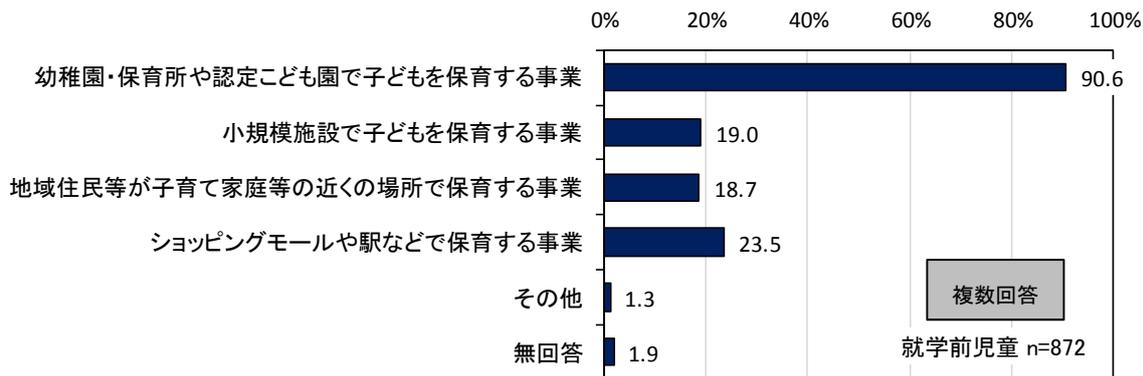
○ 利用目的については「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が7割弱で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が6割弱、「不定期の就労」が2割超となっています。



	年間利用日数
利用目的全体	20.9日
私用、リフレッシュ目的	13.5日
冠婚葬祭、学校行事等	7.4日
不定期の就労	23.8日
その他	11.0日

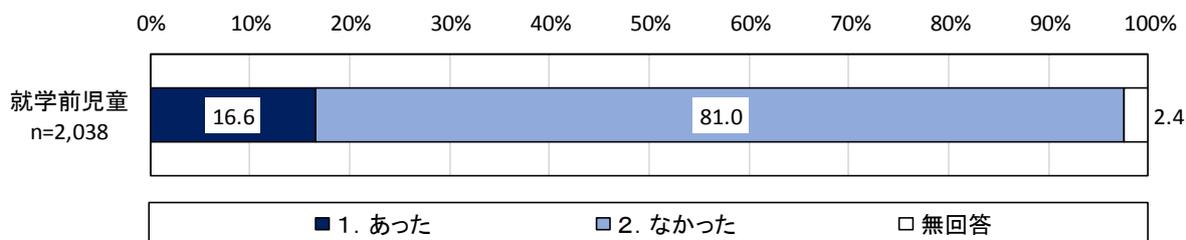
＜関連設問＞利用を希望する一時預かり等の事業形態

○ 幼稚園や保育所等の認可施設の利用希望が9割超で最多となっています。



ケ 宿泊を伴う一時預かり

○ この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊まりがけで家族以外に預けなければならないことがあった人は、2割弱となっています。



## 5 課題の総括と対応方針

### (1) 供給体制の確保方法・時期

#### ア 中長期的な視点に立った供給体制の整備

少子化が進む一方、女性就業率の上昇や働き方改革の推進、幼児教育・保育の無償化等に伴い、保育の利用を希望する世帯の割合が高まることが想定されることから、中長期的な視点に立った効果的・効率的な供給体制の確保を検討していく必要があります。

また、認定こども園を利用している世帯の割合や、今後、認定こども園を利用したい世帯の割合が高まっていることから、受け皿となる施設の整備を実施していく必要があります。

こうした保育需要に対応しつつ、将来的に保育需要が減少した場合における安定的な施設運営を見据え、供給体制の整備に当たっては、幼稚園の認定こども園への積極的な移行促進、既存保育所の増改築・分園の整備、「利用定員の弾力化」の活用など、**既存施設の活用**を基本としていきます。(P54「供給体制について」参照)

#### イ 年度後半に発生する待機児童への対応

第1期の計画に基づく供給体制の確保により、年度当初や年度中間における待機児童ゼロを達成しているものの、保育士の確保が難しいことなどから、年度後半においては待機児童が発生しました。

安定的に保育士を確保していくため、就職準備金などの各種貸付制度の活用や潜在保育士のための復職セミナー等の保育士確保策と合わせ、国の処遇改善等加算の活用、経験年数に応じた賃金上乘せによる処遇改善、保育士の負担軽減などの離職防止策を併せて実施していきます。

こうした取組により、年度後半に発生する保育ニーズに対しても適切に対応していくとともに、働きやすい環境整備に向けた各種施策を実施しながら、誰もが利用したい時に利用できる体制を確保し、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を図っていきます。(P62「保育士確保策の推進について」参照)

#### ウ 一部の公立保育所への対応

継続的に「利用定員の弾力化」を活用している中、一部の公立保育所においては定数調整機能が低下し、「利用定員の弾力化」を十分に活用できなくなっていることから、今後のあり方を検討していきます。(P65「本計画期間内における公立保育所の位置付け等」参照)

#### エ 供給体制の整備時期

ニーズ調査の結果から、すぐに就労を希望する女性の増加など、喫緊の保育就労意向が高まっていることや、子育て安心プランに基づく国の各種支援策などについては期限が定められているものがあることなどから、国の支援策をより効果的に活動しながら、早急に供給体制の整備を図っていくこととします。

### (2) 供給体制の整備に関連する事項

#### オ 立地適正化計画を踏まえた保育施設の立地誘導

コンパクトなまちづくりを目指す観点から、立地適正化計画においては保育施設を含めた都市機能を誘導する区域を定めていることから、既存保育施設が移転改築等を行う際は、補助制度を活用するなどしながら、都市機能区域誘導内への立地を促進していきます。

## カ 教育・保育提供区域の考え方

各区域における区域内施設利用率の推移などから、第1期計画の策定時と比較し、保護者の施設の利用範囲が広がっています。また、立地適正化計画やLRTの整備など本市の関連施策の実施に伴い、居住や都市機能の分布などについても変化していくことが考えられます。

こうしたことから、教育・保育施設の直近の利用実態を踏まえるとともに、立地適正化計画による誘導区域やLRTによる移動経路を踏まえながら、現行の教育・保育提供区域を見直します。(P51「教育・保育の提供区域について」参照)

### (3) 新たなニーズや補完的な機能を果たす施設への対応

#### キ 特別保育に係るニーズの高まり、新たなニーズへの対応

休日保育や一時預かりなどの特別保育のニーズの増加や、LRTの整備等に伴う停留所周辺などの局所的な保育ニーズの高まり、自動車を利用しない世帯の保育ニーズなど、新たなニーズが見込まれていることから、ニーズの受け皿となる特別保育の実施施設の充実を図るとともに、送迎サービスを含めた対応策の検討を行っていきます。

#### ク 認可外保育施設への対応

認可外保育施設については、保育の受け皿として、職場に近接した施設である企業主導型保育事業が選択されるケースなど、保育所等の補完的な役割を果たしており、施設数が増加傾向にあることや、幼児教育・保育の無償化の対象となっていることなどから、今後も一定のニーズがあるものと想定されます。

こうしたことから、認可外保育施設については、保育の質の確保・向上を図っていくとともに、認可施設への移行促進を含めた対応策について検討していきます。

第1章 計画の目標

1 計画の目標

課題を踏まえ、全ての子育て世帯が、必要な保育サービスを利用したい時に利用できる環境を整えるために、本市の計画策定にあたっての目標を次のように示します。

(1) 教育・保育（幼稚園や保育所、認定こども園等の入所）

第1期計画における供給体制の整備により、平成30年度以降、年度当初及び年度中間における待機児童ゼロを達成しているところですが、安心して子どもを生み育てられる環境を一層充実・強化させていくため、第2期計画においては、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を目指します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業等（保育所等の入所以外の、各種子ども・子育て支援サービス）

各事業について必要な供給体制を確保しながら適切に需要に対応できていることから、第2期計画においても、需要予測を踏まえ、利便性にも配慮しながら供給体制を確保し、必要な世帯が利用したいときに利用できる環境を維持していきます。

第2章 幼稚園や保育所、認定こども園等の入所を希望する世帯の量の見込み及び供給体制の確保方策

1 教育・保育の提供区域について

(1) 区域設定の位置付け

教育・保育提供区域は、教育・保育施設や地域型保育事業の供給基盤整備等にあたっての単位となり、施設等の認可における需給調整の判断基準となります。

ただし、通学校区のように、区域外の施設への通園を制限するものではありません。

教育・保育施設や地域型保育事業の区域設定にあたっては、国の基本指針により、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とするとともに、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めることとされています。

(2) 本市の区域設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、保育利用率※等や既存施設の配置、保護者・子どもの移動範囲を考慮した区域設定とします。

第1期計画においては、より身近な施設が利用されるものと想定し、8つの区域設定としていましたが、施設の増加により保護者の選択エリアが広がっており、平成27年度と比較すると、北西部、本庁、上河内などの区域内施設利用率が大幅に下がっています。

※0～5歳の児童のうち、保育所等を利用している児童の割合

区域名	地区	区域内施設利用率		
		平成27年度	令和元年度	増減
北西部	富屋・篠井	83.40%	37.90%	▲45.5%
西部	宝木・国本・城山	61.20%	82.80%	21.60%
本庁	本庁	66.10%	54.50%	▲11.6%
北東部	豊郷・河内	76.70%	68.80%	▲7.9%
南東部	横川・瑞穂野	59.30%	58.00%	▲1.3%
東部	平石・清原	69.90%	73.30%	3.40%
南西部	陽南・姿川・雀宮	73.90%	78.30%	4.40%
上河内	上河内	86.50%	67.20%	▲19.3%

区域内施設利用率が低下するとニーズ動向が正しく把握できず、適切な需給調整が行えなくなることから、現行計画の区域設定を見直し、より直近の利用実態に近い区域として、5つの区域設定としていきます。さらには立地適正化計画やL R Tの整備など、本市の関連施策にも留意した区域設定としていきます。

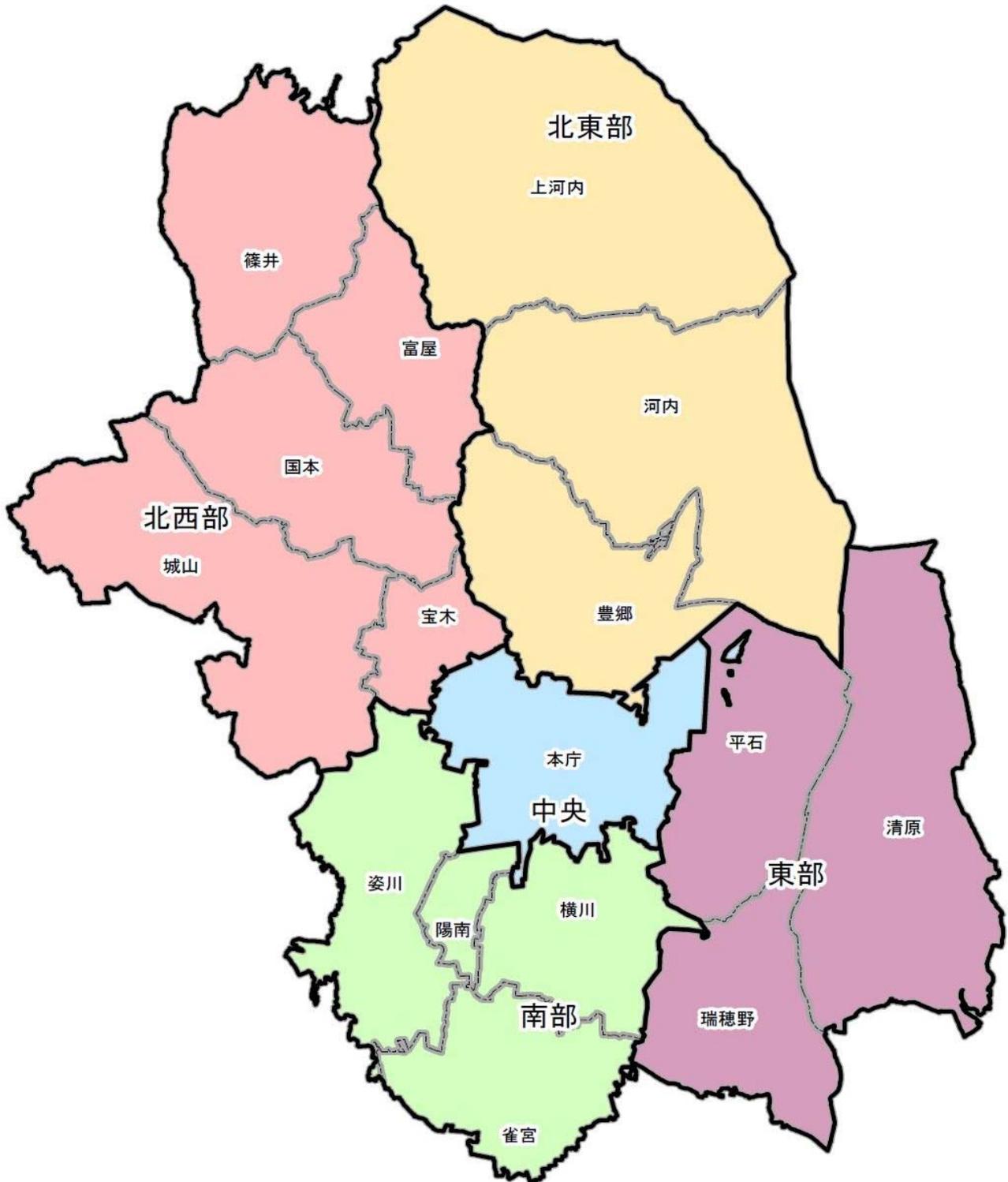
- 国の基本指針に照らしつつ、行政区の集約により区域設定を行うこととし、子どもや子育て家庭にきめ細かな教育・保育を提供するため、居宅からの移動を踏まえることとします。
- また、需給調整の判断基準となることから、施設利用のなされる範囲や区域内施設の利用率を十分に勘案することとします。
- さらには、迅速かつ効率的・効果的な供給確保を可能とするためには、一定程度、既存施設が配置されていることが望ましいことから、これらのバランスのとれた区域設定を行うこととします。
- 立地適正化計画やL R Tの整備など、本市の関連施策における行政計画等との連携・整合を踏まえた区域設定を行うこととします。

### (3) 具体的な提供区域

次の5区域は、利用者の移動範囲等を含めた施設利用実態を捉えており、バランス良く既存施設が配置された区域であること、また、立地適正化計画における区域設定やL R Tによる移動経路を踏まえた区域設定であり、区域の需給管理や供給確保が比較的行いやすいことから、当該区域により、様々な教育・保育ニーズへの的確な対応を図ることとします。

行政区	0～5歳人口 (H31.3.31)	教育・保育施設の 配置状況等	区域内施設 利用率	区域
本 庁	5,944 人	幼稚園：7 施設 保育所：34 施設（うち公立2 施設） 認定こども園：6 施設	54.5%	中央部
豊 郷	4,568 人	幼稚園：3 施設 保育所：22 施設（うち公立3 施設） 認定こども園：3 施設	68.7%	北東部
河 内				
上河内				
富 屋	3,814 人	幼稚園：4 施設 保育所：16 施設（うち公立1 施設） 認定こども園：3 施設	75.4%	北西部
篠 井				
宝 木				
国 本				
城 山	4,332 人	幼稚園：5 施設 保育所：21 施設（うち公立1 施設） 認定こども園：2 施設	73.8%	東部
平 石				
清 原				
瑞穂野	8,281 人	幼稚園：7 施設 保育所：37 施設（うち公立3 施設） 認定こども園：6 施設	81.6%	南部
陽 南				
横 川				
姿 川				
雀 宮				

【教育・保育提供区域（教育・保育施設、地域型保育事業）】



## 2 量の見込み、供給体制の確保内容・実施時期等について

### (1) 国の考え方

国は基本指針において、利用状況及び利用希望を勘案して定めた各年度の「量の見込み」に対応する施設を整備することを目指し、各年度における供給体制の確保の内容及びその実施時期を定めるとしています。

### (2) 本市の考え方

#### ア 量の見込みについて

教育（幼稚園や、認定こども園の幼稚園部分の利用ニーズ）については、国の基本指針による算出と本市の利用実績の乖離が少ないことから、国の基本指針により算出したものを、本市の量の見込みとします。

保育（保育所や、認定こども園の保育部分の利用ニーズ）については、国の基本指針による算出を基本としつつ、本市の保育利用実績や保育利用率（未就学児の数全体に占める、認定こども園（保育部分）や保育所、地域型保育事業を利用する数の割合）を勘案して算出を行うこととします。

また、幼児教育・保育の無償化を考慮します（幼児教育・保育の無償化を前提としたニーズ調査を実施しており、その結果に基づく算出を実施しています）。

#### イ 供給体制について

国の基本指針を踏まえ、各年度における「量の見込み」に対応した供給体制を確保し、計画期間中における年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を目指します。

計画期間後半に保育ニーズが減少した場合における安定的な施設運営を見据え、供給体制の整備にあたっては公立保育所を含め、**既存施設の活用**を基本としていきます。また、保育希望（2号3号認定子ども）の中でも特にニーズの高い3号認定子どもを中心に、供給体制の確保に取り組んでいきます。

#### ① 幼稚園の認定こども園への移行促進

➡認定こども園の利用に係るニーズが増加していることから、区域毎の保育ニーズの動向などを踏まえ、新たな誘導策を創設しながら、積極的に移行を促進していきます。

#### ② 既存保育所の増改築・分園整備

➡「利用定員の弾力化」を活用してもニーズへ対応が困難な区域（中央部・東部・南部）を中心に、既存施設を活用した施設整備を実施していきます。

#### ③ 認可保育所の新設等

➡保育ニーズの高い東部地区については、①・②の既存施設を活用した施設整備を最大限に行った場合でもニーズへの対応が困難であることや、LRTの開業等に伴う新たなニーズが想定されることから、認可保育所の新設等の対応策を検討していきます。

#### ④ 「利用定員の弾力化」の活用

➡既存施設を有効活用する視点から、保育については国の運用を踏まえ、「利用定員の弾力化」を最大限活用していきます。

区域の状況	区域の区分	区域毎の供給確保の考え方
<p>【パターンA】</p> <p>現行の体制を維持し、「利用定員の弾力化」を活用することで、2・3号認定子どもの供給確保が可能と考えられる区域</p>	<p>●北東部（豊郷・河内・上河内）</p> <p>●北西部（富屋・篠井・宝木・国本・城山）</p>	<p>○「利用定員の弾力化」の活用</p> <p>（○幼稚園の認定こども園への移行促進※）</p>
<p>【パターンB】</p> <p>既存施設の施設整備に取り組むことに加え、「利用定員の弾力化」を活用することで、2・3号認定子どもの供給確保が可能と考えられる区域</p>	<p>●中央部（本庁）</p> <p>●南部（陽南・横川・姿川・雀宮）</p>	<p>○幼稚園の認定こども園への移行促進</p> <p>○既存保育所の増改築・分園整備</p> <p>○「利用定員の弾力化」の活用</p>
<p>【パターンC】</p> <p>既存施設の施設整備に取り組むことに加え、「利用定員の弾力化」を活用した場合でも、2・3号認定子どもの供給確保が難しいと考えられる区域</p>	<p>●東部（平石・清原・瑞穂野）</p>	<p>○幼稚園の認定こども園への移行促進</p> <p>○既存保育所の増改築・分園整備</p> <p>○認可保育所の新設等</p> <p>○「利用定員の弾力化」の活用</p>

※区域内でも局所的なニーズが見込まれる宝木地区のみ。

(3) 需給計画

ア 供給体制確保の目標

年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指すため、本市の全市的な需給計画として、2号認定子ども（3～5歳保育の必要性あり）345人分、3号認定子ども（0～2歳保育の必要性あり）372人分（令和2年度との比較、以下同様）の供給体制の確保を図ります。

（確保方策の内訳）

- 幼稚園の認定こども園への移行促進  
既存の幼稚園の認定こども園移行を図り、新たに2号・3号の利用定員を設定します。
  - 既存保育所の増改築・分園整備  
既存保育所の増改築や分園（既存保育所の周辺に整備される定員30名程度の園で、本園と一体的に利用されるもの）を整備します。
  - 認可保育所の新設  
特に供給体制の確保が難しい東部区域については、新園を整備します。
- ⇒これらの確保方策により、717人分の供給体制を確保するとともに、「利用定員の弾力化」を最大限活用しながら、計画期間中の保育ニーズに対応していきます。

年度	令和2年度					令和3年度					令和4年度					
	認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み	6,169	1,387	5,694	4,371	2,115	6,117	1,375	5,780	4,305	2,121	5,895	1,325	5,686	4,268	2,125	
広域調整（受託）	196	21	25	20	7	194	17	25	18	7	191	14	26	16	6	
量の見込み合計	7,773	5,719		4,391	2,122	7,703	5,805		4,323	2,128	7,425	5,712		4,284	2,131	
確保方策	教育・保育施設	4,668	5,382		3,112	1,055	4,857	5,511		3,221	1,105	5,642	5,682		3,335	1,159
	確認を受けない幼稚園	5,465	—	—	—	—	5,150	—	—	—	—	4,150	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	0		629	188	—	0		629	188	—	0		629	188
	企業主導型保育事業	—	8		32	14	—	8		32	14	—	8		32	14
	広域調整（委託）	220	60		53	27	218	96		53	27	209	60		53	27
利用定員の弾力化	—	380		565	838	—	286		388	794	—	111		250	743	
確保方策等合計	10,353	5,830		4,391	2,122	10,225	5,901		4,323	2,128	10,001	5,861		4,299	2,131	
確保方策等一量の見込み	2,580	111		0	0	2,522	96		0	0	2,576	149		15	0	

年度	令和5年度					令和6年度					
	認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み	5,722	1,286	5,620	4,263	2,128	5,560	1,250	5,545	4,257	2,134	
広域調整（受託）	191	11	23	16	6	189	11	22	15	6	
量の見込み合計	7,210	5,643		4,279	2,134	7,010	5,567		4,272	2,140	
確保方策	教育・保育施設	5,642	5,727		3,365	1,174	5,642	5,727		3,365	1,174
	確認を受けない幼稚園	4,150	—	—	—	—	4,150	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	0		629	188	—	0		629	188
	企業主導型保育事業	—	8		32	14	—	8		32	14
	広域調整（委託）	204	62		53	27	199	60		53	27
利用定員の弾力化	—	50		218	731	—	39		212	737	
確保方策等合計	9,996	5,847		4,297	2,134	9,991	5,834		4,291	2,140	
確保方策等一量の見込み	2,786	204		18	0	2,981	267		19	0	

## イ 保育利用を希望する世帯の割合について

ニーズ調査の結果などから、令和2年度における、未就学児の保護者のうち、保育利用を希望する割合は46.3%を見込んでいますが、女性の就業率の上昇や働き方改革により、近年はこの割合が上昇傾向にあり、今後もこの傾向の継続を想定し、本市の需要予測を実施しています。

こうした傾向を踏まえた供給体制の整備を実施することにより、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指します。

計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就学児童の数全体 (A)	26,270人	25,793人	25,033人	24,471人	23,960人
未就学児のうち保育 を希望する数(B)	12,180人	12,205人	12,079人	12,011人	11,936人
保育の利用希望率 (B/A)	46.3%	47.3%	48.2%	49.0%	49.8%

(4) 教育・保育提供区域ごとの需給計画

区域番号 1		区域名 中央部														
年度		令和2年度				令和3年度				令和4年度						
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	
量の見込み	1,355	305	1,428	1,037	483	1,344	302	1,450	1,021	484	1,295	291	1,426	1,013	485	
	広域調整(受託)	7	0	5	4	1	7	0	4	4	1	7	0	4	4	1
量の見込み合計		1,667	1,433		1,041	484	1,653	1,454		1,025	485	1,593	1,430		1,017	486
確保方策	教育・保育施設	1,092	1,369		826	279	1,226	1,417		826	279	1,226	1,417		826	279
	確認を受けない幼稚園	1,260	—		—	—	1,050	—		—	—	1,050	—		—	—
	特定地域型保育事業	—	0		166	43	—	0		166	43	—	0		166	43
	企業主導型保育事業	—	3		15	6	—	3		15	6	—	3		15	6
	広域調整(委託)	48	15		13	6	48	24		13	6	45	15		13	6
利用定員の弾力化		—	46		21	150	—	10		5	151	—	—		—	152
確保方策等合計		2,400	1,433		1,041	484	2,324	1,454		1,025	485	2,321	1,435		1,020	486
確保方策等一量の見込み		733	0		0	0	671	0		0	0	728	5		3	0

年度		令和5年度				令和6年度					
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	
量の見込み	1,258	282	1,409	1,011	486	1,222	274	1,391	1,010	487	
	広域調整(受託)	7	0	4	4	1	7	0	4	4	1
量の見込み合計		1,547	1,413		1,015	487	1,503	1,395		1,014	488
確保方策	教育・保育施設	1,226	1,417		826	279	1,226	1,417		826	279
	確認を受けない幼稚園	1,050	—		—	—	1,050	—		—	—
	特定地域型保育事業	—	0		166	43	—	0		166	43
	企業主導型保育事業	—	3		15	6	—	3		15	6
	広域調整(委託)	45	16		13	6	44	15		13	6
利用定員の弾力化		—	—		—	153	—	—		—	154
確保方策等合計		2,321	1,436		1,020	487	2,320	1,435		1,020	488
確保方策等一量の見込み		774	23		5	0	817	40		6	0

区域番号 2		区域名 北東部														
年度		令和2年度				令和3年度				令和4年度						
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	
量の見込み	1,057	237	1,113	842	381	1,047	236	1,130	829	382	1,010	226	1,111	822	383	
	広域調整(受託)	152	5	4	5	1	150	4	4	5	1	148	4	4	4	1
量の見込み合計		1,451	1,117		847	382	1,437	1,134		834	383	1,388	1,115		826	384
確保方策	教育・保育施設	698	1,161		628	206	698	1,161		628	206	698	1,161		628	206
	確認を受けない幼稚園	980	—		—	—	980	—		—	—	980	—		—	—
	特定地域型保育事業	—	0		110	30	—	0		110	30	—	0		110	30
	企業主導型保育事業	—	0		5	1	—	0		5	1	—	0		5	1
	広域調整(委託)	38	12		10	5	38	19		10	5	35	12		10	5
利用定員の弾力化		—	—		94	140	—	—		81	141	—	—		73	142
確保方策等合計		1,716	1,173		847	382	1,716	1,180		834	383	1,713	1,173		826	384
確保方策等一量の見込み		265	56		0	0	279	46		0	0	325	58		0	0

年度		令和5年度				令和6年度					
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	
量の見込み	980	220	1,099	821	383	952	214	1,084	820	384	
	広域調整(受託)	148	4	3	4	1	147	4	3	3	1
量の見込み合計		1,352	1,102		825	384	1,317	1,087		823	385
確保方策	教育・保育施設	698	1,161		628	206	698	1,161		628	206
	確認を受けない幼稚園	980	—		—	—	980	—		—	—
	特定地域型保育事業	—	0		110	30	—	0		110	30
	企業主導型保育事業	—	0		5	1	—	0		5	1
	広域調整(委託)	35	12		10	5	34	12		10	5
利用定員の弾力化		—	—		72	142	—	—		70	143
確保方策等合計		1,713	1,173		825	384	1,712	1,173		823	385
確保方策等一量の見込み		361	71		0	0	395	86		0	0

区域番号 3 区域名 北西部

年度		令和2年度					令和3年度					令和4年度						
認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	教育希望		左記以外	1・2歳	0歳	教育希望	左記以外		1・2歳	0歳			
量の見込み		897	201	561	438	247	889	200	569	431	248	856	193	560	428	248		
	広域調整(受託)	1	0	6	2	1	1	0	6	2	1	0	0	6	2	1		
量の見込み合計		1,099	567		440	248	1,090	575		433	249	1,049	566		430	249		
確保方策	教育・保育施設	501	614		341	119	501	614		341	119	641	644		361	129		
	確認を受けない幼稚園	805	—	—	—	—	805	—	—	—	—	605	—	—	—	—		
	特定地域型保育事業	—	0		73	20	—	0		73	20	—	0		73	20		
	企業主導型保育事業	—	2		3	1	—	2		3	1	—	2		3	1		
	広域調整(委託)	32	6		5	3	32	9		5	3	30	6		5	3		
利用定員の弾力化		—	—		18	105	—	—		11	106	—	—		—	96		
確保方策等合計		1,338	622		440	248	1,338	625		433	249	1,276	652		442	249		
確保方策等一量の見込み		239	55		0	0	248	50		0	0	227	86		12	0		

年度		令和5年度					令和6年度					
認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	教育希望		左記以外	1・2歳	0歳		
量の見込み		831	187	554	427	249	808	182	546	427	249	
	広域調整(受託)	0	0	5	2	1	0	0	5	2	1	
量の見込み合計		1,018	559		429	250	990	551		429	250	
確保方策	教育・保育施設	641	644		361	129	641	644		361	129	
	確認を受けない幼稚園	605	—	—	—	—	605	—	—	—	—	
	特定地域型保育事業	—	0		73	20	—	0		73	20	
	企業主導型保育事業	—	2		3	1	—	2		3	1	
	広域調整(委託)	30	6		5	3	29	6		5	3	
利用定員の弾力化		—	—		—	97	—	—		—	97	
確保方策等合計		1,276	652		442	250	1,275	652		442	250	
確保方策等一量の見込み		258	93		13	0	285	101		13	0	

区域番号 4 区域名 東部

年度		令和2年度					令和3年度					令和4年度						
認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	教育希望		左記以外	1・2歳	0歳	教育希望	左記以外		1・2歳	0歳			
量の見込み		986	222	855	701	330	979	219	868	690	331	942	212	854	684	332		
	広域調整(受託)	1	9	3	3	1	1	6	3	2	1	1	3	4	1	0		
量の見込み合計		1,218	858		704	331	1,205	871		692	332	1,158	858		685	332		
確保方策	教育・保育施設	500	665		403	136	500	665		423	146	680	740		473	171		
	確認を受けない幼稚園	1,300	—	—	—	—	1,300	—	—	—	—	1,060	—	—	—	—		
	特定地域型保育事業	—	0		113	43	—	0		113	43	—	0		113	43		
	企業主導型保育事業	—	3		9	6	—	3		9	6	—	3		9	6		
	広域調整(委託)	35	9		9	4	35	14		9	4	34	9		9	4		
利用定員の弾力化		—	181		170	142	—	189		138	133	—	106		81	108		
確保方策等合計		1,835	858		704	331	1,835	871		692	332	1,774	858		685	332		
確保方策等一量の見込み		617	0		0	0	630	0		0	0	616	0		0	0		

年度		令和5年度					令和6年度					
認定区分	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	教育希望		左記以外	1・2歳	0歳		
量の見込み		914	206	844	684	332	889	200	833	683	333	
	広域調整(受託)	1	0	3	1	0	1	0	3	1	0	
量の見込み合計		1,121	847		685	332	1,090	836		684	333	
確保方策	教育・保育施設	680	785		503	186	680	785		503	186	
	確認を受けない幼稚園	1,060	—	—	—	—	1,060	—	—	—	—	
	特定地域型保育事業	—	0		113	43	—	0		113	43	
	企業主導型保育事業	—	3		9	6	—	3		9	6	
	広域調整(委託)	33	9		9	4	32	9		9	4	
利用定員の弾力化		—	50		51	93	—	39		50	94	
確保方策等合計		1,773	847		685	332	1,772	836		684	333	
確保方策等一量の見込み		652	0		0	0	682	0		0	0	

区域番号 **5** 区域名 **南部**

年度		令和2年度					令和3年度					令和4年度						
認定区分		1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号	
			教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	教育希望		左記以外	1・2歳	0歳	教育希望	左記以外		1・2歳	0歳		
量の見込み		1,874	422	1,737	1,353	674	1,858	418	1,763	1,334	676	1,792	403	1,735	1,321	677		
	広域調整(受託)	35	7	7	6	3	35	7	8	5	3	35	7	8	5	3		
量の見込み合計		2,338	1,744		1,359	677	2,318	1,771		1,339	679	2,237	1,743		1,326	680		
確保方策	教育・保育施設	1,877	1,573		914	315	1,932	1,654		1,003	355	2,397	1,720		1,047	374		
	確認を受けない幼稚園	1,120	—	—	—	—	1,015	—	—	—	—	455	—	—	—	—		
	特定地域型保育事業	—	0	—	167	52	—	0	—	167	52	—	0	—	167	52		
	企業主導型保育事業	—	0	—	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—	0	0		
	広域調整(委託)	67	18	—	16	9	65	30	—	16	9	65	18	—	16	9		
利用定員の弾力化		—	153	—	262	301	—	87	—	153	263	—	5	—	96	245		
確保方策等合計		3,064	1,744		1,359	677	3,012	1,771		1,339	679	2,917	1,743		1,326	680		
確保方策等一量の見込み		726	0		0	0	694	0		0	0	680	0		0	0		

年度		令和5年度					令和6年度						
認定区分		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望	左記以外	1・2歳	0歳	教育希望		左記以外	1・2歳	0歳		
量の見込み		1,739	391	1,714	1,320	678	1,689	380	1,691	1,317	681		
	広域調整(受託)	35	7	8	5	3	34	7	7	5	3		
量の見込み合計		2,172	1,722		1,325	681	2,110	1,698		1,322	684		
確保方策	教育・保育施設	2,397	1,720		1,047	374	2,397	1,720		1,047	374		
	確認を受けない幼稚園	455	—	—	—	—	455	—	—	—	—		
	特定地域型保育事業	—	0	—	167	52	—	0	—	167	52		
	企業主導型保育事業	—	0	—	0	0	—	0	—	0	0		
	広域調整(委託)	61	19	—	16	9	60	18	—	16	9		
利用定員の弾力化		—	—	—	95	246	—	—	—	92	249		
確保方策等合計		2,913	1,739		1,325	681	2,912	1,738		1,322	684		
確保方策等一量の見込み		741	17		0	0	802	40		0	0		

### 3 供給体制の確保に関する事項

#### (1) 施設整備に関する事項

##### ア 認定こども園の普及に対する考え方

平成 27 年度から実施されている子ども・子育て支援新制度は、子どもや子育て家庭の状況に応じ、多様な施設・事業から適切なサービスの選択がなされ、望ましい養育環境の形成を支援するものであり、幼稚園や保育所、地域型保育事業などとともに、認定こども園は、主要な施設・事業の一つとなっています。

この認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、とりわけ、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした改善が図られ、質の高い学校教育・保育を一体的に提供する施設として、その普及に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、現在の教育・保育の利用状況や利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、事業者の意向を踏まえながら、幼稚園から認定こども園への円滑な移行を促進し、第 1 期計画期間（平成 27 年度～令和元年度）において、13 園の認定こども園の整備を行いました。本市においては、3 号認定子ども（0～2 歳の保育を必要とする子ども）の必要量が依然として高く、引き続き、既存の教育・保育資源を有効活用した効率的・効果的な供給体制の確保が必要となります。

今後も、各提供区域における保育ニーズの動向を踏まえながら、移行のための整備を促進していきませんが、第 1 期計画期間中に認定こども園に移行した幼稚園が 10 園強に留まっており、認定こども園移行に課題を感じている事業者もいることから、事業者の意向把握に努め、新たな誘導策を創設し、積極的に移行を促進していきます。

##### イ 立地適正化計画に基づく保育施設の立地誘導

本市では「立地適正化計画」を定め、公共ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導により、コンパクトなまちづくりを推進しています。

この考え方に基づき、保育施設が移転改築等を行う場合においては、「宇都宮市都市機能誘導施設立地促進補助金」を活用しながら、都市機能誘導区域や地域拠点などの、保育施設を含めた都市機能を誘導すべき区域内への立地を促進していきます。

## (2) 保育環境の整備に関する事項

### ア 教育・保育の質の確保・向上

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じてすべての子どもが健やかに成長できるよう支援するものであり、市・県・国それぞれの役割に応じて、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の質の確保・向上を図ることが必要となります。

このため、指導監査の実施や巡回指導を通じた事業への支援を行うとともに、職務経験や職務内容に応じ体系的に実施している職員研修の充実、幼保小連携の取組の促進等による資質の向上や、教育・保育施設が行う自己評価、関係者評価、第三者評価等に対し必要な支援を行うことなどを通じ、施設等の運営の改善や教育・保育の質の確保・向上を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設を含めた保育の質の確保・向上が必要となっています。認可外保育施設については「指導監督基準」に基づき立入調査や巡回指導支援を実施し、保育の質の確保・向上のための指導・助言を行っているところですが、今後、研修体系の見直しなどを行いながら、更なる保育の質の確保・向上を図っていきます。

### イ 保育士確保策の推進

本市では、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成しているものの、年度後半においては保育士の確保が難しいことなどから待機児童が発生しており、今後の需要見込みにおいて、施設整備による供給体制の確保を行っていくことや、施設の質の確保・向上を図る上でも、安定的な保育士確保が喫緊の課題となっています。

このため、平成28年度に県と連携して「とちぎ保育士・保育所支援センター」を設立し、保育士の登録情報を元にした人材バンクを活用した就職支援や、就職準備金の貸付事業、研修等の実施や各種広報媒体を活用した潜在保育士の掘り起こしを行うとともに、ハローワークと連携を図るなどしながら、人材確保に取り組んできました。

また、本市独自にショッピングセンターや就職セミナーでの広報活動など、さらなる取組を実施しているほか、平成29年度からは、中長期的な保育士確保の視点から、高校生などを対象とした「保育のお仕事体験会」を実施しています。今後は、保育士養成校との連携を図りながら、中長期的な保育士確保の取組を強化し、より多くの方に保育士を職業として選択してほらえるような環境の醸造にも努めるとともに、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を活用した移住支援策を活用するなどしながら、東京圏から移住し、本市において保育士として活躍してもらえよう、人材の掘り起こしなどにも努めていきます。

併せて、国が進めている処遇改善等加算を十分に活用するとともに、経験年数に応じた賃金上乘せや保育補助者の雇用に係る補助、保育所のICT化の支援など、保育士の負担軽減策を実施し、離職の防止を図り、安定した保育士確保に向けて取り組んでいきます。

これらの取組について、市・県・国それぞれの役割や強みを生かし行うことで、一体として、保育所や認定こども園等の「働きやすい環境の整備」や「人材育成」、「再就職・就業継続支援」を図っていきます。

## ウ 特別な支援が必要な子どもの受入体制

すべての子どもや子育て家庭の状況に応じた適切な支援を行うためには、医療的ケア児を含めた障がい児や社会的養護が必要な子どもなど、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう、必要な配慮や支援を行うことが求められています。

このため、本市におきましては、子ども発達センターや地域の保健師等との連携により特別な支援が必要な子どもの状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等における障がい児等の受入体制に係る状況の把握に努め、調整を行っていきます。こうした中、実際の施設・事業の利用申込みにあたっては、利用調整を実施後、各施設・事業における施設・設備の状況や職員配置など個別の体制を勘案する必要があることから、施設・事業を特定せずに市が要請により個別にあっせんを行っています。

なお、利用手続きを行う窓口や公立保育所等に設置された子育てサロンにおいて実施する利用者支援事業においても、障がい児等の受入体制に係る状況や関連施策の基本的な情報等の提供を行うとともに、教育・保育施設等における障がい児保育の実施状況等に係る情報について、県を通じた情報公開も行っています。

また、教育・保育の供給体制の確保にあたっては、保育所や地域型保育事業所等において、児童の処遇向上等を図るための必要な支援を行い、医療的ケアが必要な子どもや障がい児等の受入体制の拡大に努めています。

今後もこうした取組を継続しながら、誰もが安心して利用できる保育環境の整備を進めていきます。

## エ 海外から帰国した幼児や外国人幼児の円滑な施設利用に向けた取組の推進

本市における外国人人口は平成31年4月現在で9,649人となっており、第1期計画を策定した平成27年度と比較し20%超増加しており、本市の人口全体に占める外国人の割合も増加しています。

本市では、外国人住民のための生活相談の窓口の設置や、行政サービスに係る情報誌の作成などを行いながら、こうした海外から帰国した幼児や外国人幼児が円滑に保育サービスを利用できる環境の整備に努めています。また、国の支援制度を活用し、各園が外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳の業務を行う保育支援者を配置する際の補助を実施しており、今後もこうした取組を着実に実施しながら、日本語によるコミュニケーションがとりにくい家庭や、生活習慣・文化の異なる家庭にも利用しやすい保育環境の整備を進めていきます。

## オ 送迎サービスに係る考え方

保育所等を利用する児童を対象とした送迎サービスについては、ニーズ調査の結果、市内中心部や東部を中心に、一定のニーズがあることが見込まれています。また、本市においても、LRTの整備等により局所的なニーズや、自動車を利用しない世帯など新たなニーズも見込まれることから、送迎サービスはこうしたニーズに対して有効な事業の一つと考えられます。

しかしながら、サービスの利用に不安を感じている保護者が多いことや、受入先の確保などの課題があることから、こうした課題への対応を含め、検討を進めていきます。

#### カ 3歳未満児に係る取組と3歳以上児に係る取組の連携等

乳幼児期の発達には連続性を有するものである観点や、保護者の安心感を確保していく観点から、原則として満3歳未満の保育を行う地域型保育事業を利用する子どもが、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用することができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要となります。

この連携は、地域型保育事業者と教育・保育施設との間で調整し、設定することが基本となりますが、連携施設の設定が困難である場合などについては、本市はこの連携を積極的に支援していきます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携に努めていきます。

### (3) 本計画期間内における公立保育所の位置付け等

#### ア 公立保育所の役割と現況

これまで本市が策定してきた「宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画」が第1期計画に継承され、公立保育所の役割については下記のとおり整理されている状況にあります。

##### 【公立保育所（基幹保育所）の役割】

- すべての在家庭親子等に対する地域の子育ての相談・コンシェル機能等
- 民間保育所、小規模保育事業等に対する専門研修などの支援的機能
- 養育上特別な問題を抱える家庭への支援や、虐待等による児童の緊急一時保護的な保育への対応、地域型保育事業等への支援などの機能とともに、セーフティネットの機能
- 保育ニーズへの調整的機能

平成16年以降、公立保育所については、民間ノウハウを活用した柔軟な保育の実施等を目的として、保育需要の動向などを踏まえながら民営化を推進し、14施設・延べ1,445人分を民営化しました。平成27年度以降、公立保育所は基幹園（公的役割を存続させる園）4園、当面存続園（将来的な廃止又は民営化を前提とし、保育需要の動向を見ながら、当面公的役割を存続させる園）6園の10園体制で、上記の役割を果たしています。

##### 【公立保育所の配置等】

教育・保育提供区域	施設名	位置付け
中央部区域 (本庁)	泉が丘保育園	当面存続園
	松原保育園	当面存続園
北東部区域 (豊郷・河内・上河内)	竹林保育園	基幹園
	なかよし保育園	当面存続園
	ゆずのこ保育園	当面存続園
北西部区域 (富屋・篠井・宝木・国本・城山)	大谷保育園	当面存続園
東部区域 (平石・清原・瑞穂野)	石井保育園	基幹園
南部区域 (陽南・横川・姿川・雀宮)	北雀宮保育園	基幹園
	西部保育園	基幹園
	東浦保育園	当面存続園

## イ 公立保育所に係る課題

公立保育所については平成27年度以降、現行の10園体制で、「利用定員の弾力化」を最大限活用しながら役割を果たしてきたところですが、保育ニーズの変化などにより、一部の公立保育所については課題が生じています。

### 【保育所を取り巻く環境と公立保育所に係る課題等】

#### ① 今後の保育ニーズの動向

- ➡計画期間中における保育ニーズは、中央部・東部・南部区域を中心に継続的に高く、「利用定員の弾力化」など、既存施設を最大限に活用して、保育ニーズに対応していくことが必要となっています。
- ➡女性就業率の上昇など社会状況の変化に伴い、休日保育や一時預かりなどの特別保育へのニーズが増加しています。（ニーズ調査から）

#### ② 公立保育所に係る課題等

- ➡教育・保育施設が増加・多様化したことにより、民間保育所を選択する保護者の割合が以前に比べ増加するとともに、第1希望として一部の当面存続園を選択する人の割合は相対的に低下しています（入所申込資料から）。
- ➡また、こうしたことから、継続的に保育ニーズが高い区域にありながら、一部の当面存続園においては入所率（定数調整機能）が低下しています。
- ➡民間保育所における、発達に課題を持った児童や医療的ケアを必要とする児童など、支援を必要とする児童の受入れ割合は過去約5年で14.2%増加しており、支援を必要とする児童の受け皿としての役割も、相対的に低下しています。

受入率(民間園/公立園+民間園) 42.4% (H25.4) ➡56.6% (H31.4)

## ウ 公立保育所の今後のあり方

### 【基幹園】

地域の子育て拠点施設であり、「子育てサロン」などの事業を実施するなど本市における中核的な役割と機能を担うほか、小規保育施設等が展開する中で、研修などを通して各園の保育の質の維持・向上を図っていく必要があることから、保育需要の動向に関わらず、現行の施設数・配置を維持し、研修・相談機能や医療的ケア児の受け入れ態勢の強化など、機能拡充を図っていくこととします。

### 【当面存続園】

保育サービスの現状や中長期的な保育ニーズの動向を踏まえ、公立保育所の役割を引き続き確保していく必要がありますが、保育ニーズの高い地域にありながら、十分に役割を果たすことが難しい園については、今後のあり方を検討していきます。

<供給体制の確保に係る各種取組内容>

確保に係る事項	ハード事業	ソフト事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園の認定こども園への移行促進（施設整備）</li> <li>○既存保育所の増改築・分園の整備</li> <li>○認可保育所の新設等</li> <li>※補助制度を活用し、既存施設の移転改築時は都市機能誘導区域等への立地を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園の認定こども園への移行促進（新たな誘導策の実施）</li> <li>【新規】</li> <li>○「利用定員の弾力化」の活用</li> </ul>
保育環境の整備に関する事項	ソフト事業	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>保育の質の確保</b></li> <li>○指導監査、巡回指導の実施 ○研修体系の見直し【拡充】</li> <li>○保育所等のICT化の支援【拡充】</li> <li>○認可外保育施設の認可施設への移行促進【新規】</li> <li><b>保育士確保（新規確保策）</b></li> <li>○とちぎ保育士・保育所支援センターと連携した就職支援 ○就職準備金の貸付</li> <li>○各種研修会の実施 ○ハローワークとの連携 ○就職セミナー等での広報活動</li> <li>○高校生などを対象とした仕事体験会</li> <li>○東京圏からの移住支援による確保策 ○養成校と連携した確保策【新規】</li> <li><b>保育士確保（処遇改善・離職防止策）</b></li> <li>○経験年数に応じた賃金の加算 ○保育補助者の雇上げへの補助【拡充】</li> <li>○保育所等のICT化の支援【拡充】（再掲）</li> <li>○保育支援者の配置に係る支援【新規】</li> <li><b>受入体制（支援を必要とする児童）</b></li> <li>○子ども発達センター、地区保健師と連携した状況把握 ○受入れの拡大</li> <li><b>受入体制（外国人児童等）</b></li> <li>○相談窓口の設置 ○保育支援者の配置に係る支援</li> <li><b>3歳未満児に係る取組と3歳以上児に係る取組の連携</b></li> <li>○連携施設の確保が困難な場合のあっせん等の支援</li> </ul>	
その他	その他	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>送迎サービス</b></li> <li>○課題への対応策を含め、実施要否について検討</li> </ul>	
その他	公立保育所のあり方	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>基幹園（竹林・石井・北雀宮・西部）</b></li> <li>○機能拡充を図りながら、現行の施設数・配置を維持</li> <li><b>当面存続園（泉が丘・松原・なかよし・ゆずのこ・大谷・東浦）</b></li> <li>○保育ニーズの高い地域にありながら、十分に役割を果たすことが難しい園については、今後のあり方について検討</li> </ul>	

第3章 各種子ども・子育て支援サービス（保育等の入所以外のもの）の利用に係る量の見込み及び供給体制の確保方策

1 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域について

(1) 区域設定の位置付け

教育・保育提供区域は、地域子ども・子育て支援事業の供給基盤整備等に当たっての単位となります。

地域子ども・子育て支援事業の区域設定にあたっては、国の基本指針により、教育・保育施設や地域型保育事業、また、地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域設定を基本としつつも、実態に応じて「事業」ごとに設定できることとしています。

(2) 本市の区域設定の考え方

地域子ども・子育て支援事業等の区域については、教育・保育施設、地域型保育事業の区域と同様であることが望ましいもの、事業の特性・内容により、対象となる利用者や利用形態が異なるもの、確保方策が異なるものなど、事業の特性等を踏まえ、設定します。

(3) 具体的な提供区域

次の区域により、教育・保育施設と連携した事業の推進や、事業の特性・内容に応じた的確な事業の推進を図ることとします。

事業名	対象者	区域
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン事業)	主に0～2歳	◆ 教育・保育施設等の提供区域（5区域）と同様とするもの 主に教育・保育施設で実施される事業であることや、主に地域の子育て家庭を対象とした事業であり、身近な施設等により利用される実態であることなどから、教育・保育施設等の提供区域（5区域）と同様とします。
利用者支援事業	主に0～5歳	
一時預かり事業		
幼稚園型	3～5歳	
一般型	0～5歳	
延長保育事業	0～5歳	
放課後児童健全育成事業 (子どもの家等事業)	小学生	◆ 事業の特性を踏まえた区域設定をするもの 特定の施設において、特定の利用者によって実施される事業であることなどから、事業の特性を踏まえた区域設定とし、小学校区とします。
妊婦に対する健康診査	妊婦	◆ 全市1区域とするもの 区域の別なく全市的に実施される事業や、突発的・非常態的なニーズ（保護者、児童の疾病等）に対応するセーフティネット的な特性を有する事業であることなどから、全市1区域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月まで	
養育支援訪問事業等	対象となる家庭	
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	0歳～小学生	
子育て短期支援事業	0～18歳未満	
病児保育事業	0歳～小学生	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳	
休日保育	0～5歳	

## 2 量の見込み、供給体制の確保内容・実施時期等について

### (1) 国の考え方

国は基本指針において、教育・保育と同様に、各事業の利用状況及び利用希望を勘案して定めた各年度の「量の見込み」に対応する施設を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるとしています。

### (2) 本市の考え方

#### ア 量の見込みについて

国の基本指針による算出を基本としつつ、算出結果が本市の利用実績と乖離しているものや、算出方法の定めがないものなどは、利用実績に基づく補正や独自手法による算出を行うこととします。

また、教育・保育と連動して実施される事業（幼稚園の一時預かり、延長保育等）については、それぞれの需要動向を勘案して、算出を行うこととします。

**【パターンA】** 国の基本指針による算出結果と利用実績が概ね一致しているもの

➡基本指針に基づき、量の見込みを算出します。

- ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業
- ・利用者支援 ・一時預かり（幼稚園型） ・放課後児童健全育成事業（子どもの家事業）

**【パターンB】** 国の基本指針による算出結果と本市の利用実績に乖離があるもの

➡基本指針に基づく算出結果に、実績による補正を行い量の見込みを算出します。

- ・地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業） ・一時預かり（一般型）
- ・延長保育事業 ・病児保育事業

**【パターンC】** 国の基本指針による算出方法の定めがないものなど

➡本市独自の方法により量の見込みを算出します。

- ・子育て援助活動支援事業（ファミサポ事業） ・子育て短期支援事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・休日保育

#### イ 供給体制について

国の基本指針を踏まえ、各年度における「量の見込み」に対応した供給体制を確保し、必要な世帯が利用したい時に利用できる体制を整備します。

##### ① 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

➡「子どもの家」の帰宅後の預かり等のニーズの増加から、現行の供給体制を上回るニーズを見込んでおり、引き続きニーズの受け皿となる協力会員（子育ての援助をしたい人）の確保に努め、供給体制を確保していきます。

##### ② 放課後児童健全育成事業

➡小学校区によっては現行の供給体制を上回るニーズを見込んでいることから、供給体制が不足する小学校区については必要な施設整備を行い、供給体制を確保していきます。また、令和3年度からは運営主体を法人化し、より効果的・効率的にサービスを提供していきます。

##### ③ 休日保育

➡現行の供給体制を上回るニーズを見込んでいることから、既存施設の配置バランスや地区毎のニーズ動向を踏まえ、特にニーズの高い南部区域に実施園を確保し、供給体制を確保していきます。

##### ④ 上記以外の事業

➡新たなニーズを含め、計画期間中の「量の見込み」に対して現行の供給体制で十分に対応できていることから、引き続き、現行体制によりサービスを提供していきます。

### (3) 事業ごとの需給計画

#### ア 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業であり、県内各地の医療機関で受診が可能となっています。

本事業については、区域の別なく全市的に実施される事業であることから、区域を全市1区域として推進することとし、事業実績等に基づく「量の見込み」に対し、今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、「確保方策」については、現体制を継続することで対応します。

区域番号 1		区域名 市内全域	
年度		令和2年度	
量の見込み	(人)	4,253	
	(回)	53,231	
確保方策		実施場所：全国の医療機関（病院，診療所，助産院） 実施体制：医療機関の医師 検査項目：尿検査，血液検査，子宮頸がん検診，超音波検査， クラミジア抗原検査，B群溶血性レンサ球菌など 実施時期：通年	
年度		令和3年度	
量の見込み	(人)	4,181	
	(回)	52,915	
確保方策		実施場所：全国の医療機関（病院，診療所，助産院） 実施体制：医療機関の医師 検査項目：尿検査，血液検査，子宮頸がん検診，超音波検査， クラミジア抗原検査，B群溶血性レンサ球菌など 実施時期：通年	
年度		令和4年度	
量の見込み	(人)	4,118	
	(回)	52,694	
確保方策		実施場所：全国の医療機関（病院，診療所，助産院） 実施体制：医療機関の医師 検査項目：尿検査，血液検査，子宮頸がん検診，超音波検査， クラミジア抗原検査，B群溶血性レンサ球菌など 実施時期：通年	
年度		令和5年度	
量の見込み	(人)	4,062	
	(回)	52,546	
確保方策		実施場所：全国の医療機関（病院，診療所，助産院） 実施体制：医療機関の医師 検査項目：尿検査，血液検査，子宮頸がん検診，超音波検査， クラミジア抗原検査，B群溶血性レンサ球菌など 実施時期：通年	
年度		令和6年度	
量の見込み	(人)	4,021	
	(回)	52,579	
確保方策		実施場所：全国の医療機関（病院，診療所，助産院） 実施体制：医療機関の医師 検査項目：尿検査，血液検査，子宮頸がん検診，超音波検査， クラミジア抗原検査，B群溶血性レンサ球菌など 実施時期：通年	

## イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業であり、「出生連絡票」や住民基本台帳により把握の上、訪問指導員（助産師・保健師・看護師）が全戸訪問を行っています。

本事業については、区域の別なく全市的に実施される事業であることから、区域を全市1区域として推進することとし、事業実績等に基づく「量の見込み」に対し、今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、「確保方策」については、現体制を継続することで対応します。

区域番号 1 区域名 市内全域	
年度	令和2年度
量の見込み（人）	4,159
確保方策	実施体制：専門職（助産師，保健師，看護師）27人 実施機関：宇都宮市（直営）
年度	令和3年度
量の見込み（人）	4,089
確保方策	実施体制：専門職（助産師，保健師，看護師）27人 実施機関：宇都宮市（直営）
年度	令和4年度
量の見込み（人）	4,027
確保方策	実施体制：専門職（助産師，保健師，看護師）27人 実施機関：宇都宮市（直営）
年度	令和5年度
量の見込み（人）	3,973
確保方策	実施体制：専門職（助産師，保健師，看護師）27人 実施機関：宇都宮市（直営）
年度	令和6年度
量の見込み（人）	3,933
確保方策	実施体制：専門職（助産師，保健師，看護師）27人 実施機関：宇都宮市（直営）

## ウ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問員がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言や育児・家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、子育ての不安や過重な負担の軽減を図っています。

本事業については、区域の別なく全市的に実施される事業であることから、区域を全市1区域として推進することとし、事業実績等に基づく「量の見込み」に対し、今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、「確保方策」については、現体制を継続することで対応します。

区域番号	1	区域名	市内全域
年度	令和2年度		
量の見込み(件)	394		
確保方策	実施体制：専門的相談支援員1人、育児・家事支援1人 実施機関：宇都宮市 委託団体等：宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児・家事支援)		
年度	令和3年度		
量の見込み(件)	394		
確保方策	実施体制：専門的相談支援員1人、育児・家事支援1人 実施機関：宇都宮市 委託団体等：宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児・家事支援)		
年度	令和4年度		
量の見込み(件)	394		
確保方策	実施体制：専門的相談支援員1人、育児・家事支援1人 実施機関：宇都宮市 委託団体等：宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児・家事支援)		
年度	令和5年度		
量の見込み(件)	394		
確保方策	実施体制：専門的相談支援員1人、育児・家事支援1人 実施機関：宇都宮市 委託団体等：宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児・家事支援)		
年度	令和6年度		
量の見込み(件)	394		
確保方策	実施体制：専門的相談支援員1人、育児・家事支援1人 実施機関：宇都宮市 委託団体等：宇都宮市母子寡婦福祉連合会(育児・家事支援)		

## エ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、公立施設及び民間施設で展開しています。

本事業については、主に教育・保育施設で実施され、地域の子育て家庭を対象とした事業であり、身近な施設等により利用される実態であることなどから、区域を5区域として推進することとし、利用希望や利用実態等に基づく「量の見込み」に対し、他区域も含めた既存の子育てサロンによる供給体制に加え、類似事業である「認定こども園における子育て支援事業」や「子どもの家における子育て支援事業」も活用し、親子の遊びの場などとして利用を確保します。

年度			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
区域番号1 中央部区域	量の見込み(人/月)		2,960	2,876	2,812	2,770	2,734	
	確保方針	子育て サロン	箇所数	3	3	3	3	3
			利用可能数	4,421	4,421	4,421	4,421	4,421
		子どもの家	箇所数	11	11	11	11	11
			利用可能数	5,411	5,411	5,411	5,411	5,411
		合計	箇所数	14	14	14	14	14
			利用可能数	9,832	9,832	9,832	9,832	9,832
	確保方針—量の見込み			6,872	6,956	7,020	7,062	7,098
	区域番号2 北東部区域	量の見込み(人/月)		2,275	2,210	2,161	2,128	2,101
		確保方針	子育て サロン	箇所数	4	4	4	4
利用可能数				5,688	5,688	5,688	5,688	5,688
子どもの家			箇所数	12	12	12	12	12
			利用可能数	9,502	9,502	9,502	9,502	9,502
合計			箇所数	16	16	16	16	16
			利用可能数	15,190	15,190	15,190	15,190	15,190
確保方針—量の見込み			12,915	12,980	13,029	13,062	13,089	
区域番号3 北西部区域		量の見込み(人/月)		1,899	1,845	1,804	1,777	1,754
		確保方針	子育て サロン	箇所数	1	1	1	1
	利用可能数			1,725	1,725	1,725	1,725	1,725
	子どもの家		箇所数	10	10	10	10	10
			利用可能数	7,209	7,209	7,209	7,209	7,209
	合計		箇所数	11	11	11	11	11
			利用可能数	8,934	8,934	8,934	8,934	8,934
	確保方針—量の見込み			7,035	7,089	7,130	7,157	7,180
	区域番号4 東部区域	量の見込み(人/月)		2,157	2,096	2,049	2,018	1,992
		確保方針	子育て サロン	箇所数	2	2	2	2
利用可能数				2,903	2,903	2,903	2,903	2,903
子どもの家			箇所数	5	6	6	6	6
			利用可能数	3,544	4,504	4,504	4,504	4,504
合計			箇所数	7	8	8	8	8
			利用可能数	6,447	7,407	7,407	7,407	7,407
確保方針—量の見込み			4,290	5,311	5,358	5,389	5,415	
区域番号5 南部区域		量の見込み(人/月)		4,124	4,007	3,919	3,859	3,808
		確保方針	子育て サロン	箇所数	2	2	2	2
	利用可能数			2,878	2,878	2,878	2,878	2,878
	子どもの家		箇所数	17	17	17	17	17
			利用可能数	13,969	13,969	13,969	13,969	13,969
	合計		箇所数	19	19	19	19	19
			利用可能数	16,847	16,847	16,847	16,847	16,847
	確保方針—量の見込み			12,723	12,840	12,928	12,988	13,039

## オ 利用者支援事業

子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に実施する事業です。

本市においては、多種多様なサービスの中、それぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じた適切な施設・事業の選択を支援し、養育環境に応じた適切な給付の提供を図ることが重要であることから、本事業を実施することとしています。

具体的には、子育てサロン・子育て世代包括支援センター等、地域の子育て家庭に身近な施設で展開されることが効果的であることなどから、区域を5区域として推進することとし、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、既存施設の活用により対応します。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区域番号1 中央部区域	量の見込み(ヶ所)	2	2	2	2	2
	確保方策(ヶ所)	2	2	2	2	2
	確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号2 北東部区域	量の見込み(ヶ所)	4	4	4	4	4
	確保方策(ヶ所)	4	4	4	4	4
	確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号3 北西部区域	量の見込み(ヶ所)	1	1	1	1	1
	確保方策(ヶ所)	1	1	1	1	1
	確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号4 東部区域	量の見込み(ヶ所)	2	2	2	2	2
	確保方策(ヶ所)	2	2	2	2	2
	確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号5 南部区域	量の見込み(ヶ所)	3	3	3	3	3
	確保方策(ヶ所)	3	3	3	3	3
	確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

## カ 一時預かり事業（幼稚園型）

教育標準時間の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行う事業です。本事業については、教育施設利用者の就労実態等に応じてニーズが発生する特性の事業であることから、利用状況等に基づく「量の見込み」に対し、利用施設において、供給体制を確保します。

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
区域番号1 中央部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	4,044	4,010	3,865	3,752	3,645
		2号認定利用(人)	59,916	59,410	57,258	55,581	54,001
		合計	63,960	63,420	61,123	59,333	57,646
	確保方策(人)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
	確保方策－量の見込み	66,040	66,580	68,877	70,667	72,354	
区域番号2 北東部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	1,899	1,883	1,814	1,761	1,711
		2号認定利用(人)	28,127	27,890	26,880	26,092	25,351
		合計	30,026	29,773	28,694	27,853	27,062
	確保方策(人)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	確保方策－量の見込み	19,974	20,227	21,306	22,147	22,938	
区域番号3 北西部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	2,537	2,516	2,425	2,354	2,287
		2号認定利用(人)	37,591	37,273	35,923	34,871	33,880
		合計	40,128	39,789	38,348	37,225	36,167
	確保方策(人)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	確保方策－量の見込み	19,872	20,211	21,652	22,775	23,833	
区域番号4 東部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	3,440	3,411	3,288	3,191	3,101
		2号認定利用(人)	50,971	50,540	48,709	47,282	45,938
		合計	54,411	53,951	51,997	50,473	49,039
	確保方策(人)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	確保方策－量の見込み	5,589	6,049	8,003	9,527	10,961	
区域番号5 南部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	7,273	7,211	6,949	6,746	6,554
		2号認定利用(人)	107,738	106,829	102,959	99,942	97,101
		合計	115,011	114,040	109,908	106,688	103,655
	確保方策(人)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
	確保方策－量の見込み	14,989	15,960	20,092	23,312	26,345	

## キ 一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本事業については、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、他区域も含めた既存の一時預かり事業の供給体制に加え、幼稚園型事業における地域の子どもの預かりや自主事業も活用し、供給体制の確保を図ります。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
区域番号1 中央部区域	量の見込み	19,740	19,384	18,813	18,390	18,007	
	確保方策(人)	一時預かり(一般)	24,262	24,262	24,262	24,262	24,262
		一時預かり(地域密着)	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180
		ファミリーサポート	1,236	1,322	1,408	1,494	1,581
	合 計	32,678	32,764	32,850	32,936	33,023	
確保方策－量の見込み	12,938	13,380	14,037	14,546	15,016		
区域番号2 北東部区域	量の見込み	6,234	6,121	5,941	5,808	5,686	
	確保方策(人)	一時預かり(一般)	7,662	7,662	7,662	7,662	7,662
		ファミリーサポート	950	1,016	1,082	1,148	1,215
		合 計	8,612	8,678	8,744	8,810	8,877
確保方策－量の見込み	2,378	2,557	2,803	3,002	3,191		
区域番号3 北西部区域	量の見込み	4,378	4,300	4,173	4,079	3,994	
	確保方策(人)	一時預かり(一般)	5,382	5,382	5,382	5,382	5,382
		ファミリーサポート	793	848	904	959	1,014
		合 計	6,175	6,230	6,286	6,341	6,396
確保方策－量の見込み	1,797	1,930	2,113	2,262	2,402		
区域番号4 東部区域	量の見込み	3,117	3,061	2,970	2,904	2,843	
	確保方策(人)	一時預かり(一般)	3,833	3,833	3,833	3,833	3,833
		ファミリーサポート	901	964	1,026	1,089	1,152
		合 計	4,734	4,797	4,859	4,922	4,985
確保方策－量の見込み	1,617	1,736	1,889	2,018	2,142		
区域番号5 南部区域	量の見込み	12,245	12,024	11,670	11,408	11,169	
	確保方策(人)	一時預かり(一般)	15,051	15,051	15,051	15,051	15,051
		ファミリーサポート	1,722	1,842	1,963	2,083	2,202
		合 計	16,773	16,893	17,014	17,134	17,253
確保方策－量の見込み	4,528	4,869	5,344	5,726	6,084		

## ク 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡，調整等を行う事業であり，広域的な利用がなされています。本事業については，区域の別なく全市的に実施される事業であることから，区域を全市1区域として推進することとします。

「子どもの家」の帰宅後の預かり等によるニーズの増加を見込んでいますが，依頼会員数とともに協力会員数も伸びており，依頼会員一人あたりの利用回数が増加している状況であることから，利用状況等に基づく「量の見込み」に対し，今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため，「確保方策」については，子育てを終えた依頼会員に対する協力会員への登録依頼や，制度の更なる周知により，引き続き協力会員を確保します。

区域番号 1		区域名 市内全域	
年度		令和2年度	
量の見込み	[1～3年] (延べ人)	6,628	
	[4～6年] (延べ人)	3,351	
	合計	10,179	
確保方策 (延べ人)		10,179	
確保方策－量の見込み		0	
年度		令和3年度	
量の見込み	[1～3年] (延べ人)	7,090	
	[4～6年] (延べ人)	3,798	
	合計	10,888	
確保方策 (延べ人)		10,888	
確保方策－量の見込み		0	
年度		令和4年度	
量の見込み	[1～3年] (延べ人)	7,552	
	[4～6年] (延べ人)	4,046	
	合計	11,598	
確保方策 (延べ人)		11,598	
確保方策－量の見込み		0	
年度		令和5年度	
量の見込み	[1～3年] (延べ人)	8,014	
	[4～6年] (延べ人)	4,293	
	合計	12,307	
確保方策 (延べ人)		12,307	
確保方策－量の見込み		0	
年度		令和6年度	
量の見込み	[1～3年] (延べ人)	8,476	
	[4～6年] (延べ人)	4,541	
	合計	13,071	
確保方策 (延べ人)		13,071	
確保方策－量の見込み		0	

## ケ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において、概ね7日/月を限度として児童を児童福祉施設で預かり、昼夜を通して保護者に代わり養育を行う事業であり、保護者の負担の軽減を図っています。

本事業については、区域の別なく全市的に実施される事業であることから、区域を全市1区域として推進することとし、利用状況等に基づく「量の見込み」に対し、今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、「確保方策」については、現体制を継続することで対応します。

区域番号 1 区域名 市内全域	
年度	令和2年度
量の見込み(日)	460
確保方策(日)	宇都宮乳児院: 252日 児童養護施設6施設: 186日 ファミリーホーム: 22日
年度	令和3年度
量の見込み(日)	460
確保方策(日)	宇都宮乳児院: 252日 児童養護施設6施設: 186日 ファミリーホーム: 22日
年度	令和4年度
量の見込み(日)	460
確保方策(日)	宇都宮乳児院: 252日 児童養護施設6施設: 186日 ファミリーホーム: 22日
年度	令和5年度
量の見込み(日)	460
確保方策(日)	宇都宮乳児院: 252日 児童養護施設6施設: 186日 ファミリーホーム: 22日
年度	令和6年度
量の見込み(日)	460
確保方策(日)	宇都宮乳児院: 252日 児童養護施設6施設: 186日 ファミリーホーム: 22日

## コ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本事業については、主に教育・保育施設において実施され、その利用者についても教育・保育施設の利用者が大部分であることから、区域を5区域として推進することとし、教育・保育施設利用者の就労実態等に応じてニーズが発生する特性の事業であることから、利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、利用施設において、供給体制を確保します。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区域番号1 中央部区域	量の見込み(人)	1,295	1,298	1,284	1,277	1,269
	確保方策(人)	1,360	1,407	1,407	1,407	1,407
	確保方策－量の見込み	65	109	123	130	138
区域番号2 北東部区域	量の見込み(人)	1,003	1,005	994	989	983
	確保方策(人)	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
	確保方策－量の見込み	149	147	158	163	169
区域番号3 北西部区域	量の見込み(人)	507	508	503	500	497
	確保方策(人)	546	546	593	593	593
	確保方策－量の見込み	39	38	90	93	96
区域番号4 東部区域	量の見込み(人)	541	542	536	533	530
	確保方策(人)	661	708	802	849	849
	確保方策－量の見込み	120	166	266	316	319
区域番号5 南部区域	量の見込み(人)	1,366	1,368	1,355	1,347	1,338
	確保方策(人)	1,597	1,644	1,738	1,738	1,738
	確保方策－量の見込み	231	276	383	391	400

## サ 病児保育事業

保育を必要とする病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業であり、ワーク・ライフ・バランスの視点をはじめ、事業採算性が低いなどの事業の実態・特性等も踏まえ、事業を実施していくことが求められます。

本事業については、突発的・非常態的なニーズに対応するセーフティネット的な特性を有する事業であることなどから、区域を全市1区域として推進することとし、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、既存の施設を有効活用しながら、供給体制の確保を図ります。

区域番号 1	区域名 市内全域				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	4,813	4,822	4,773	4,746	4,716
確保方策(人)	6,855	6,855	6,855	6,855	6,855
確保方策ー量の見込み	2,042	2,033	2,082	2,109	2,139

## シ 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業であり、施設の利用にあたっては、当該施設がある小学校に通っている児童であることを原則としています。

本事業については、特定の施設において、特定の利用者によって実施される事業であることなどから、区域を小学校区（69区域）として推進することとし、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、必要な指導員や場所の確保により、供給体制の確保を図ります。場所の確保にあたっては、普通教室や特別教室、会議室などの既存学校施設を活用することを基本にしており、学校施設の活用が困難な場合は、新たに独立棟などの施設整備を行います。また、令和3年度からは運営主体を法人化し、より効果的・効率的にサービスを提供していきます。

区域番号	区域名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	中央小学校区	量の見込み	56	55	60	69	66
		確保方策	80	80	80	80	80
		確保方策一量の見込み	24	25	20	11	14
2	東小学校区	量の見込み	56	56	68	71	68
		確保方策	98	98	98	98	98
		確保方策一量の見込み	42	42	30	27	30
3	西小学校区	量の見込み	35	65	63	60	65
		確保方策	80	80	80	80	80
		確保方策一量の見込み	45	15	17	20	15
4	築瀬小学校区	量の見込み	115	158	152	159	167
		確保方策	130	168	168	168	168
		確保方策一量の見込み	15	10	16	9	1
5	西原小学校区	量の見込み	70	71	73	71	74
		確保方策	97	97	97	97	97
		確保方策一量の見込み	27	26	24	26	23
6	戸祭小学校区	量の見込み	85	107	122	127	112
		確保方策	95	133	133	133	133
		確保方策一量の見込み	10	26	11	6	21
7	今泉小学校区	量の見込み	74	112	118	130	130
		確保方策	105	143	143	143	143
		確保方策一量の見込み	31	31	25	13	13
8	昭和小学校区	量の見込み	88	79	91	81	85
		確保方策	103	103	103	103	103
		確保方策一量の見込み	15	24	12	22	18
9	陽南小学校区	量の見込み	112	137	139	133	141
		確保方策	140	140	140	140	178
		確保方策一量の見込み	28	3	1	7	37
10	桜小学校区	量の見込み	30	37	39	37	36
		確保方策	40	40	40	40	40
		確保方策一量の見込み	10	3	1	3	4
11	錦小学校区	量の見込み	72	84	96	99	105
		確保方策	76	114	114	114	114
		確保方策一量の見込み	4	30	18	15	9
12	細谷小学校区	量の見込み	74	115	133	139	140
		確保方策	97	135	135	173	173
		確保方策一量の見込み	23	20	2	34	33
13	峰小学校区	量の見込み	96	114	117	133	137
		確保方策	124	124	124	162	162
		確保方策一量の見込み	28	10	7	29	25
14	富士見小学校区	量の見込み	124	163	162	162	162
		確保方策	142	180	180	180	180
		確保方策一量の見込み	18	17	18	18	18
15	泉が丘小学校区	量の見込み	59	86	92	89	88
		確保方策	133	133	133	133	133
		確保方策一量の見込み	74	47	41	44	45

区域番号	区域名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
16	石井小学校区	量の見込み	92	154	178	174	169
		確保方策	114	190	190	190	190
		確保方策一量の見込み	22	36	12	16	21
17	緑が丘小学校区	量の見込み	85	112	116	119	117
		確保方策	114	114	152	152	152
		確保方策一量の見込み	29	2	36	33	35
18	宮の原小学校区	量の見込み	75	91	97	102	96
		確保方策	90	128	128	128	128
		確保方策一量の見込み	15	37	31	26	32
19	御幸小学校区	量の見込み	110	92	97	97	101
		確保方策	115	115	115	115	115
		確保方策一量の見込み	5	23	18	18	14
20	明保小学校区	量の見込み	160	213	226	234	240
		確保方策	180	218	256	256	256
		確保方策一量の見込み	20	5	30	22	16
21	宝木小学校区	量の見込み	217	224	234	245	263
		確保方策	233	233	271	271	271
		確保方策一量の見込み	16	9	37	26	8
22	城東小学校区	量の見込み	56	75	81	72	70
		確保方策	59	97	97	97	97
		確保方策一量の見込み	3	22	16	25	27
23	平石中央小学校区	量の見込み	15	12	14	14	16
		確保方策	38	38	38	38	38
		確保方策一量の見込み	23	26	24	24	22
24	平石北小学校区	量の見込み	66	68	63	69	71
		確保方策	67	105	105	105	105
		確保方策一量の見込み	1	37	42	36	34
25	清原中央小学校区	量の見込み	231	99	111	123	125
		確保方策	246	152	152	152	152
		確保方策一量の見込み	15	53	41	29	27
26	清原南小学校区	量の見込み	82	94	94	107	119
		確保方策	117	117	117	117	155
		確保方策一量の見込み	35	23	23	10	36
27	清原北小学校区	量の見込み	120	120	120	120	120
		確保方策	120	120	120	120	120
		確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0
28	清原東小学校区	量の見込み	78	78	90	97	109
		確保方策	206	206	206	206	206
		確保方策一量の見込み	128	128	116	109	97
29	横川中央小学校区	量の見込み	82	111	117	116	120
		確保方策	108	146	146	146	146
		確保方策一量の見込み	26	35	29	30	26
30	横川東小学校区	量の見込み	105	128	142	144	146
		確保方策	184	184	184	184	184
		確保方策一量の見込み	79	56	42	40	38
31	横川西小学校区	量の見込み	136	148	156	166	169
		確保方策	150	150	188	188	188
		確保方策一量の見込み	14	2	32	22	19
32	瑞穂野北小学校区	量の見込み	45	47	46	51	49
		確保方策	156	156	156	156	156
		確保方策一量の見込み	111	109	110	105	107
33	瑞穂野南小学校区	量の見込み	44	35	41	48	47
		確保方策	95	95	95	95	95
		確保方策一量の見込み	51	60	54	47	48
34	豊郷中央小学校区	量の見込み	191	228	247	266	291
		確保方策	248	248	248	286	324
		確保方策一量の見込み	57	20	1	20	33
35	豊郷南小学校区	量の見込み	111	146	159	169	173
		確保方策	130	162	162	200	200
		確保方策一量の見込み	19	16	3	31	27

区域番号	区域名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
36	豊郷北小学校区	量の見込み	49	70	67	72	65
		確保方策	82	82	82	82	82
		確保方策一量の見込み	33	12	15	10	17
37	国本中央小学校区	量の見込み	97	123	137	138	136
		確保方策	122	160	160	160	160
		確保方策一量の見込み	25	37	23	22	24
38	国本西小学校区	量の見込み	37	32	36	37	36
		確保方策	38	38	38	38	38
		確保方策一量の見込み	1	6	2	1	2
39	城山中央小学校区	量の見込み	92	82	65	67	79
		確保方策	138	138	138	138	138
		確保方策一量の見込み	46	56	73	71	59
40	城山西小学校区	量の見込み	100	100	100	100	100
		確保方策	100	100	100	100	100
		確保方策一量の見込み	0	0	0	0	0
41	城山東小学校区	量の見込み	58	67	64	65	70
		確保方策	93	93	93	93	93
		確保方策一量の見込み	35	26	29	28	23
42	富屋小学校区	量の見込み	23	32	34	25	22
		確保方策	67	67	67	67	67
		確保方策一量の見込み	44	35	33	42	45
43	篠井小学校区	量の見込み	26	21	19	24	17
		確保方策	44	44	44	44	44
		確保方策一量の見込み	18	23	25	20	27
44	姿川中央小学校区	量の見込み	60	61	62	58	68
		確保方策	75	75	75	75	75
		確保方策一量の見込み	15	14	13	17	7
45	姿川第一小学校区	量の見込み	113	147	151	153	142
		確保方策	161	161	161	161	161
		確保方策一量の見込み	48	14	10	8	19
46	姿川第二小学校区	量の見込み	130	162	171	186	193
		確保方策	160	198	198	198	198
		確保方策一量の見込み	30	36	27	12	5
47	雀宮中央小学校区	量の見込み	124	143	141	148	153
		確保方策	159	159	159	159	159
		確保方策一量の見込み	35	16	18	11	6
48	雀宮東小学校区	量の見込み	61	66	72	68	83
		確保方策	70	70	108	108	108
		確保方策一量の見込み	9	4	36	40	25
49	雀宮南小学校区	量の見込み	82	76	78	82	76
		確保方策	120	120	120	120	120
		確保方策一量の見込み	38	44	42	38	44
50	陽東小学校区	量の見込み	114	138	145	149	154
		確保方策	144	144	182	182	182
		確保方策一量の見込み	30	6	37	33	28
51	御幸が原小学校区	量の見込み	92	108	106	111	109
		確保方策	131	131	131	131	131
		確保方策一量の見込み	39	23	25	20	22
52	五代小学校区	量の見込み	124	132	126	127	125
		確保方策	131	169	169	169	169
		確保方策一量の見込み	7	37	43	42	44
53	陽光小学校区	量の見込み	60	75	66	71	75
		確保方策	77	77	77	77	77
		確保方策一量の見込み	17	2	11	6	2
54	瑞穂台小学校区	量の見込み	129	136	126	119	102
		確保方策	140	140	140	140	140
		確保方策一量の見込み	11	4	14	21	38
55	晃宝小学校区	量の見込み	130	169	188	188	185
		確保方策	154	192	192	192	192
			24	23	4	4	7

区域番号	区域名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
56	新田小学校区	量の見込み	122	173	196	196	198
		確保方策	229	229	229	229	229
		確保方策一量の見込み	107	56	33	33	31
57	海道小学校区	量の見込み	48	72	82	99	99
		確保方策	61	99	99	99	99
		確保方策一量の見込み	13	27	17	0	0
58	西が岡小学校区	量の見込み	137	132	141	131	126
		確保方策	152	152	152	152	152
		確保方策一量の見込み	15	20	11	21	26
59	上戸祭小学校区	量の見込み	159	161	191	201	201
		確保方策	195	195	195	233	233
		確保方策一量の見込み	36	34	4	32	32
60	上河内東小学校区	量の見込み	56	62	67	81	84
		確保方策	60	98	98	98	98
		確保方策一量の見込み	4	36	31	17	14
61	上河内西小学校区	量の見込み	32	27	21	19	23
		確保方策	64	64	64	64	64
		確保方策一量の見込み	32	37	43	45	41
62	上河内中央小学校区	量の見込み	71	100	113	120	113
		確保方策	134	134	134	134	134
		確保方策一量の見込み	63	34	21	14	21
63	岡本小学校区	量の見込み	65	82	96	109	114
		確保方策	101	101	101	139	139
		確保方策一量の見込み	36	19	5	30	25
64	白沢小学校区	量の見込み	70	68	75	76	77
		確保方策	70	70	108	108	108
		確保方策一量の見込み	0	2	33	32	31
65	田原小学校区	量の見込み	29	41	47	48	45
		確保方策	36	68	68	68	68
		確保方策一量の見込み	7	27	21	20	23
66	岡本西小学校区	量の見込み	121	128	118	129	137
		確保方策	155	155	155	155	155
		確保方策一量の見込み	34	27	37	26	18
67	岡本北小学校区	量の見込み	157	173	181	209	244
		確保方策	161	199	199	237	275
		確保方策一量の見込み	4	26	18	28	31
68	田原西小学校区	量の見込み	52	51	49	54	53
		確保方策	54	54	54	54	54
		確保方策一量の見込み	2	3	5	0	1
69	新設小学校区	量の見込み	—	211	279	340	367
		確保方策	—	320	320	358	396
		確保方策一量の見込み	—	109	41	18	29
合 計		量の見込み	6,067	7,135	7,564	7,893	8,058
		確保方策	7,988	9,038	9,304	9,608	9,798
		確保方策一量の見込み	1,921	1,903	1,740	1,715	1,740

## ス 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯の子どもが教育・保育等の提供を受ける際に教材費等の一部を補助する事業です。

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、対象世帯が拡大されるなどの制度改正を受け、副食費に係る費用分についても事業の対象となっていることから、国の運用に準じて実施しています。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	17,582	17,445	16,841	16,373	15,939
確保方策（人）	17,582	17,445	16,841	16,373	15,939
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

## セ 多様な主体の参入促進事業

教育保育施設等への多様な民間事業者の参入の促進を図るため、新規参入事業者に対する相談・助言や巡回支援などを行う事業や、既存の仕組みにおいて助成の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合の助成事業であり、本市の実態等を踏まえ、必要な取組について検討してまいります。

## ソ 休日保育

仕事や病気等のために休日、家庭で保育ができない場合に保育を実施するもので、区域を全市1区域としますが、既存施設の配置バランスや地区毎のニーズ動向を踏まえ、特にニーズの高い南部区域に実施園を確保し、供給体制を整備していくこととします。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人／日）	25	28	31	34	37
確保方策（人／日）	30	30	30	45	45
確保方策－量の見込み	5	2	▲1	11	8



### 1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

増加傾向にある児童虐待を防止するためには、養育に関する支援を必要とする家庭の早期把握に努めるとともに、関係機関が連携して虐待の早期発見、早期対応を図っていくことが必要となっています。

このようなことから、特定妊婦や支援が特に必要な家庭に対して養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業の実施に加え、家庭において一時的に養育が困難となった場合の「子育て支援短期入所事業（ショートステイ）」などの活用を通じて、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を展開することにより、児童虐待の未然防止に努めていきます。

また、複雑困難化する児童虐待ケースにより一層適切に対応するため、「子ども家庭総合支援拠点」の充実強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携して一体的な対応を実施することにより、児童虐待防止の対策の充実に取り組んでいきます。

#### (2) ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っていることから、生活基盤の安定を図るための就労支援や、子育てと仕事を両立させるための支援が必要となっています。

このようなことから、保育所等への入所にあたってのひとり親世帯等への福祉的配慮を行うとともに、ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、ひとり親家庭への早期の就労支援など、安心して子育てと仕事を両立できるよう、利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。

また、各種施策・制度の情報が支援を必要とする方に行き渡るよう、相談機能や情報提供等を充実させることで、総合的にひとり親家庭の自立を支援していきます。

#### (3) 障がい児等に対する施策の充実

すべての子どもや子育て家庭が身近な地域で適切なサービスが受けられるよう、児童福祉法の改正によりサービスの充実や一元化が図られるとともに、地域の幼稚園や保育所等での障がい児の受入促進が求められています。また、医療的なケアや、発達に課題を持つなど特別な支援が必要な子どもや子育て家庭への支援にあたっては、年齢や障がいに応じた医療や療育をはじめ、相談支援体制や関係機関との連携が必要であり、保健・医療・福祉・教育等、各種施策の円滑な連携により、在家庭児を含めたすべての子どもや子育て家庭への切れ目のない支援が重要となります。

このため、乳幼児健康診査等を通し、障がいの疑いがある子の早期発見を図り、専門機関の早期支援に繋げるとともに、地域の幼稚園や保育所等における障がい児の受入体制の充実や在家庭児への支援の促進に努めます。

公立保育所においては令和元年度から、医療的ケアに従事する職員の報酬見直しを行うなどして、受入れ体制の強化を図っており、引き続き、支援を要する子どもの受入れ体制の確保に努めていきます。また、子どもや子育て家庭、受入施設等に対しても、中核施設である子ども発達センターによる巡回相談事業をはじめ、障がい児相談支援を行う事業者等、専門的な支援を行う体制づくりに努めます。

なお、就学後にあっても、日中活動の場の提供などのための日中一時支援（放課後支援型）や、生活能力向上に向けた訓練などを行う放課後等デイサービス、子どもの家等事業による放課後支援の充実に努めます。

さらには、発達の遅れや障がいのある子どもに、より適切で効果的な保育等が行えるよう、障がい児保育等の専門研修を通し、保育所等に勤務する職員の資質や専門性の向上に努めるなど、障がい児施策の充実等に努めます。

## **2 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進**

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・小学校の保育士や教職員が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の教職員等による相互授業・保育参観や保育・教育内容等の合同研修会の実施などに取り組んでいきます。

## **3 ワーク・ライフ・バランスが図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

子育て家庭が、安心して子育てができるよう、仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、好環境（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックによる啓発活動や、男女共同参画推進事業者表彰の実施など、企業における働きやすい職場環境づくりを促進します。

併せて、勤労者自身が働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するきっかけとなるよう、勤労者等への意識啓発や男性の家庭参画を促進します。

## 第5章 計画の総合的な推進体制

### 1 計画の周知と啓発

本計画を推進していくにあたっては、子ども・子育て支援制度について広く周知するとともに、必要な方に適切な情報が届くよう、関係者や関係団体への周知や、広報紙・ホームページへの掲載など、広く機会をとらえて、計画の効果的な周知と意識の啓発に努めます。

### 2 庁内推進体制

本計画の推進にあたっては、関係部局が連携して横断的に取り組んでいくことが必要です。このため、計画の進捗状況を把握し、関係部局が連携を図りながら推進してまいります。

### 3 庁外推進体制

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などから構成された「宇都宮市子ども・子育て会議」において、意見をいただきながら、本計画の推進を図ります。

### 4 計画の点検・評価と施策への反映

本計画に基づく施策の進捗状況については、「宇都宮市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、PDCAサイクル（Plan（計画）・Do（行動）・Check（検証）・Action（改善））に基づいた計画の推進を図ります。

また、幼児期の学校教育・保育の供給体制の確保等にあたり、量の見込みと保育の必要性の認定数との乖離や認定こども園に関する事業者の希望の状況など、見直しを図るべき状況が生じた場合には、同会議において意見をいただき、市として必要な対策を講じていきます。

### 5 SDGsとの整合

本計画に基づく各施策・事業の実施にあたっては、総合的かつ効果的な取組の推進を図るものとして策定された「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合・連携を図り、同計画や「第6次宇都宮市総合計画」の関連指標の達成に向け、取り組んでいきます。

# 〈参考資料〉

## <他市町との広域調整>

### 1 他市町からの受託分

#### (1) 対象市町

鹿沼市, 日光市, 真岡市, 矢板市, さくら市, 那須烏山市, 上三川町, 芳賀町, 壬生町, 塩谷町, 高根沢町

#### (2) 各区域の受託数

年度	区分	中央部	北東部	北西部	東部	南部	合計
令和 2年度	1号	7	152	1	1	35	196
	2号(教)	0	5	0	9	7	21
	2号(保)	5	4	6	3	7	25
	3号	5	6	3	4	9	27
令和 3年度	1号	7	150	1	1	35	194
	2号(教)	0	4	0	6	7	17
	2号(保)	4	4	6	3	8	25
	3号	5	6	3	3	8	25
令和 4年度	1号	7	148	0	1	35	191
	2号(教)	0	4	0	3	7	14
	2号(保)	4	4	6	4	8	26
	3号	5	5	3	1	8	22
令和 5年度	1号	7	148	0	1	35	191
	2号(教)	0	4	0	0	7	11
	2号(保)	4	3	5	3	8	23
	3号	5	5	3	1	8	22
令和 6年度	1号	7	147	0	1	34	189
	2号(教)	0	4	0	0	7	11
	2号(保)	4	3	5	3	7	22
	3号	5	4	3	1	8	21

## 2 他市町への委託分

### (1) 対象市町

足利市, 鹿沼市, 栃木市, 日光市, 真岡市, 大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 下野市, 上三川町, 益子町, 茂木町, 市貝町, 芳賀町, 壬生町, 塩谷町, 高根沢町, 那珂川町

### (2) 各区域の委託数

年度	区分	中央部	北東部	北西部	東部	南部	合計
令和 2年度	1号	38	30	25	28	54	175
	2号(教)	10	8	7	7	13	45
	2号(保)	15	12	6	9	18	60
	3号	19	15	8	13	25	80
令和 3年度	1号	38	30	25	28	52	173
	2号(教)	10	8	7	7	13	45
	2号(保)	24	19	9	14	30	96
	3号	19	15	8	13	25	80
令和 4年度	1号	36	28	24	27	51	166
	2号(教)	9	7	6	7	14	43
	2号(保)	15	12	6	9	18	60
	3号	19	15	8	13	25	80
令和 5年度	1号	36	28	24	26	48	162
	2号(教)	9	7	6	7	13	42
	2号(保)	16	12	6	9	19	62
	3号	19	15	8	13	25	80
令和 6年度	1号	35	27	23	25	48	158
	2号(教)	9	7	6	7	12	41
	2号(保)	15	12	6	9	18	60
	3号	19	15	8	13	25	80

## <施設の利用状況に基づく区域間移動の調整>

需要が特に高い2号、3号認定子どもについては、区域間移動を考慮した調整を行うことで、より実態に近い需要動向の把握を実施しています。

### 【宇都宮市全域の量の見込み】

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	1・2歳	3号 0歳												
市内全域	5,674	4,371	2,115	5,780	4,305	2,121	5,686	4,268	2,125	5,620	4,263	2,128	5,545	4,257	2,134

### 【区域間移動の調整前】

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	1・2歳	3号 0歳												
中央部	1,249	957	476	1,271	941	477	1,247	933	478	1,230	931	479	1,212	930	480
北東部	976	736	360	993	723	361	974	716	362	962	715	362	947	714	363
北西部	829	608	272	837	601	273	828	598	273	822	597	274	814	597	274
東部	911	724	332	924	713	333	910	707	334	900	707	334	889	706	335
南部	1,729	1,346	675	1,755	1,327	677	1,727	1,314	678	1,706	1,313	679	1,683	1,310	682
合計	5,694	4,371	2,115	5,780	4,305	2,121	5,686	4,268	2,125	5,620	4,263	2,128	5,545	4,257	2,134

居住地から施設所在地への現況の  
区域間移動に応じて、量の見込みを補正

### 【区域間移動の調整後】

年度	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	1・2歳	3号 0歳												
中央部	1,428	1,037	483	1,450	1,021	484	1,426	1,013	485	1,409	1,011	486	1,391	1,010	487
北東部	1,113	842	381	1,130	829	382	1,111	822	383	1,099	821	383	1,084	820	384
北西部	561	438	247	569	431	248	560	428	248	554	427	249	546	427	249
東部	855	701	330	868	690	331	854	684	332	844	684	332	833	683	333
南部	1,737	1,353	674	1,763	1,334	676	1,735	1,321	677	1,714	1,320	678	1,691	1,317	681
合計	5,694	4,371	2,115	5,780	4,305	2,121	5,686	4,268	2,125	5,620	4,263	2,128	5,545	4,257	2,134

### 【2号区域間移動現況】

児童居住地	中央部	北東部	北西部	東部	南部
中央部	807	166	40	72	107
北東部	103	942	39	20	14
北西部	190	80	589	5	91
東部	98	46	5	592	100
南部	173	21	14	96	1,017

### 【3号(1・2歳)区域間移動現況】

児童居住地	中央部	北東部	北西部	東部	南部
中央部	581	120	29	52	77
北東部	63	571	24	12	8
北西部	122	51	379	3	59
東部	60	28	3	358	61
南部	113	14	9	62	663

### 【3号(0歳)区域間移動現況】

児童居住地	中央部	北東部	北西部	東部	南部
中央部	110	23	5	10	14
北東部	10	94	4	2	1
北西部	19	8	60	0	9
東部	10	5	0	59	10
南部	20	2	2	11	118

令和元年度子ども・子育て会議【委員名簿】

(敬称略)

構成員			氏名	役職		
1号	子どもの保護者	1 子どもの保護者	堀口 文子			
		2 子どもの保護者	石井 由貴			
2号	事業主	3 宇都宮商工会議所	青木 克介			
3号	労働者	4 連合栃木宇河地域協議会	仙波 和夫			
4号	児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者	児童福祉	5 宇都宮市母子寡婦福祉連合会	栗田 幹晴		
			6 宇都宮市民生委員児童委員協議会	鈿持 幸子		
			7 宇都宮市私立保育園協会	福田 清美		
			8 栃木県中央児童相談所	君島 健一		
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	障がい者(知的を含む)	9 NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ(障がい児を代表する団体)	佐々木 佳子		
			地域福祉	10 宇都宮市社会福祉協議会	大島 一夫	
		福祉・教育	11 認定こども園を代表する者	山崎 英明		
			12 事業所内保育施設実施者	大金 和人		
			教育	13 宇都宮地区幼稚園連合会	稲川 康代	
		14 宇都宮市小学校長会		森田 浩子		
		15 宇都宮市子どもの家連合会		今井 恭男		
		16 宇都宮市中学校長会		澤畑 正		
		17 宇都宮市内高等学校長会		田代 哲郎		
		保健・医療	18 宇都宮市医師会	福田 哲夫		
		地域・市民団体	19 宇都宮市PTA連合会	菊地 芳弘		
			20 宇都宮市青少年育成市民会議	関口 浩	副会長	
			21 宇都宮市青少年巡回指導員会	倉益 章		
			22 宇都宮市地域まちづくり推進協議会	坂本 登		
			23 一般社団法人栃木県若年者支援機構	中野 謙作		
		5号	学識経験者	24 大学教授(作新学院大学 女子短期大学部)	青木 章彦	会長
				25 大学教授(宇都宮共和大学 子ども生活学部)	河田 隆	
				26 市議会議員	今井 政範	
				27 弁護士	浅木 一希	
6号	その他市長が必要と認める者	行政	28 警察関係者	眞貝 晃		
			29 栃木労働局	野城 一宏		
		公募	30 地域の青少年健全育成等に関心のある方	大類 鮎美		